

平成25年度 第2回 まんのう町議会定例会

まんのう町告示第47号

平成25年第2回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

平成25年6月5日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 平成25年6月17日
2. 場 所 まんのう町役場議場

平成25年度第2回まんのう町議会定例会会議録（第2号）

平成25年6月18日（火曜日）午前 9時30分 開会

出席議員 15名

1番 川 西 米希子	2番 田 岡 秀 俊
3番 合 田 正 夫	4番 白 川 正 樹
5番 本屋敷 崇	6番 関 洋 三
7番 白 川 年 男	8番 白 川 皆 男
9番 大 西 樹	10番 藤 田 昌 大
11番 三 好 勝 利	12番 大 西 豊
13番 川 原 茂 行	14番 高 木 堅
15番 欠 員	16番 大 岡 克 三

欠席議員 なし

会議録署名議員の指名議員

14番 高 木 堅                      1番 川 西 米希子

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 青 野 進              議会事務局課長補佐 常 包 英 希

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義              副 町 長 栗 田 昭 彦  
教 育 長 斉 藤 賢 一              総 務 課 長 齋 部 正 典

企画政策課長	高嶋 一博	税務課長	田岡 一道
住民生活課長	森末史博	福祉保険課長	川田正広
会計管理者	仁木正樹	健康増進課長	奈良泰子
建設土地改良課長	池田勝正	産業経済課長	久留嶋一之
琴南支所長	雨霧 弘	仲南支所長	和泉博美
学校教育課長	尾崎裕昭	社会教育課長	脇 隆博
水道課長	天米賢吾	地籍調査課長	高橋 守

○大岡克三議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○大岡克三議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第126条の規定により、議長において14番、高木 堅君、1番、川西米希子君を指名いたします。

#### 日程第2 一般質問

○大岡克三議長 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

なお、田岡秀俊議員の質問は一問一答方式での申し出があります。

2番、田岡秀俊君、1番目の質問を許可いたします。

○田岡秀俊議員 おはようございます。

梅雨とは名ばかりで雨が少ない状態で暑い日々が続いておりますけれども、本日は一般質問ということで、このまんのう町議会でも熱い議論を闘わせていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

それでは、議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問、ただいまよりさせていただきます。

一つ目の質問に入ります。行政評価制度と決算審査のあり方ということでございます。

本日は6月議会ですけれども、次の議会、9月議会は、前年度、平成24年度の決算議会であります。そこで今回は決算についての考え方と、それに関連して行政評価制度のあり方について伺いたいと思っております。

今日まで議員として3年間3回の決算審査にかかわってきましたが、決算は終わったことだからという認識が執行部にも我々議員にも少なからずあるように思います。もちろん、

決算は議会で不認定となっても法律上何の効力もありません。しかしながら、そういう認識では、今後の行政運営においては支障を来す可能性があると思われま

す。財政が厳しい、厳しいと言いながら、本当に現状を、そして数年先まで推計して、しっかりと認識しているのか。選択と集中が大切と言いながら、本当にそういう予算組みになっているのか。決算審査をしっかりとやることにより、いかに次年度の予算につなげていくかという視点が今後非常に重要なことであると思

います。現在、地方公会計制度も従来の現金主義・単式簿記から発生主義・複式簿記の考えを取り入れるように変わってきております。すなわちフロー、現金の流れと、それからストック、資産・負債の状況、両方の状態を把握しなければならないということでもあります。それにプラスして、しっかりと行政評価を行い、総合計画基本計画から実施計画、そして予算編成へとつなげていくプロセス、すなわちP D C Aサイクル、計画から実行・評価・改善というサイクルですが、それをしっかりと行う必要があるということでもあります。

以上のような観点から、現在、まんのう町で行われている行政評価制度、事務事業制度等はどうなのか、主要施策の成果報告書は単なる決算事項別明細書の概要説明の域を出ないものではないのか、それらを今後どう改善していくのか。埼玉県秩父市のようにわかりやすくリンクしたものにできないのかなど、決算審査に関する考えをお聞かせください。

**○大岡克三議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 田岡議員の御質問にお答えいたします。

平成8年に三重県の北川知事が実施した事務事業評価から端を発した行政評価制度ですが、その重要性につきましては田岡議員と同じ認識であり、P D C Aサイクル循環のための最重要施策であると考えております。

そのため、本町においても平成19年度から事務事業評価制度を導入し、平成22年度をもって全庁事務事業の棚卸しを完了しており、平成23年度では、新たな考え方・手法により試行実施したところでございますが、これを成果という観点から見た場合、現行制度では大きな課題があり、これを解決するためには、制度の抜本的見直しが必要ではないのかと現在考えております。

全国的に見ましても、既に5%の自治体がそれまで実施していた行政評価制度を休止または廃止しており、また、先進団体として有名でありました神奈川県横須賀市でも、それまでの制度を取りやめ、全面的な見直しを行っております。このように全国でも効果的な制度を構築するため模索が続けられておるのが現状でございます。

したがって、本町でも昨年度新たな制度構築のための基礎資料収集を目的として、全国市町村国際文化研修所に職員を派遣するとともに、今年度は、田岡議員御指摘の埼玉県秩父市へ、これは参議院の選挙日程がずれ込まなければというのが前提ではありますが、視察のため職員を派遣させる予定でございます。

また、幾ら新たな制度を構築・導入したとしても、その実施主体は町職員であり、その意識・力量が伴わなければ効果的に制度を運用することはできません。したがって、制度

構築のための調査・研究とあわせて、今後は職員の意識改革、また人材育成についても力を入れていかなければならないと考えております。

また、議員御指摘のように、本町の主要施策の成果報告書については決算書の補足説明資料としての事項別明細書の域を出ておりません。多くの市が導入しております決算審査では、決算書等の関係諸表の計数を確認するとともに、予算の執行が効率的かつ有効なものとなっているかを主眼に実施されており、事項別明細書とは違った視点での検証結果を含みながらの審査調書を作成いたしております。

しかし、本町を含むほとんどの町では同じような趣旨のもとに決算書の詳細説明資料を作成しているところではありますが、今後は、先ほども申しあげましたように、活用される行政評価となるよう総合計画と予算編成との連携が可能なシートを検討してまいりますので、よろしく願いいたします。

**○大岡克三議長** 2番、田岡君。

**○田岡秀俊議員** ただいま、町長のほうからお答えいただきましたけれども、一つつきましょうか。

現行制度の抜本の見直しということがありました。事務事業評価、過去やってこられたと思いますけれども、今後どういうふうに見直していくのかというところが1点と、それから9月議会、決算議会ですけれども、それに向けてですね、できることなら24年度の決算の審査になります、24年度の決算カード、それから財政状況の資料、そういうものが出せるのかどうか。

それから、財務諸表4表、これは現金主義会計から発生主義会計に、この公会計制度改革というのが行われておりますけれども、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書、その4表のことですけれども、先ほど言いました、昨年の決算の時点で23年度の主要施策の成果に関する報告書、この最後の部分に申しわけ程度にといいますか、財務諸表の公表というところで、これ22年度決算の状況が出ておりますけれども、これを見ますと、まんのう町、現在、資産が618億9,748万円余りあるというふうなことになっております。それ資産と言っても、その詳しい内容というのが甚だ疑問な点がありますけれども、といいますのは、企業会計のような制度を取り入れるということでやっておりますけれども、きちんと減価償却といいますかね、そういうものもできておるのかどうか、それから時価と簿価の違いもあります。そういうところをやはりこれからはきちんとやっていく必要がある。この財政ということは、これからの町政運営の基礎になる部分だろうと思います。皆さんが把握して、我々議員もそうですけれども、把握して、これからの将来、どうやってまちづくりをやっていくかという視点が基本と思っておりますので、そのあたり。

それから、この公会計制度改革ですけれども、もちろん今までの現金主義の官庁会計、否定するものではありませんけれども、それに補足という考えでやっていくものであると思います。例えば、今までだったら現金の出と入だけの会計、先ほど申しあげましたように資

産とか負債の状況まで把握しなければならないという。それから発生主義、その事柄が起こった時点でのどういうふうに会計にあらわれてくるかという視点、そういう視点が必要だと思えます。

事例として、例えば公用車を1台導入したとします。耐用年数20年と計算して、最初の年は公用車、200万だったら200万という会計が出てきます。それで10年後、例えば事故によって廃車になったと、10年後、会計の中に出てくるかというたら出てこないですね、最初の導入した年に出てくるだけ。公有財産台帳ですか、それに三角の1台となるだけですね。それで果たして把握できるのかということです。

それから、決算においてはいただいております不用額調書というのがありますけれども、これも不用額、二通りの考え方があるんです。最初の予算の査定が甘かったのかどうか、それからもう一つは効率化に努めたために余ったという二つの視点で見ていかなければなりません。効率化に努めたのであれば、次の次年度は枠配分に、重点的にと申しますか、メリット予算とか、インセンティブ予算とかいう考え方もあります。そういうことも考えていくべきだろうと思えます。

それから費用便益分析、これも大事です。民間の場合は、コスト（費用）をかけて、何を得るかというたら利益なんですね。自治体の場合は何かといえば、費用（コスト）をかけて成果を得るわけでありまして。成果というのは、行政の仕事によって地域の状態や住民生活の質がどう変わったか、どう向上したか、それが成果であります。ですから、そういう成果もこの主要施策の成果に関する報告書にぜひ入れていただきたい。そういう記述が余り見受けられないんです、現在のところ。それから、進んで次年度におけるその改善提案なんかも入れていただいたら、なおいいのではないかと思います。

それから、行政評価システムですけれども、これは当然PDCA、十分に回さないかんと思えます。評価の視点も必要性、妥当性、有効性、達成度などの視点で評価を行う必要があります。それから、さっきも言いましたけれども、総合計画、それから総合計画行政評価、予算編成、そういうものを連動させるシステム、この構築が必要じゃないかと思えます。

そして、さっきの町長の答弁の中にもありましたけれども、幾らいいシステムを取り入れても、職員の意識とか力量が変わらなければというふうに言われました。それで、もう一つちょっと伺いたいんですけど、現在人事評価システムというのがあります。先日もこの3階でいろいろ研修ですか、行っていたようなんですけれども、私はこれは基本的にはそれぞれの頑張りを認め、評価ができるシステムになっているのかどうか、それぞれのモチベーションアップにつながっているのかどうか、職員が余分な仕事というふうふうに重荷に考えてしまうシステムではいけないということです。これはもう行政評価でも人事評価でもそうです。

それから、最後に評価される側とする側、双方に能力が求められるということです。

たくさん申しましたけれども、そういう面でどういうふうに今後考えておられるかをお

聞かせいただけますでしょうか。

○大岡克三議長 総務課長、齋部正典君。

○齋部総務課長 田岡議員さんの御質問にお答えいたします。

まず、現行制度の見直しについてどう考えているかという御質問でございましたが、これにつきましては、行政評価は単に評価するだけではなく、その評価結果を活用することにより、初めて意味をなすものと考えております。

そしてその活用とは、一つには総合計画の実証装置としての役目であり、もう一つは予算編成への反映でございます。したがって、行政評価と総合計画と予算編成とを一体化させる必要がございます。しかもそれは現行制度のような名目的なものではなく、制度としてシステムチックに連動させるものでなければならないと考えております。

現在検討しております制度内容の概要を申し上げますと、まず単位事務事業ごとに今1枚のシートを作成すると、そしてその中の一部を切り取れば総合計画の実施報告が、また行政評価シート、主要施策の成果報告、また次年度の予算要求資料が作成されるという仕組みでございます。つまり、各課別様式で同じような情報を何度も求めない設計でございまして、これにより職員への負担軽減にも資するものと考えております。

なお、こうした制度を構築するためには現在不一致となっているそれぞれの基本単位、つまり総合計画では計画事業、行政評価では評価事業、予算編成では予算事業を一度ばらばらに分解した後、新たに一から組みかえていく作業が必要となるわけでございます。それには相当の労力、また手間、時間がかかるものでございます。

先ほどお話にもありましたように、秩父市のような単独システムとはまんのう町は違いました。本町は中讃広域で共同で予算システムを稼働させておりますことから、総合計画後期基本計画を既に現行制度の方式でスタートさせております。なので、そういうことを勘案いたしまして、新たな行政評価制度は十分検証・検討しながら、次の総合計画、また10年、あとまたこれから5年始まったばかりでございますが、その中で、もちろん今の中で動きもするわけですが、次に照準もしっかり合わせながら意味のある、中身のある、先ほど町長が申しましたが、活用される行政評価に向かって研究をしていきたいというふうに考えております。そういうようなトータルシステムを設計・構築をしたいというふうに考えております。

そして、先ほど御質問の中の2番目に平成24年度の決算カードと財政状況資料、こういうのを9月の決算に出せないのかということでございますが、これは総務省へこういうデータをつくって提出をするわけでございますが、総務省のほうで全国の数値の精査を行った後、日本中のまんのう町と同等の行政規模等の類似団体の比較等が入ってまいります。よって、国のほうが全ての日本中の自治体のデータを集約した後に公表されるということになります。この公表が、予定といたしましては24年度分が来年、平成26年の5月ごろになるわけでございます。

また、財務諸表の4表ですね、この件につきましても、これも総務省の決算統計から引

用させていただいております関係から、これも年度末に公表になろうかと思っております。この9月には間に合いませんということでございます。

あと主要施策に絡むあれですね、資産が600億ということで今ありますが、これは現在3町が合併をしたそのデータをそのまま決算統計から抜き出した数字を入れさせていただいております。これには十分な精査が実際のところではできておりません。よって、今この何年かの間は御説明をしておりますように、公会計制度の中で正確な数字をとらまえる必要があるということで、公有財産の台帳の整備をするというお話をさせていただいております。かなり財産的には多岐にわたっております。

そういうことで、まずはFM（ファシリティマネジメント）から始まって、まずは固定資産の中の建物のほうを今進めており、並行して土地等も今調査をやっているところでございます。このあたりが調査が終わりますと、こここのところに正確な数字が入っていくのかなというふうに思っております。

あと不用額のお話がありました。不用額調書が出される中で予算が甘いのではないかというお話がありました。これについては基本的に当初予算を組むときには、もちろん対前年度比でももちろん削減をかけています、それが1点です。さらに、前年度決算書の中を見させていただいて、そしてそれも考慮しながら減額もさせていただいております。

この余って、不用額が発生しているところには、やはり事業発注時において、それぞれの各課において、さらなる精査と内容の見直しを予算編成の時期がどうしても12月、1月になりますので、実際の発注のときにはそれなりの資料収集をさらにさせていただいて十分な精査をお願いしております。よって、そこで費用を絞っているために不用額の発生があるわけでございます。総務課財政担当といたしましても、できる限り不用額が出るようなこともお願いしているところも実はございます。

なお、この甘さというところを余りこれを考えますと、予算を限界まで使うという国の予算の使い方がそれになりますが、私どものほうでは必要なものは必要なときに、そして事業を行いながら、住民の声を聞きながら、必要なものはもちろんふやさせていただきますが、住民とお話をさせていただく中で、見直しが必要だとなれば、そこで絞らせていただくというような臨機応変な対応をさせていただいておりますので、そういうことになっていると考えております。

あと新たな行政評価システム、PDCAについてでございますが、これは先ほどからも行政評価については議員さんが申しましたように、まんのう町の今の事務事業のシステムでは十分な成果が出ていない、そのチェックが十分できていないということでございます。これは私どもも全員で中身の再検討をしながら、活用できる事務事業評価に持っていきたいということで、先ほどからのお話のように新たな制度を考えていきたいと思っております。

先ほど言われておりました秩父市なんかちょっと調べさせていただいております。町長も言いましたように、総務課のほうから、今回ちょっと秩父市に派遣をしていろいろ情

報収集をしていきたいなというふうに考えております。また、よろしくお願ひ申し上げます。

あと、最後だったと思いますけれども、人事評価の活用、運用実態というお話があったと思います。まずは、やっぱり一番は、人事評価をする最大の目的は人を評価するのは2番目です。まずは人事評価制度を行うことによって、それぞれの職員の能力を向上させるところが一番の目的でございます。能力を向上しながら、そして切磋琢磨していただいて、少数精鋭の職員で十分な仕事をまんのう町のためにやっていただくということでございます。つまり、同じ目線で平等な評価ができる目合わせと申しますか、そういうのができていないと、やはり人間それぞれ、いろいろな考え方がございます。それを均一化、なかなかこれは難しいんですが、その考え方なり見方なりを同じ目線をもって見れるようなことの仕方と申しますか、考え方というのを先般の人事評価の研修では全職員を対象に行ったところでございます。

なかなかこの人事評価システムにつきましても、どこの市町でもなかなか苦慮しているところがございます。やはり評価する者とされる者というのもございます。そのあたりのところをうまく間を取り持つと申しますか、みんなが納得していただくことにならないことには、最終的には住民のためにならないのかなというふうに考えておりますので、しっかりと人事評価システムを構築していきたいというふうに考えております。

全てお答えしたかどうかはちょっと不安なんですけど、以上とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。ありがとうございました。

**○大岡克三議長** 2番、田岡秀俊議員、再々質問を許可いたします。

**○田岡秀俊議員** 3回目ということで、これで最後の質問です。

最初の町長の答弁、今の総務課長の答弁聞いておまして、ほぼ私の考えというか、認識と同じであると思いました。そういうことに対して、これからどんどん取り組んでいただいて、今後の町政運営、しっかり頑張ってくださいということが本当に大事なことで、我々議員のほうも当然それに対してそういう対応をしていく必要があると思っております。

先ほど総務課長のほうから言われましたけれども、まずはファシリティマネジメント、アセットマネジメントの観念から公有財産の整備を急いでおるところだと、それは本当に僕もそのとおりだと思いますけれども、質問も前議会でもさせていただきました。その進捗状況をまた所管事務調査のときでもいいですから、また出していただけたらと思います。

それから、決算資料につきましては、手間がかかるとか労力がかかるとかそういう、これは違うのかな、中讃広域でやっているもんとか総務省の関係があるとかいうふうなことで、なかなかその決算議会には提出するのは難しいというふうな答えがございました。そういうことでしたら、もう仕方がないですけども、本当は概要だけでも出せたら、先ほど申しました秩父市なんかは事中評価もやっておるということを聞いております。普通の従前の状況でしたら、どこの自治体もそうだろうと思っておりますけれども、次年度の予算に反映さず、9月決算認定して、その評価を次年度に生かすということになれば、1年おくれ、

それが一番早い段階、下手したら2年おくれになるというふうな状況があります。事中評価というものができれば、少しでも反映させられるのではないかと。

このあたりはもう少し私も研修で先ほど言いました秩父市の事例、それから名古屋市の手務事業評価表とか、そういうことを少しは勉強してまいりましたけれども、そういう面で、秩父市で行われております事中評価というものを少し研究をしていただけたらなというふうに思います。

まあ、おおむね先ほどの答弁で結構ですので、ぜひ前向きにどんどん取り組んでいただけたらと思います。よろしく申し上げます。1番目の質問を終わります。

**○大岡克三議長** 1番目の質問を終わります。

続いて、2番目の質問を許可いたします。

2番、田岡秀俊君。

**○田岡秀俊議員** そしたら二つ目の質問に移らせていただきます。

二つ目の質問、斉藤新教育長に、今後の教育行政の方針を問うということでございます。先月、まんのう町の教育行政のトップに就任されました斉藤教育長に今後の方針を伺いたいと思います。

前三原教育長が、この1年間、さまざまな施策を打ち出しております。土曜日授業、教師塾、中学3年までの35人学級、中1からの英語教育、教育コーディネーター事業など、私はそれぞれ高く評価しております。

**○大岡克三議長** 田岡君、発言中ですが、中1、小1ですね。小1。

**○田岡秀俊議員** すみません。訂正させていただきます。小1です。小1からの英語教育ですね。

斉藤教育長におかれましても、豊富な経験と知識・見識を持った方であると存じ上げておりますし、先日、町内各地での町政懇談会の場でも、前教育長の示された教育方針を継承し、そしてさらに発展させていくというふうに述べられておりました。そのあたりをもう少し詳しく、どのような自分なりの工夫を加え、どう発展させて、今後のまんのう町の教育行政に取り組んでいくのか、考えをお聞かせください。よろしく願いいたします。

**○大岡克三議長** 教育長、斉藤賢一君。

**○斉藤教育長** 田岡秀俊議員の質問にお答えいたします。

教育の重要性については、教育基本法が定める目的や理念を引き合いに出すまでもなく、これまで多くの人々が論じてきたところであります。とりわけ、都市化や高度情報化が進展し、少子化・高齢化が一層進むなど社会が激しく変容したことにより新たに出現したさまざまな課題に、子供たちが柔軟かつ適正に対応する力を身につけさせることが求められております。そうした中で、ますます教育の役割は重要となってきております。このような状況の中で、町教育委員会では、従来から各関係団体等とも連携しながら、学校教育や社会教育に取り組んでまいったところがございます。

さて、田岡議員の御質問にありますように、私は、前任の三原教育長さんが打ち出され

た各施策を継承・発展させてまいりたいとの考え方を表明してまいりましたが、その背景と考え方について述べさせていただきます。

まず、昨年度打ち出された新たな諸施策は、まんのう町の子供たちが置かれている状況を分析し、先進的かつ主体的に対処しようとするものであり、今後、まんのう町の教育を推進する上で核となり、進むべき方向性を示す大切なものであると認識しており、ぜひ継承し、発展させていかなければならないと考えております。

例えば、学校教育において、まんのう町の次代を担う子供たちの学力を高めることは、一人一人の生きる力を育むための大切な要素となっているという認識のもと、具体的な教育施策の第一に教師の教育力の向上を据えております。これは、教育とは子供たちに知識を詰め込むものではなく、子供たちが自発的に学ぼうとする意欲を掘り起こすものであるという教育の原点を見詰めた施策であり、教えられる側の子供たちの学習活動の変容を目指すとともに、教える側にも意識の変革を迫ろうとする試みであり、今後の教育の主流となるものでありますことから、まんのう町の教育の柱にしてまいりたいと考えております。

また、土曜日を活用するために地域の人々にも参画していただく土曜英数塾や、グローバル化する社会にいち早く対応できる子供の育成を目指した小学校低学年への英語教育の導入、児童や生徒一人一人へのきめ細やかな指導を可能にする35人学級を中学3年生まで拡大する学級編制の試み、発達障害を有する子供たちへの支援教育の充実など、それぞれの施策は、子供たちが学び育つための環境を整える重要な要素でありますことから、拡大し定着させるために、今後も検討を重ねてまいりたいと考えております。

いずれの施策におきましても、その背景には、夢を持って健やかに育ててほしい、ふるさとを大切にするとともに世界に挑戦してほしいという願いが込められており、まんのう町民の総意とも一致するものと考えております。

また、社会教育につきましても、子供たちは親や地域の人々の背中を見て育つという認識のもとに、公民館等の社会教育施設の機能を施設面における近代化やIT化を検討するとともに、組織面でも改革を進め、主体的に学び行動する社会人の育成に努めなければならないと考えております。

さらに、新しく建設された町立図書館を自主自立の精神を涵養する施設と位置づけ、より多くの町民の皆さんが活用できるよう、その運営のあり方を検討してまいりたいと考えております。

ただし、これまでに述べました施策の多くは、不易と流行の流行、すなわち時代に応じて変わらなければならないものであります。大切なことは、もう一方の不易を忘れてはならないということであり、教育における不易とは、古今東西を通じ、また洋の東西を問わず、それぞれの民族や社会が培ってきた文化を尊重し、保持しようと努力する態度を育てることであり、個性を尊重するとともに、共同体の中で協力し助け合う姿勢を育成することであり、大きく羽ばたこうとする若者を周囲の人々が励まし支え、飛び立つ力を与えることでもあります。

具体例を挙げますと、教師はみずからの教育力の向上を目指して、常に新しい知識や技術を身につけるための研修を行わなければなりません。しかし、同時に教育の基本である教育は人格と人格の触れ合いであるという観点から、教育に携わる者が厳しく自分を律することができるよう、教師塾等の学ぶ機会を通じ、教員の資質の向上を図る研修を工夫してまいりたいと考えております。そして、教えてくれた先生のようになりたいと子供たちが言ってくれるような教師を育成するための条件整備に努めてまいりたいと考えております。

次に、グローバル社会に適応するための英語力を早期に獲得することを目的として小学校低学年への英語教育の導入を試行しておりますが、もう一方で、日本人として、まんのう町民としてのアイデンティティーをしっかりと保持させる教育にも力を注いでまいりたいと考えております。

これまで、外国へ行った日本人が英語は話せるが話す内容を持っていないという評価しかもらえず、信頼を得ることができなかったという問題があります。英語を話せるようになるとともに、しっかりと自分たちのことを伝えられるような見識や能力を育成しなければならないと考えております。さらに、全ての子供たちにひとしく教育の機会を提供するため、さまざまな障害を有する子供たちの教育にも配慮する施策を実施しておりますが、もう一方で、子供たちの秀でた能力を伸ばすための機会を一層ふやさなければならないと考えております。学力に、文芸に、技術に、スポーツに秀でた子供たちがまんのう町から世界に飛び立っていけるように、指導と支援をしてまいりたいと考えております。

十

ドイツのことわざに、次のようなものがあるそうです。「青年の一番の夢、それは故郷からできるだけ遠くを目指すことである。そして、それにまさる夢は、そこからふるさとを目指すことである。」この言葉が象徴するように、まんのうの子供たちが大きな夢に挑戦してみようとする雰囲気をつくり、飛躍していった子供たちが大きな成果を携えて帰ってくる社会、帰ってきたくなるような社会を教育によってつくり上げたいと考えております。以上でございます。

**○大岡克三議長** 2番、田岡秀俊君。

**○田岡秀俊議員** 教育長のほうより力強い答弁をいただきまして、安心いたしました。安心と言うたら失礼ですけども、今後の教育行政のほうに頑張っていたいただきたいと思います。期待いたしておりますので。

さまざまなことがありますけれども、教育というのは本当に今後大切なことであるというふうな認識、私もしております、もうこの一般質問でも何回も取り上げてさせていただいております。

具体的に少し聞かせていただきたい部分、大まかな概要としては、今、教育長のほうから答弁いただいたとおりで結構だろうと思っておりますけれども、学校教育の視点から、このたび、中学校の学校図書館というのでできております。その利活用について具体的なこと、考えがございましたらそれを言うていただきたいという点と、先ほども答弁の中にありま

した新町民図書館、体育館、この利活用というのも非常に大切なことです。現在、図書カード、どれぐらいつくられておるか、利用状況はどうなのかというのが少しわかれば、今後どういうふうにご利用の促進を考えていくのか、そういうところを聞かせていただきたいと思えます。

そして、最近の新聞紙上でも、国の動きとして幼児教育の無償化というふうなことが新聞紙上に載っております。まあ、何でも先取りするまんのう町の教育行政として、こういうことは予算的なものがあるのでなかなか難しい面もあると思えますけれども、どんどん先取りして、できることならやっていただきたい。そういう面でどう考えておられるか。

それから、これも新聞に載っておりますけれども、先日の新聞ですかね、来月28日、坂出で算数・数学オリンピックというのが開かれるそうですけれども、坂出以外でまんのう町が手を挙げて、それに参加させてくれというふうに乗っております。非常にいいことだろうと思えます。そうやって、やはり対外的にどんどん、井の中のカワズというふうなこともありますけれども、どんどん外へ出て行って、いろんなことを試すというのも大切な教育だろうと思えます。そのあたりもよろしく願いいたします。

まあ、ずっと最近、四国新聞のほうに「ほっとけない香川、教育県の陰り」というふうな特集がずっと載っております。一々は触れられませんが、その中にも非常にためになるというか重要なことをたくさん書いておりました。

それから、ちょっと最後ですけれども、3回しか質問機会が与えられていないということですので、もう全部言うておきますけれども、一番私最近大事なものは、これも前にも言ったかも知れませんが、道徳教育です。それについての教育長の考えを後ほど伺わせていただけたらと思えますけれども、一つは前にも言いましたけれども、会津若松市のあいづっこ宣言、これは10のおきてというふうなことで、NHKでもやっておる部分ありますけれども、「やってはならぬ、やらねばならぬ、ならぬことはならぬものです」というふうな考えがありますけれども、こういう考えをやはり浸透させていくような子供たちへの教育ということは本当に大事なことだろうと思っております。こういうものもどんどん取り入れていただきたい。

それと、これについてはもう前にも言いましたので、今回あれですけれども、もう一つ、道徳教育に関連いたしまして、3. 11の東日本大震災のときですね、宮城県の南三陸町の防災庁舎、最後まで住民に避難を呼びかけて力尽きたというか、職員の遠藤未希さんという方がおられました。この行動に対してはいろいろ賛否両論あることは私も存じ上げておりますけれども、埼玉県のほうで道徳の教材に取り上げられたと、昨年、というふうなことがあります。

これは何が言いたいかということですが、使命感とか責任感とか思いやり、社会貢献とか、最後に命の大切さ、自助の大切さ、そういうことをやはり子供たちに学び取っていただきたいということで、これ埼玉県全公立学校で昨年度道徳の教材として取り上げられたと、そういうこともぜひ調べていただいて、そういう道徳教育というのは本当に基

本の基本だろうと思いますので、先生方にとりましては、なかなか点数をつけるのが難しいとかそういう面でちょっと嫌がられるようなこともあるかも知れませんが、基本だと思いますので、その辺のところでは教育長のお考えを聞かせていただけたらと思います。

何点か言いましたけれども、よろしくお願いします。

**○大岡克三議長** 教育長、斉藤賢一君。

**○斉藤教育長** 田岡議員からの再質問にお答えいたしたいと思います。何点かありましたけれども、それぞれについてお答えをいたしたいと思います。

まず最初に、学校教育に関連して、学校図書館の問題についてお答えしたいと思います。

この学校図書館につきましては、学校図書館法第3条の規定に基づき、全ての学校に置かなければならないとたわわれておまして、その目的は図書、視覚聴覚教育の資料、その他学校教育に必要な資料を収集し、整理し及び保存し、これを児童または生徒及び教員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童または生徒の健全な教養を育成することとされております。

また、学習指導要領においても、学校図書館を計画的に利用し、その機能の活用を図り、児童・生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実することと明記されております。

学校図書館は児童の創造力を培い、学習に対する興味・関心などを呼び起こし、豊かな心を育む、自由な読書活動や読書指導の場でございます。

新たな満濃中学校の学校図書館の活用についてでございますけれども、まず、図書館資料を使って授業を行う日常的な指導の場として、生徒が授業で学んだことを確かめ、広げ、さらに深める。資料を集めて、読み取り、自分の考えをまとめる場として、昼休みや放課後の校内における生徒の心の居場所として、また、満濃中学校の学校図書館は約1万3,000冊を超える蔵書を有しておりますので、将来的には、まんのう町立図書館との連携により、親子や一般の方への貸し出しを行い、まんのう町の読書活動普及の場としての活用を検討いたしております。

次に、私たちのまちにできました町民図書館、新しい体育館についての御質問にお答えをいたしたいと思います。

町民の皆さんの要望が強かったまんのう町立図書館につきましては、6月1日に開館いたしました。おかげをもちまして、6月10日現在、登録者数1,656人、貸出冊数4,223冊、電子書籍20台の貸し出しとなっております。順調な滑り出しを見せております。今後の利用といたしましては、寄贈していただいた電子書籍を要望があれば、小・中学校へ教材として貸し出しをする計画も考えております。

それから、読み聞かせ会を行って、1日30人程度が参加しておりますが、今後も月に2回程度の開催を継続する予定となっております。

また、本の返却につきましても、図書館だけでなく仲南・琴南各支所でも返却ボックス

を設置し、返却しやすくし、より一層の利用促進を図ってまいりたいと考えております。

今後の本の購入につきましても、町民の皆さんの要望や図書館協議会などで検討しながら計画をしてまいりたいと考えております。そして、まんのう町の文化施設の核として機能するような図書館を目指し、子供から高齢者の方までが何度でも来たくなるような落ちつける施設にしていまいりたいと考えております。

また、町民体育館につきましては4月の利用実績はメインアリーナ521人、武道場94人、トレーニングルーム121人となっております。5月の利用実績はメインアリーナ613人、武道場304人、トレーニングルーム327人となっております。町民体育館の今後につきましても、まんのう町体育協会各団体の大会や県の大会などに使用していただきたいと考えております。

来年2月には香川県実年者バレーボール大会も町民体育館を初め、各体育館を使用して実施することを計画しておりまして、各体育関係団体と協議しながら、まんのう町の体育施設の核として、今後とも幅広く活用していただきたいと考えております。

それから3点目、国による幼児教育無償化の動きに関する御質問ですが、国による幼児教育無償化については、今月6日、政府与党が3歳から5歳児の幼児教育無償化に関する連絡会議において、平成26年度は無償化の対象を絞り、小学3年以下の第1子がいる世帯の幼稚園保育料について、第3子以降は無償、第2子は半額とする方針が確認された旨が新聞等で報道されております。この無償化に必要とされる財源300億円の内訳として、

+

国が100億円、地方が200億円と検討されている報道もございました。以上の条件に基づき仮に地方負担が3分の2とした場合、この計算は行っておりませんが、今後の国の動向を注視しつつ、政府方針が決定となりました折には、本町の負担額をお知らせしたいと考えております。本年度の幼稚園使用料の総額は1,300万円でございます。

+

最後に、道德教育に対する考え方についてでございます。

現在学校で行われている道德教育については、その狙いが、学習指導要領に道德教育は「学校の教育活動全体を通じて、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度等の道徳性を養う」ものであると規定されております。

また、道德教育には次の4つの領域が設けられております。主として自分自身に関すること、主として他の人とのかかわりに関すること、主として自然や崇高なものとのかかわりに関すること、主として集団や社会とのかかわりに関すること。これらの領域に関して、小学校と中学校では、年間指導計画を作成して、それぞれの学年において35時間の授業を実施しております。

授業においては、補助教材として心のノートが用いられておりますが、これは文部科学省が平成14年4月以降、全国の小・中学校に配布しておりました。しかし、現在は、使い方の幅をより広げられるように、文部科学省のホームページからダウンロードできるようになっております。

香川県におきましては、道徳教育を充実させるため、平成23年度から心のノート香川県版を作成し、小・中学校に配布しております。香川県版には、塩田開発の父とされている久米通賢やバイオリニストの川井郁子さんなどの人物、さぬきの夢2000誕生などが教材として盛り込まれております。

本来、道徳とは、誰からも評価がなされない場合であっても当然のこととして行われなければならないものであるということが根拠となっており、教科とはなっておりません。しかし、学校における全ての活動は当然のこととして道徳的であることが求められておりますし、学校外における活動についても本来道徳的であることが求められるものでもあり、その結果として、いじめや非行問題の防止にも寄与することが考えられることから、子供たちの心に響く道徳教育の実践を研究するような、研究を各学校を通して指導してまいりたいと考えております。

議員御指摘のより感動的な、より身近な素材を私たちも今後検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

**○大岡克三議長** 2番、田岡君。

**○田岡秀俊議員** 教育長の考え、よくわかりました。

今、まんのう中学校ではハード面・ソフト面ともにさまざまな問題が起っております。大変な時期ですけれども、今言われたことで考えが私も理解できました。ぜひ、今後とも教育行政に頑張ってくださいと思います。以上で質問を終わりたいと思います。

**○大岡克三議長** 以上で、2番、田岡秀俊君の発言は終わりました。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

なお、川西米希子議員の質問は一問一答方式での申し出があります。

1番、川西米希子君、1番目の質問を許可します。

**○川西米希子議員** 議場の皆様、おはようございます。ふれあい放送をお聞きの皆様、おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、ただいまより通告に従いまして私の一般質問をさせていただきます。

学校におけるアレルギー対策・対応の取り組みについて。

現在、アレルギー疾患で苦しむ人がふえており、今後もふえ続けることが危惧されています。厚生労働省によると、現在は国民の2人に1人が何らかのアレルギー疾患に悩まされているとされています。花粉症を含むアレルギー性鼻炎は国民の4割以上、アトピー性皮膚炎は1割に上っています。近年はアレルギーを持つ児童・生徒も増加し、まさに国民病となっています。アレルギー疾患の中には重篤な症状を引き起こすものもあり、慎重な対応が求められています。中でも深刻な問題とされているのは食物アレルギーです。食物アレルギーは乳幼児を中心に増加傾向にあり、より多くの食品に反応する子供がふえています。代表的なアレルゲン、アレルギーの原因となる物質は、卵・牛乳・小麦ですが、現在は、白身魚・ゴマ・バナナ等の果物もアレルゲンとして知られるようになりました。

文部科学省が全国の公立学校の児童・生徒約1,280万人を対象に調査した2007

年発表では、食物アレルギーがある児童・生徒は2.6%、食物アレルギーなどに伴う急性症状のアナフィラキシーショックを起こしたことがある児童・生徒も0.14%に上っています。現在はもとより、今後どこの幼・保、小・中学校でも深刻な食物アレルギーや多種のアレルギーの対応に直面するおそれがあります。

こうした状況を踏まえて、2008年4月、アレルギー疾患のある子供への対応指針をまとめたガイドラインが、幼、小・中・高、保育所向けに配布されました。ガイドラインでは、子供のアレルギー情報と対応を学校や保育所の教職員など関係者全員が共有し、緊急時には本人や家族のあらかじめの承諾により、ショック症状を和らげる自己注射、エピペンを本人にかわって教職員等が使用するなどの対応を促しています。

アナフィラキシーショックとは、血圧低下や呼吸困難を伴う急激かつ重症の全身性のアレルギー反応のことです。発症から30分以内にアドレナリン薬剤を打てるかどうかで生死を分けることもあるとされています。

また、2008年には日本学校保健会が学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドラインも出しています。ここでは、アレルギー疾患用の学校生活管理指導票の有効活用も提案されています。

そこで、学校での食物アレルギー等のアレルギー対策・対応についてお尋ねをいたします。

1、学校現場でアレルギー疾患のある子供への対応指針をまとめたガイドラインが配布されて、一番の問題点は、エピペンの使用が学校関係者の中で医療行為には当たらないという理解がなかなか進まないという点でした。その後、厚生労働省や法務省も違法性はないとの見解を出し、2009年度からは香川県でも理解されることとなりました。現在はもとより、今後、エピペンの使用が必要な子供も出る可能性があります。学校等の教育現場において、役割分担を明確にした上で、シミュレーションが組み込まれているのかどうか重要になってくるのではないのでしょうか。

エピペンを処方され、万一の場合には教師が打つことを承諾された子供であれば、ためらわずに打ってあげることが大事であると思いますが、まんのう町においては、教師等のエピペン使用についてはどのように取り決めをされていますか。教師等を対象に、学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドラインを踏まえた専門家によるエピペンの使用方法も含めたアレルギーに関する研修会等が実施されていますか。

2、食物アレルギーの場合は命に及ぶこともあります。本人・家族はもとより、周囲が正しい知識を持って接していくことが必要です。特に学校では、給食が大きい問題となります。食物アレルギーを持つ子供に給食を提供する場合、除去食か代替食になると思いますが、まんのう町では、食物アレルギーを持つ子供の学校給食における対応はどのようにされていますか。

3、教師等のアレルギーに対する知識・情報量の差が対応の差になってあらわれてくるのではないかと思います。また、校外学習・修学旅行など学校外での対応についても十分

な対応が必要です。幼・保、小・中学校におけるアレルギーを持つ子供たちの実態はどのようになっていますか。アレルギーを持つ子供のための相談体制は、どのように整えていますか。

以上、細かくはまず四つの質問をさせていただきます。御答弁、よろしくお願いいたします。

**○大岡克三議長** 教育長、斉藤賢一君。

**○斉藤教育長** 川西米希子議員の御質問にお答えいたします。

昨年、重度の食物アレルギーを持つ女兒が給食時アナフィラキシーショックにより亡くなられたという痛ましい報道が流れました。その女兒はエピペンを常時所持しておりましたが、ショック状態となったときに、教師による使用がおくれたためとされています。

その後、平成24年12月28日、香川県教育委員会保健体育課長より、学校給食における食物アレルギーを有する児童への対応について通達が参っております。その内容でございますが、児童・生徒のアレルギー歴や現在の状況把握、教職員全員の基礎知識の充実や管理指導体制の整備、緊急処置や保護者・医師・学校の連携やマニュアル化についてでございます。この通知は各園、小・中学校へ通知いたしております。

御質問のまんのう町において教師等によるエピペンの使用についてでございますが、まんのう町では、保育所、幼稚園、小学校、中学校の児童・生徒の中に重度のアレルギー、アナフィラキシー症に該当し、エピペンを持参する児童・生徒がいないこともあり、目下のところ使用の取り決めはなされておられません。また、教師などの研修会の参加も実施していない状況でございます。

隣接する丸亀市では平成24年7月に食物アレルギー対応マニュアルを作成済みであり、県では県立の学校における食物アレルギーの対応策を検討中であり、作成の後には例として市・町へ示す方針と聞いております。

食物アレルギーに関することは当町におきましても重要な課題でありますので、先進事例等を参考にエピペンの使用を含め、マニュアル整備や対応策の検討を早急に取り組んでまいります。

学校給食における食物アレルギー対策についてでございますが、本町の給食における食物アレルギー対策は、議員さんの御質問と同様、アレルギーのもととなる食物の除去や代替食で対応しておりますが、中には家庭より持参いただきましたお弁当を食べていただくお子さんもおられます。

次に、子供たちのアレルギーの実態でございます。

保育所、幼稚園、小学校、中学校におけるアレルギーを持つ子供たちの実態でございますが、保育所では24名のお子さんに、幼稚園では8名の園児、小学校では30名、中学校では2名の生徒が食物アレルギーを有しております。

次に、相談の体制でございますが、まず、保育所入所時に保護者の方より食物アレルギーに関する調査表を提出いただき、その後、幼稚園、小学校、中学校へと引き継ぐことと

いたしております。

また、アレルギー症状があらわれたときには、各保育所、幼稚園、小・中学校ですぐ相談を受けられる体制となっております。

教育委員会では、教職員、栄養士、調理員が連携し、最良の方策をとれるよう進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

**○大岡克三議長** 1番、川西米希子君。

**○川西米希子議員** 御答弁ありがとうございました。再質問させていただきたいと思っております。

私も質問回数限られておりますので、何点かまとめて質問させていただきます。

まず、最初に質問させていただきました研修会等が実施されておりますかとお聞きしましたが、されていないという御答弁でした。この件について、なぜされていないのか、昨年末、あのような悲しい小学校で給食を食べた女児が亡くなるという悲しい事故があったにもかかわらず、その後、なぜ、まんのう町で教師等を対象とした講習会がいまだになされていないのか。この理由、お聞かせいただきたいと思っております。

それから、講習会は早急にさせていただきたいとこの場で要求するものですが、まず、教師、また栄養士の方はもちろんのこと、私は現場で実際に調理に携わっている調理員の方にも、ぜひ、この講習会には参加をしていただくべきではないかと考えておりますが、この点はどのようにお考えでしょうか。

またもう1点、エピペンのことなんですけれども、幸いにも、今、まんのう町にはエピペンを使用する子供さんはいないと、このように言われました。しかし、ここでも私の質問は、この場で質問させていただける回数は限られております。今後、エピペンを必要とする子供さんが出てこないとも限りません。そうしたときに、私は、まず消防との連携をどのようにお考えかと聞きたいと思っております。

エピペンの処方、エピペンの使用を必要とする生徒は緊急搬送することが必要になってくると思います。もちろんその場で先生方が勇気を持って打っていただくことが最良であるとは思いますが、緊急搬送することのほうが多いのではと考えます。そのときに、やっぱり30分以内に病院に到着できるかどうか非常に重要になってきます。生死を分けるとも言われております。どこの病院に受け入れをお願いするのか、事前に取り決めをしておくことも必要ではないのかと考えております。また、保護者を含めて、いざというときのためには、消防との連携、医師との連携も必要で、教師の心理的な負担を軽減する。また時間的なロスを防げるということにおいても、消防との連携は非常に重要と考えておりますけれども、この点について、どのようにお考えか、以上3点について再度質問させていただきます。

**○大岡克三議長** 学校教育課長、尾崎裕昭君。

**○尾崎学校教育課長** 川西米希子議員さんの再質問にお答えさせていただきます。

なぜ研修会が実施されていないかという問題でございます。これにつきましては、先ほ

ど教育長のほうからも説明させていただきました、対象となる児童さんがいなかったという現実があるかと思えます。本来でありますと、早急に研修会並びにマニュアル等もそうでございますが、つくるべきところでございます。そういった事情がございまして、教育委員会のほうには、学校給食運営委員会のほうからもそういうお話が出ております。早急に対応してくださいと、こういうお話もございますので、早急に対応策を考えたいと思っております。

まず、講習会等を調べてみますと、薬剤師関係といえますか、製薬会社さんが開かれておる専門的な講習会もあるようでございますので、そちらのほうの参加も促していきたいと思えます。

それと、月2回でございますけれども、校長会がございまして。その場におきまして、まず、早急に先生方にお伝えすることといたしましては、エピペンでございます。生死にかかわることでございますので、今、マニュアル、本でもそう難しくは書かれておりません。ですから、まず紙ベースでも、そのグレードといえますか、段階に応じて、この場で使うんですよという統一を図って、学校のサイドではエピペンの使用を求められる場合には使用していくという、そういったお話をしたいと考えております。

それとあと消防でございますけれども、まず、対応マニュアルでございますけれども、そういった中に、医療もそうであります。消防もそうであります。そういった体制づくりのほうも取り組んでマニュアル化していかなければならないと考えております。

私、今考えておりますのは、いろいろガイドラインとかマニュアルありますけれども、すごく分厚い本でございます。先生、何か読みにくいマニュアルになりますので、そこを要点をとらまえたような、そういったマニュアルも検討したいと考えております。

あと講習につきましては、当然のことながら、調理員さん、養護教諭、皆さん参加でということで進めてまいりたいと思えますので、どうぞよろしく願いいたします。

**○大岡克三議長** 1番、川西米希子君。

**○川西米希子議員** ありがとうございます。早急にぜひ講習会を開いていただいて、食物アレルギーとは何かということ、また最近の食物アレルギーの動向、具体的な対応を行う場合の注意点、またエピペンの取り扱いと必要性、こういった点をしっかりと学んでいただければと思えます。

2008年に出されたアレルギー疾患のある子供への対応指針、ガイドライン、これも5年が経過しておりまして、国のほうでも見直しが必要であると言われております。最も対応が望まれている学校がアレルギーを持つ児童の増加、食物アレルギーを持つ子供の給食対応などに敏感に反応する必要があると考えますので、今後もしっかりと学校でもアレルギー対応や対策に取り組んでいただきたいと思えます。

最後にもう1点質問させていただきます。お弁当を持ってこられている児童さんがおいでると先ほど御答弁の中にいただきました。これは全く私の考えではありますけれども、給食というのは、同じ食事をクラスみんなと楽しく食べるということ、教育的にもこの

ことは非常に重要な意味があると思います。また私も覚えがありますけれども、給食の思い出というのは、今も心に残っております。お弁当を持ってこられている子供さんであっても、せめて半年に一度、または年に一度であっても、ほかの子供さんと同じものが食べられるような対応はできないものでしょうか。

例えば私、料理のことに専門知識ありませんので、詳しくはありませんけれども、和食料理、また精進料理にすれば、その子供さんでも食べられるのではないのかと考えますので、せめて年に一度でもみんなと同じような給食が食べられるような対応をしていただければと私個人的にはそう思います。この点については、どのようにお考えでしょうか。

**○大岡克三議長** 学校教育課長、尾崎裕昭君。

**○尾崎学校教育課長** 川西米希子議員さんの御質問にお答えをいたします。

お弁当でございますけれども、現在、私のほうで上がっております数値といたしまして、お弁当持参の方は2名様でございます。その方の、本来ですと、アレルギーのもととなるアレルギーの食材をのけて調理する。これがまず第1番目でございます。第2番目といたしましては、それにかわる食事をという代替もでございます。余りに、代替なんかも難しいといった場合のお弁当という方法もあろうかと思っております。ですから、その児童さんといえますか、お子さんの状態によってお話をしながら、月に一度ですとか、年に1回は皆さんとともにという御要望については、お伝えしたいと思っております。

ただ、もう1点が、御家庭の都合で、どうしてもお弁当をという方もいらっしゃるのかなとも思います。ですから、ここは十分に保護者の方ともお話をしながら、できましたら、皆さん同じような料理でできるのがいいことじゃないかと考えておりますので、今度、そういうお話をさせていただこうと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

**○大岡克三議長** 1番目の質問を終わります。

続いて、2番目の質問を許可いたします。

1番、川西米希子君。

**○川西米希子議員** 2番目の私の質問をさせていただきます。高篠幼稚園の駐車場についてどのようにお考えか、お尋ねをいたします。

今、私のところに下記の声が寄せられております。みんな同じ時間にお迎えに行くのに、10台ぐらいしか駐車できないので困る。兄弟の子供を持つ保護者は、職員用駐車場に縦列でとめなければいけないので不便。後ろの車が出ないと、ずっと帰れない。駐車場が少ないが、ふだんは園庭にとめてはいけない。子供たちが園舎から出入りするので危険なため。駐車場が少ないため、お迎え後すぐに帰らなければいけない。子供たちは、本当は少しでも遊んで帰りたい。農協とか、ふれあいセンターにとめさせていただく日もあるが、通りが狭いので危ない。特に雨の日に傘をさしながら子供と通るのは怖い。抜け道になっているため、車が結構通る。お迎えの時間を利用して、保育士と保護者が話し合うゆとりがない。早く駐車場を出なければいけないため。

高篠地区は、現在、若い世代の方が多く住むようになり、それに伴って子供の数も増し

ています。このことに関してはとてもうれしいことです。しかし現在、子供の数が年々増えていることに対する対策が必要になってきています。その一つが、高篠幼稚園の駐車スペースが少ないという問題ではないでしょうか。私は、現在行われている通学路の安全対策とともに、安全な駐車スペースの確保も急務であると思います。

この件に関して、地元、関係者の皆様の深い御理解が必要であることは承知しています。しかし、本当に困っています。何とかならないでしょうかと幼稚園に隣接する安全な駐車スペースを求める上記のような多くのお声が寄せられています。保護者の皆様や幼稚園の職員の皆様からのこのお声に対して、町としてはどのようにお答えになりますか、お考えをお聞かせください。以上です。

**○大岡克三議長** 教育長、斉藤賢一君。

**○斉藤教育長** 川西米希子議員の御質問にお答えいたします。

高篠幼稚園の駐車場につきましては、議員さんも御承知のとおり、北側一車線の町道を利用して園児の送迎が行われ、駐車場は10台余りでございます。保護者の方より園を通じて駐車場拡充の要望をいただいているところでございます。

園児のお迎えの折には、運動場に通じる西側通路を縦列駐車を利用していただくよう園長がお願いしているため、帰宅時には混雑している状況でございます。この混雑を解消するため、現在アコーディオン門扉により閉鎖しております玄関部分のロータリーを活用し、少しでもスムーズな送迎ができますよう改善したいと考えております。

また並行して、新たな駐車場として隣接、または近傍の用地確保を検討してまいりたいと思っておりますが、何分にも土地所有者の方の御理解と御協力をいただかなければなりません。そういった点を御理解賜りますようお願いいたしまして、答弁とさせていただきます。

**○大岡克三議長** 1番、川西米希子君。

**○川西米希子議員** 御答弁ありがとうございます。新たな駐車場の確保に努めていただけると、このように受けとめさせていただきます。間違いはないでしょうか。

**○大岡克三議長** 学校教育課長、尾崎裕昭君。

**○尾崎学校教育課長** 先ほど教育長申しました新たな駐車場でございますけれども、それも案でございます。ですから、今検討させていただきたいという旨でございます。まずは、先ほど申しました、玄関のロータリー部分をアコーディオンで閉めてございます。そこを開放、少し若干工事しなければなりません。開放できますと、少しスムーズなお出迎えといえますか、迎えられるのではないかと。

もう1点は、運動場のスペースでございますが、今、藤棚等がございます。そういった部分の活用をして、何台かはスペースとして活用できるのではなかろうかということでございます。

それと、保護者会等になりますと、運動場スペースの中にお車を入れていただくケースもあるというふうに伺っておりますので、運動場の一部であれば、何とか安全対策をしながら使えるのではないかと、これがまず第1点でございます。その後でございます。

れども、新たな駐車場について検討してまいるといふこととございます。よろしくお願ひ  
できたらと思ひます。

**○大岡克三議長** 1番、川西米希子君。再々質問を許可いたします。

**○川西米希子議員** ロータリー部分を活用、また駐車場のスペースも活用、運動場の  
スペースも活用といふことと、新たな駐車場については検討していくと、こふいふことと  
すね。

先日14日、埼玉県で幼稚園にお迎へにきた保護者の車に4歳の男児2人がひかれて、  
緊急搬送されるという事故が起こつております。我がまんのう町においては、保護者の方  
も園のほうでも、送迎時には事故がないように細心の注意を払つてくれているとは思ひま  
すが、それでも駐車場が少なく、慌ただしいといふことは、大変に心配です。

またもう1点、保護者と保育士の先生方が子供のその日の様子について十分に話し合  
う時間が持てないといふことは、子供たちの健やかな成長にとつて妨げになつてい  
ると思ひます。保護者と先生との何げない会話の中から子供の変化にいち早く気づくこ  
ともあります。また、解決に向けての声かけや接し方のヒントを親が得ることもあ  
ると思ひます。

今、園ではどうしてもお伝えしなければならぬこがあるときには、また話したいこ  
があるときには、改めて時間をとるか電話で話をされているそうです。子供たちの成  
長は待たがなしです。相談したいこがあつても駐車場にゆとりがないからといふこ  
がないよう、この点からもぜひ安心して余裕を持って送迎できるスペースの確保を再  
度お願ひしたいと思ひます。ぜひ検討して、保護者の皆様から、また園の関係者の  
皆様方から、本当によかつた、ありがたいといふお声ぜひ近い将来聞けますよう  
に、どうか御尽力いただきたい、こふいふに思ひます。

多くの保護者の皆様、関係者の皆様のお声を私はこの場で代弁させていただきます。  
そのこをお伝えいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。以上です。

**○大岡克三議長** 以上で、1番、川西米希子君の発言は終わりました。

こここで、議場の時計で11時15分まで休憩といたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時15分

**○大岡克三議長** それでは、休憩を戻しまして会議を再開いたします。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

なお、関洋三議員の質問は一問一答方式での申し出があります。

6番、関洋三君、1番目の質問を許可いたします。

**○関洋三議員** まんのう町の最高議決機関とございます、当まんのう町議会の本会議  
におきまして一般質問をさせていただきますことと、まことに感謝申し上げます。

3つの質問までできるという申し合わせに従ひ、ただいまより、最初に、河川事故の防  
止対策について。次に、自治会未加入問題について。最後の三つ目には、告知放送内容に

ついてを質問させていただきます。告知放送を聞いていただいている方の皆様の立場になって説明を加えて質問を始めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

まず最初に、河川事故防止対策についてお伺いします。

今の梅雨時期や、これからは台風による大雨などの増水で川の水が一気に荒れる川と豹変してまいります。そのような川の危険性を何度も体験してきましたが、水の少ないときは大丈夫かといえば、そうでもない状況にあることを示していきたいと存じます。

昨年並びに一昨年より農林省が発注者となって満濃池幹線水路の改修工事が実施されました。工事内容としては、半世紀前に、それまでの石積み護岸からコンクリート三面水路に改修されていた水路が、長年の使用により、側壁が劣化してきたのを水路構造物の躯体はそのままにして、今回の工事は表面だけをよみがえられる工法を採用したようです。新しく開発された技術を生かして、いろんな工法を採用し、川が新しく生き返ったような状態で工事は現在完成しております。

水の流れをスムーズに、そして長もちさせるための目的は達せられましたが、反面、人が落ち込んだ場合の危険性は増すことになりました。施工においては、コンクリートの二次製品を使用したパネルを川底に施工して水の流れを極端によくした場所もありますが、そのようなところでは、工事完成後の緩やかな水の流れにより、アオクサやコケのようなものが付着して大変滑りやすくなっているのが現状です。

先日も学校帰りの子供が川に帽子を落として、それを取りにいこうと川に入り、滑って転んだところを通りがかりの人に助けられたことを耳にしました。水利用の関係で、川に  
十  
おりるためのステップが取り付けられているところもありますが、どうもそれを利用して川底におりたようです。

その現場を検証して感じたことですが、上から見た場合に滑りやすくなっており、子供だけではなく大人でも危ないことを知りました。昔のような川の構造ではないことをよく認識しておく必要があると思いました。新しく家が建ち並ぶ場所においても、満濃幹線や出水がすぐそばに存在するところもあって、満濃幹線水路沿いの農道が大きく広がり、車が自由に往来できる場所もあります。新しい団地には小さな子供がたくさんいて、川沿いの道路が遊び場となっているところもあります。その光景を目にすれば、大変危険な場所として映ります。危険を察した親たちからは、ほかにも危険と見られる川や出水等の周辺において子供が遊びに入らないように柵を設けてほしいとの要望も出ていますが、一部を対応すれば、町内全部に対応せねばならないので、それは難しいというのが関係者からの返答のようです。事故が起こってからでは遅いです。事故を想定した対策を講じていくのが私たちの務めだと思います。

例えの話を持ち出してわかりやすく言えば、水資源公団が管理する香川用水では、全てにわたってフェンスをしています。そのような対策を町内全域にわたって実施するのは、それは無理だと思いますが、安全対策の施しとしては、フェンスだけでなく、ほかにも何らかの参考になるものもあるかもしれません。今後の事故を想定した対策をみんなで考え

てみるきっかけとしていきたいと考えています。

河川や出水、そして池などへの転落防止安全対策について執行者のお考えをお示ください。

以上が、まず1番目の質問でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

**○大岡克三議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田隆義町長** 関議員の御質問にお答えをいたします。

河川事故の防止対策についてでございますが、まんのう町に存在する河川には、国が管理する一級河川、県が管理する二級河川、土地改良区が管理する用水路、町が管理する普通河川等がございます。これらは川幅や水深の深い水路などさまざまであるため、それぞれの管理者が責任を持って安全対策を行っておるところでございます。

しかしながら、管理を必要とする河川は膨大な距離と面積を有していることから、設置後長い年月を経過したものが多くなり、今後さらに老朽化が進行していく施設が増加していくものと思われ、維持管理だけでなく、安全管理においても十分な点検が必要となってきているところであります。

河川の改修における工事では、ほとんどの工法がコンクリート構造物に置きかわったことから、水の流速は一段と速くなり、河川流量能力は大変高まったところがございますが、逆に転落すると下流まで流されてしまい、命の危険も高まってくることとなります。御指摘されておりますように、町内を見回しますと、注意が必要な箇所が至るところに存在していることは理解をいたしております。

関議員が心配されておりますのは、満濃池幹線水路のことと思います。今回、国営事業により老朽化した当該水路内壁の補修をモルタル仕上げによりコーティングをしたことで、水の流れは大変滑らかになった半面、アオサ等の繁茂も手伝って非常に滑りやすくなっております。また、水路沿いの管理道路も町道に併設することで幅員の広い場所となり、子供たちの遊び場となっている箇所があることから、誤って転落し、大きな事故につながらないとも限りません。

特に満濃池のゆる抜き後は水かさが増し、一層危険であると考えております。つきましては、道路管理者である町として、満濃池幹線水路の管理者である満濃池土地改良区と、事故が起こってからでは遅いため、事故防止策について早急に協議を進めてまいります。そして、このような危険箇所を現地で検証し、事故を防止することは、河川管理者の責務と考えております。

なお、河川水路の事故を未然に防ぐためには、行政といたしましても水難事故予防啓発を学校等にも御協力をいただきながら推進していますが、保護者や地域の方々の御協力も不可欠です。危険であることを周辺地域の子供たちに諭したり、川に近づかない、遊ばないように看板等で注意喚起をお願いを申し上げます。

水難事故では、いつ何どき、不測の事態が起こるか予測はできませんが、多くの目で監視することで防ぐことは可能と考えております。

ただし、先ほど申しましたように、河川、水路は膨大な延長でございます。安全対策を  
施す場所も危険な箇所からと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

**○大岡克三議長** 6番、関洋三君。

**○関洋三議員** ありがとうございます。このことにつきましては、皆さんでできるこ  
とをやっぱりやっていくということが大事でなかろうかと、対策を講じていかなければなら  
ないかというように思います。ただいまの答弁でも協議に入るということでございます  
ので、それが今の答弁のポイントでないかというふうに承ります。満濃池土地改良区との  
協議に入るということで、私の言おうとしたところはそこございまして、やはり住民の  
人は、これを、川がどこの管理者かというのもわかりませんので、県とか国とか、そして  
香川用水であれば、そういう水公団ですから、国とか、そして県もありますし、町もあり  
ますし、そのような今申し上げました満濃池の土地改良区というのもあって、そして町道  
と隣接しとったら、どこからどこまでがそうやろとか、ようわかりにくいと。町に願  
いして、町のほうからも、町のほうが土地改良区にお願いして川沿いの農道、管理道を一緒  
に町道使いと、使えるように便利にしとんですけども、便利なだけに、極端に言いますと、  
7メートルぐらいの道路が満濃川沿いにできておりまして、それはどうしても満濃川沿  
いの管理道と新しい開発するための道路が、町道ではないかも、開発道路として申請され  
ると、そして広くも、舗装をきれいにしておると、便利なだけに、そこが遊び場になっ  
て、満濃川の水路は何一つ柵がないというようなことで、まず、今の状況で落ち込んだら必ず  
流されてしまうでしょう。

現に私が今までに子供が周辺で亡くなったのが、2件で2名の方が亡くなったことを今  
まで体験しております。そのようなこともありまして、そのことがいつもよみがえってき  
ます。水かさがふえると、このように渇水の時分に安心はしますけども、その反面、昔の  
ことの告別式、葬式とか、そういう子供を見送った大変痛ましい事故を思い出して、それ  
がトラウマになっておるような方はいっぱいおられるわけなんです。流れ灌頂しようか  
という話も出ておりましたですけども、そういうことが実際あるので、新しくお住まいにな  
られた団地の、まだ昔のことを知らない人には、そういう話もしてあげたらええんでない  
かと思って話もしたりしている中で、いろんな危険なところもわかってくるわけでござ  
います。

最近、高篠自主防災会議というようなところから、ひとつ皆さんにそういう話を訴え  
てみようということで、告知放送等を通じて、その危険性を周知していったらどうかとい  
う話もあって、まずは役場のほうへお伺いして、告知放送の準備もしとった段階で、町の  
ほうからは、ちょうど満濃池のゆる抜きの前日だったと思うんですけども、町の担当者の  
ほうからも連絡がありまして、これは高篠だけの問題ではないので、ぜひ町内全域で取  
組んで周知していきたいというようなことを言われて、それはもう大いに結構ですとい  
うことで話を預けて、またすぐに告知放送もそういう趣旨のことが流れておりました。

そういうことで、これはもう毎回、毎年、このような季節にはこのような問題が起きま

十

すので、前もって、告知放送等も使って周知していただければありがたいかなと思います。

また、警察のほうの防犯の看板も、先週は幼稚園の園児等々の行事におきまして、高篠でも3本ほどどこかへつけようということで、駐在さんからも相談があって、そしたら私が思っておる危険なところもひとつどうですかという話をしておりましたところ、早速、満濃池の土地改良区にも御理解いただいて、その土地ですけども、そういうところに一つ立ったというようなことで、皆さん、それぞれにやっぱりできる人はできることをやっていくことが大事でないかというような思いを込めて質問させていただきました。

なお、私はきょう三つの質問を抱えておりますので、このことにつきましては、これで終了させていただきまして、二つ目の質問に入りたいと思います。よろしくお願ひします。

**○大岡克三議長** 1番目の質問を終わります。

続いて、2番目の質問を許可いたします。

6番、関洋三君。

**○関洋三議員** 次の質問に移ります。自治会の未加入問題についてお尋ねします。

「自治会をつくろう」という看板を丸亀市川西地区で最近よく見かけるようになりました。川西地区といえば、香川県自主防災連絡協議会の事務局があり、また香川県自主防災連絡協議会の会長さんも川西地区の方であり、まんのう町内へも講演に来られたことで有名です。自主防災と自治会は切っても切れない関係です。自主という名前は聞こえはいいですが、場合によっては、何とも頼りないものです。やってもやらなくても自主だとの解釈がまかり通っているようにも思います。やはり何か困ることがなければ、自主防災組織も、また自治会組織もできないのでしょうか。それではなお困ります。真剣に取り組む姿勢を行政も見せてください。

まずは、自治会の未加入者を十分に把握してらっしゃるでしょうか、自治会未加入世帯は何件あるでしょうか、データをお示しください。

比較的新しい建物がふえ続けている高篠地区では、社会福祉協議会の会員が今年度の総会において644件の報告がありました。昨年は605件でしたから、この数字だけでも7%ほどふえています。しかしながら、現実の世帯数ともなれば、もっとあると思います。

今回、この会員がふえた根拠に、昨年の敬老会開催が関係しています。敬老会案内書の中に自治会未加入者がおられました。その数20名でした。その方々には、社会福祉協議会支部役員がそれぞれ敬老会の案内対象者となる家庭に訪問して、敬老会の趣旨や計画等々を説明し、あわせて町の社会福祉協議会の組織もわかりやすく説明してまいりましたところ、皆さん十分に御理解をくださり、入会いただくことになりました。

このような敬老会などの行事のきっかけがあったから理解を示してくださったわけですが、もし敬老会開催がなければ、恐らくいまだに入会はされていないままでしょう。

そしたら、若い世帯ではどうでしょう。自治会組織があれば、何らかの方法で集金されますが、自治会未加入者では社会福祉協議会会費や共同募金の集金は達成できませんし、社会福祉協議会の意味すら知らないでしょう。現在、町長はまんのう町社会福祉協議会の

会長さんでもあります。そして共同募金のまんのう分会長さんでもあります。これらの組織が一体化であれば、会費徴収はスムーズに進めることができるでしょう。そこにはやはり自治会未加入者を出さない施策が求められます。会費徴収における不平等があってはなりません。

このような観点から申し述べれば、自治会組織は自主組織ではなく義務だと思えます。しっかりとした調査研究の対象になり得る問題です。自治会の未加入者、そして社会福祉協議会の未加入さんを、これからどのように導いていきますか、執行者のお考えをぜひ聞かせてください。以上です。

**○大岡克三議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田隆義町長** 関議員さんの御質問にお答えいたします。

関議員さんのお尋ねは、自治会未加入者問題についてのお尋ねでございます。

まず、自治会未加入者を十分把握しているのか、自治会未加入世帯は何件あるのかとの御質問でした。

町といたしましては、自治会未加入世帯につきましては十分な把握はできておりません。ただし、自治会加入世帯につきましては、まんのう町自治会補助金交付要綱に基づき自治会運営補助金の支出を行っておりますことから、毎年度自治会名簿の提出をいただいております。

平成25年度に提出いただいております自治会会員数は、まんのう町全体で5,164世帯となっております。また、その折に自治会未加入者数の届けもあわせてお願いしており、報告された世帯数は451世帯となっております。しかしながら、加入者数と未加入者数を合わせましても5,615世帯となりますことから、未加入者数はもう少し多いと考えられます。

まんのう町の平成25年度5月現在の住民基本台帳に基づく世帯数は7,344世帯ですが、この世帯数から養護老人施設入居者や単独外国人世帯などを除きますと、世帯数は7,112世帯になります。ここから自治会加入世帯数5,164世帯を差し引きしますと、未加入者世帯数は1,948世帯となり、自治会加入率は全体の72.6%になります。しかしながら、ここで挙げました数字はあくまでも計算上出した数字であり、加入者つきましても、実際には世帯分離をされている場合などを考え合わせれば、自治会加入率は、もう少し高いのではないかと考えております。

次に、未加入者の解消にどのように取り組むかとの御質問でした。関議員さんも例に挙げられました丸亀市川西町の看板などに見受けられるように、地域での取り組みであり、行政が直接行っている加入活動ではありません。まんのう町自治会補助金交付要綱に自治会の定義を上げておりますが、自治会とは、「10人以上の会員をもって組織し、地域の課題の解決や会員相互の親睦を図ることを目的とした、自主的かつ民主的な任意団体のことをいう」と定義いたしております。

近年、防災などでよく言われる自助・共助・公助のうちの共助の団体であり、個々の団

体の自主性に負うところが大きいと考えております。しかしながら、自治会組織を核として、防災活動、社会福祉活動、ごみ収集活動や清掃活動など広範囲の社会活動に重要な役割を担っておりますことは周知の事実です。それらを総合的に考えるとき、自治会組織の維持・強化は重要な行政課題であると考えております。

町といたしましても、自治会への加入促進に向けて広報活動等積極的に取り組んでいきたいと考えております。また、自治会の連合組織でありますまんのう町連合自治会に対しても、加入活動について要請を行っていききたいと考えておりますので、御理解・御協力いただきますようお願い申し上げます。

また、社会福祉協議会、共同募金会のスムーズな会費徴収についての御指摘もいただきましたが、募金等の募集方法は地域により決めていただくものであり、自治会を通じて行われていることが多いものと考えます。あくまでも、それぞれの目的に賛同・同意された方の善意であり、強制的なものではありません。しかしながら、これらの財源は、多様な福祉課題に取り組む貴重な財源でありますので、自治会未加入の方々にも活動目的の趣旨を御理解いただけるよう、広報活動になお一層努めてまいります。

最後に、近年、高篠地区、四条地区では分譲住宅やアパートなどの建設により新たな住民が増加していることは、自治会組織化の大きな問題となっております。ただし、合併以降、高篠地区では、平成21年度に池田西、平成23年度に天神団地、平成24年度に下分南の3自治会が新自治会として発足いたしております。既存の自治会に入りがたい方々にも新たな自治会の組織化についての啓発に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力をお願いいたしまして、関議員さんへの答弁とさせていただきます。

○大岡克三議長 6番、関洋三君。

○関洋三議員 ありがとうございます。ですが、一つ驚いたことは、思ってもみなかったことですが、未加入の世帯がわからないということ、大変驚きました。何かそういう話と最後のほうの必要だと、重要だという話とは全然食い違うような話のように受けとめます、私は。そしたら、どうしたらいいかといいますと、未加入者を十分把握していくことが、まず大事ではないかというように受けとめざるを得ないというようなのが、話の筋じゃないでしょうか。

何か、未加入者のデータはわかりませんという話が、よそごとのようにどうしても聞かえますけども、まず、ここが大きな問題じゃないでしょうか。足したり引いたりの計算はわかりやすく説明していただきましたので、十分その内容はわかるんですけども、やはりどうやって、そしたらそれを解消していくかということについての気持ちが伝わってきませんが、今から取り組んでまいりますというんじゃなくて、今まで取り組んできましたけど、これからもっと知恵出して取り組んでいきますというような答えが返ってくるように私は期待しとったんですけども、この自治会問題は今回初めてじゃなくて、もう何年も、私、4年目になるんですけども、私も含めていろんな方からも質問があつて、ここでみずから述べたり、また耳にしたりもしながら勉強させていただいておりますけども、何か進

展性がないなど、本気で取り組むかなど、これはやはり行政執行者を責めて済む話ではないということを理解した上の話をさせていただいておりますけども、やはりみんなで取り組んでいかなんだから解決せん問題です。

最後のほうに、自治会の連合会のほうにもお願いしてということをおっしゃいましたが、それが大事じゃないでしょうか。やはり担当の、また職員の方も、やはり自治会連合会に向いて、そういう会合にお願いしたり、連合会長さんここに話にいたり、自治会さんにもお会いして、近隣の状態を話し合っていくということが、まず第一番大事じゃないでしょうか。そこにその未加入者の数を把握していくという気持ちがないと、自主的な何とかのままで終わったんでは、もう、ただ水の泡の話だけでありまして、やはり取り組む姿勢は、もうちょっとやっぱり頑張っていかなんだらいけないんじゃないかと思います。

例え話になりますけども、最近、文化祭保護協会の会員の奨励がありまして、私は個人の立場で41人の会員を募りました。もしかしたら、この後表彰してくれるんじゃないかと思っておりますけども、これは例えの話ですけども、そのように、皆さん、それぞれに会員を勧誘とか、そういうことを真摯に受けとめてやれば、私らがやっぱり示していかなんだらいかんという気持ちもあって、自治会の加入よりもっと難しいんですよ、これは。文化財保護協会いうと、お金が要ることですから、1件当たり500円というお金が要るんです。その500円もらうために物すごい努力していかなんだらいかんのです。

これと話が似通るかいうたら、いろいろ議論がありますけども、とりあえず、みんなで自治会加入に向けて地域で取り組むと、そして、行政も実際は取り組んでいるんだという気持ちをあらわして、先ほどの話に戻りますけども、自治会の連合会、また自治会長さんにもやはりお会いして、そして、問題解決について協力してもらって、町もこうやっていくんだと。

その一つは、例えばですよ、例えばということで聞いてほしいんですけども、大字で大枠で一つ行政区というのを設けてみようかという一つの大きなそういう視点にもなるんじゃないかと思います。議論的にもなるんじゃないかと思います。小さな自治会ばかりできたって大変なことで、やがて、やはり大枠に持っていかなんだらいかん。だけど、それまでの過程もなかなか大変なですから、これは上から、大字で取り組んでみたらどうかということ。

今の自治会長さんももう任期ごとにかわる人ばかりなんですわな。そういう自治会中の連合会と、そればかりではないですけども、私どもの地域では、本当にもう自治会の会長さんも、お宮さんの総代さんも毎回かわるといような形がありますので、もっと積極的に、1番、今質問した内容の中の、未加入者のまず世帯はちゃんと教えていただきたい。そして、こうですよというように取り組みはぜひしっかり取り組んでください。自治会長さんをお願いしたり、何かして歩けばわかるはずじゃないでしょうか。自分とこの自治会以外のここに、ここにこうやってあるんですよという、そういうことをお願いして把握してくると、まず、この地区は未加入は何軒ですかぐらいはやっぱり把握しておかな

いと、私のような質問の人は、この町内にもいっぱいおられると思いますよ。それに今の時点で答えられない。私も通告制ですから2週間も前から出しておるわけですから、頑張ってやったら、走って歩いたりしたら、頑張ってみんなでやったらデータ出るんじゃないですか。職員さんたくさんおられるんやから、そのぐらいの取り組みをやっぱり私は言いたいんですけど。そういう気持ちがないと、なかなかこれは解決せんんじゃないかと思います。もう、これについての答弁は求めません。理由は、三つ目の質問がありますので、そういうことを期待して質問を終わらせていただきます。以上です。

**○大岡克三議長** 2番目の質問を終わります。

ここで、議場の時計で13時00分まで休憩といたします。

休憩 午前11時46分

(白川年男議員退席 午前11時46分)

再開 午後 1時00分

**○大岡克三議長** それでは、休憩を戻しまして会議を再開いたします。

続いて、3番目の質問を許可いたします。

6番、関洋三君。

(白川年男議員着席 午後1時1分)

**○関洋三議員** それでは続きますけども、午前中、たくさんおられた傍聴の方も、午後からは今一人来られましたけども、そんな状況でございまして、告知放送に頼るのみでございまして、その告知放送について身近な問題として提起させていただきたいと思っております。

それでは、三つ目の最後の質問、持ち時間30分のうちに、ちょうどあと残り10分というのが左に出しておりますけども、ちょうど3分の1残っておりますので、多分ほとんど30分使い切るものと思っております。

あと、質問者の方が、私が終わって、まだ6名の方が残っておりますので、早急に進めていきたいと思っております。

7年前の合併当時から、告知放送が始まっております。町の唯一の情報伝達手段として、その役目が定着しておりますが、果たして何人の人が利用しているのでしょうか。これもデータがあればお示しください。データがないのであれば、その必要のないというような理由をお示し願いたいと存じます。

この告知放送の開始に当たっては、番組編成会議とか検討会議などがあったものと思われまます。私は知りませんが、当時のことは。そのメンバーには、多分、朝のラジオ体操をする人がどうもいなかったのではないかと想像します。

自分のことでまことに恐縮ですが、私の朝は6時半からのラジオ体操と、同じ6時半から始まる告知放送の両方に耳を傾けることから始まります。これが結構ストレスです。毎朝ストレスから始まります。そして、毎日が疑問から始まります。なぜラジオ体操の時間に告知放送をするんだろうって。その疑問符がいまだに存在しております。私が議員にな

って4年目ですが、この話をいろんな会でそれなりに披露してみると、意見はまちまちですが、私に同調してくださる人もたくさんおいでます。

ラジオ体操にも力を入れてみんなで健康になりましょう。ラジオ体操の放送時間を変えてというのは無理でしょう。相手は、今度9月8日に新しい町民体育館において、こけら落しの行事ともなる全国放送ののだ自慢大会を製作する大きな放送局です。ですから、これは朝の告知放送、時間帯のほうを見直したほうがよいように私は思いますが、いかがでしょうか。それには十分に住民の皆さんの意見を集約を図っていくことが大事です。ラジオ体操をしっかりとやって、秋の予定しておりますのだ自慢大会のその次、来年ぐらいにはまたラジオ体操の番組等、我が町にも呼べるように、しっかりとラジオ体操をやっていったらいかがでしょうか。

朝の告知放送の時間帯変更をきっかけに、告知放送の内容においても、住民の求める実のあるものに変えていきませんか。私の意見は、今このように一般質問において、放送を傍受している人に流れていますが、一般の人の意見も集約などして、いい意見はこの告知放送などで流すなど、常に告知放送を聞いてくださっている皆さんの身近なものとして、そして、皆さんが参加できるものとしての対応も考えてもらいたいと個人的に思います。

そこで、放送内容ですが、ラジオ体操と告知放送と同時に聞いているからこそ気づくことがあります。それは、たまにラジオ体操が終わっても、まだ告知放送が終わっていないということです。大変長いです。簡潔にすべきだと思います。長いとはっきり言うて、聞かない人がふえます。例えばです、以下、詳しいことは、この後、何時何分から行いますとかなどの工夫をすればいいのではないかと考えますが、内容が長くなれば、当然、再放送の内容も長くなるわけで、大事な話をもう一度求めようとしても、一つの話が長ければ、なかなかその目的のものにたどり着けません。

そして、お悔やみ放送です。これは多くの人が聞こうとしているものの一つです。放送内容が長いと、最後まで待つのが長いこと、そして、長いこと、そんな経験ありませんか。特にお悔やみ放送を確認せねばならないときなどは、そのようなことが問題化されます。そういうときに限って、私の体験ですけれども、宣伝放送が前に来ていらいらもします。その宣伝放送も、まんのう町以外の発信だったらなおさらです。何で町外の宣伝をお悔やみ放送の前に持ってくるのかと、すごく疑問を感じますし、そういう話し合いを皆さんとしたこともございます。

これは私だけじゃないです。そこまで宣伝費を受け取らなければ運営できないのですか。お悔やみ放送を発信する関係者に対しても大変失礼な話です。公共放送というものをもっと真摯に考えなければならないと思うのは、私だけじゃないと思います。

私は、立場上、このようにして今意見を述べることができているのですが、一般の方はそうはいきません。意見を言えない人は、ただ放送を聞かないだけです。工夫してください。お悔やみ放送は時間帯を変えてすればいいでしょう。当直職員がテーブルでなくて、生の放送でお知らせしたりするときもあります。それもお悔やみ放送の決めた時間帯にすれば

いいと考えます。多くの方が関心を持っていることです。十分に精査されて、しっかりとした答弁をお願いいたします。

以上で、三つ目の質問を終わります。

**○大岡克三議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 関議員さんの御質問にお答えをいたします。

関議員さんの三つ目のお尋ねは、告知放送の内容についてでございます。現在の告知放送は、合併前の琴南町の防災行政放送、満濃町、仲南町のオフトーク放送を引き継ぐ形で、光ネット設置に伴い現在の告知放送に移行してまいりました。

現在の告知放送は、行政からのお知らせや、赤ちゃん誕生・お悔やみ、広告等の行政情報を放送する行政放送が、6時30分、12時15分、20時の3回、公民館活動などの地域情報や学校情報を放送するふれあい放送は、7時、12時30分、20時30分の3回、ラジオ体操の放送は、午後3時の1回、屋外スピーカーからの時報は、6時、12時、18時の3回、それぞれ定時に放送しております。また、常時放送として、再放送チャンネルでは、前日分と当日分の行政放送を繰り返し放送しております。このほか、NHK FM、香川FMの聴取ができます。随時放送として、平成24年9月からまんのう町議会の中継が始まりました。

まず、告知放送を何人の人が利用しているのかとの御質問ですが、現在のシステムで放送を開始しました平成20年度の告知端末設置台数は6,667台、平成24年度末の設置台数は6,873台となっております。設置当初に比べ端末台数は206台ふえております。5月末の住民基本台帳に登録されている世帯が7,344世帯ですので、単純に割合で計算すると、約93.5%の方が利用されているという計算になります。施設入居者や世帯分離などを考え合わせれば、ほとんどの住民が利用されておりますが、今後ともさらなる普及に向けて啓発を進めてまいります。

次に、放送時間についてでございますが、御指摘のありました朝の放送時間につきましては、合併前は旧満濃町が6時5分から、仲南町と琴南町が6時30分から始めておりました。合併時の取り決めによりまして、6時30分から放送するように決まりました。以後7年が経過し、住民にも定着している時間帯であると考えております。

今回、御意見を賜りましたラジオ体操との時間の競合による、放送時間帯の変更につきましては、関議員さんが御質問の中でも述べられておりますとおり、意見はまちまちであろうと思いますので、さまざまな意見を集約し、番組編成委員会を通して検討していきたいと考えております。

次に、放送時間の長さであります。放送依頼者の日時指定により、日によりましては放送が片寄り、長くなる場合があります。放送日の変更は行事等の都合により難しい場合もありますので、それぞれの放送内容につきまして、簡単でわかりやすい原稿とするよう依頼するなど、聞きやすい放送となるよう努めてまいります。

また、行政放送の順序といたしましては、まず町からの周知事項、続いて各種団体から

のお知らせ、広告放送、お悔やみ放送としており、御指摘のとおり、お悔やみ放送は最後に行っております。広告放送による収入は、平成24年度で61万円であり、貴重な財源の一部ではありますが、有料放送であるからお悔やみ放送の前にしているということではございません。さまざまな放送の依頼のあった情報の放送のあと、御同意をいただきましたお悔やみ情報を提供するというので、現在の放送を行っております。また、当直者による生のお悔やみ放送につきましては、ほとんどの場合、定時放送の終わりに流れる仕組みとなっておりますので、定時放送の枠内での放送となっております。

行政放送をより多くの皆様に聞いていただきますよう、放送の順序・内容につきましても再度検討し、告知の重要性や、聞いていただく方の知りたい情報の度など総合的な重要度による順序の見直しや、聴取いただく方の飽きのこない長さとするために、特に広告放送については1件当たり時間制限、一日に放送できる件数制限などについても、番組編成委員会を通して検討してまいりたいと考えております。

特にお悔やみ放送の順序につきましては、さきの町政懇談会の折の要望もありましたことから、広告放送の前に放送するよう番組編成委員会にて議論し、7月より実施を決めております。

町といたしましても、住民の皆様への情報ツールであります告知放送、広報誌、回覧、個別通知などを有効に利用して、正確で迅速な情報発信に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解と御支援をお願いいたしまして、関議員さんへの答弁とさせていただきます。

**○大岡克三議長** 6番、関洋三君。

**○関洋三議員** 十分、理解と支援をしていくつもりではございますけども、私が求めておったことにつきましては、最後のほうのお悔やみ放送につきましては、順番が変わるとかいう画期的な話ではないかと思っ、私もそれを今聞いて初めて知ったんですけども、行政懇談会の成果だと思うんですけども、それはそれで大変前向きな姿勢がうかがえることができまして、よかったですと思います。

それで、私が申し上げたかったのは、ただ一つ、意見を集約というこのポイントですけども、やはり常に皆さんの意見を、ここでも意見を聞いていただいた、そしてPRもできたことは、私そういう面では満足しますけども、やはり常に住民のいろいろな人からの意見を聞いて、注目してもらおうということが、うまくいくこつでないかと。先ほど申し上げましたように、気にならなんだら、ただもうダイヤルを左へ回してしまうだけの話ですから、そこには幾ら求めてもできかねないものもあると思いますけども、そこはやっぱり気持ちの問題ですわな。そこには、例えばアンケート、先ほど申し上げました、ちょっとデータという話が出ておりましたけど、やはり、実際どの人がどれだけ聞いているかということは尋ねてみなわからんわけで、そういうアンケートをとるとか、そういうことで興味を引き出す。

そして、今回、きのうの冒頭におきまして、町長が楽しそうに、うれしそうに言われた

ことを思い出しますけども、氷川きよしさんのことと伍代夏子さんのこと、そういう人の曲を流すとか、それでムードを盛り上げる、例えばですよ。一つの意見として、そうやって興味を持ってもらうということの工夫も大事なことであって、そういうことが気持ちとして伝わることによって、聞いてくれる人も出てくるというのは、これも一つの方法ではないかと思います。

要するに、皆さんの意見をアンケートをとるなりして、しっかり皆さんの告知放送に対する聴取者の意見をしっかり聞いてほしいと、それを集約してほしいと、それをまた公表していくと、そういう流れのシステムをつくってもらえたら、もっとよく皆さんが協力と支援をされるきっかけになるのではないかと、そういう期待を込めまして、一つの意見を申し述べまして、私の質問全てを終わらせていただきます。ありがとうございました。

**○大岡克三議長** 以上で、6番、関洋三君の発言は終わりました。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

なお、三好勝利議員の質問は一問一答方式での申し出があります。

11番、三好勝利君、1番目の質問を許可します。

**○三好勝利議員** 3点ほど質問させていただきます。午前中、午後に引き続き、非常にわかりやすい質問、ちょっと理解ができないような答弁もいただいております、私個人ではもう理解ができないところもありました。それはやはり個々に質問される方も、自分の思うこと、それを多くの方が賛同すれば、ああ、あの人は立派な質問をしたと、内容はどうとあれ、やっぱり賛同者が多いと立派な質問になるし、その内容がつまらなかったら、ああ、あんなことを言っておるんかと、全然興味のない方もおられます。

私の質問も大体一般的に幅広く、浅く、直接関係のある方、直接関係のない方もいろいろあると思いますけど、1点目は、各種団体の貢献された方に対する表彰について、いろいろな叙勲表彰について町の取り組み方、2番目は、今、地方でも叫ばれております、ころころ、ころころ総理大臣がかわるたびに、農業問題、農業問題と、うそばかり言っております。うそばかり言ってますけど、我々農家は本当に将来どうなるんだろうかと思つて、毎日毎日不安でたまりません。戸別補償をやってみたり、あれをやってみたり、新規参入をやってみたりというので、もうころころ、ころころ、もう1年過ぎればもう後がないというようなものと、3点目は、やはり我々が待望久しく、立派な教育長がおいでになられて、中学校も終わり、これからまた、一部地区で幼保一元化というような大きな約束もされております。そういう中で、分別的に第1点からさせていただきます。

よく聞いてってください、これは。本当に大事なことを質問します。各種団体の永年功労者に対する表彰、または叙勲をいただいた方に対する町当局の取り組み方、町当局の取り組み方、どのようにかかわっておるかということです。なぜならば、皆さんのように、文章を書いて、それを読むわけでありませぬ。私は今ここで4行しか書いておりませぬから、どのような質問になるかわかりませぬ。ですから、多少字句のずれ、年数のずれ、数字のずれがあると思いますけど、それは十分、判断能力のある立派な方に質問するわけ

でございますので判断してください。

一番の、先ほど申しましたように、各種団体の永年功労者に対する表彰、叙勲、そういうときに町はどのようにしておられるか。

まず、私が質問したいのは、祝賀会などをどのように考えておられるか。個人負担が問題になっておるといのは、わかりますか。長年、地域に対して本当に御奉仕して、家のことも一部では犠牲にもなりながら、御奉仕していただいております。全ての業種じゃありません。わかりやすく申しますと、消防団、自治会長、婦人会、愛育会、交通安全指導員、体育関係、そういうもろもろの業種があります。そういう方が、永年地域の方に貢献され、地域に対するかわり方を認められて、各種団体から表彰がありますけど、私が申し上げたいのは、やはり天皇陛下さんからいただける叙勲です。この場合に、1年、2年、3年、5年、10年ではまずいただけません。最低15年、20年、30年という長い間地域のために貢献された方に叙勲がなされるのであって、我々議会とか、隣にありますが、町長さんとかいう方が叙勲するのは、大体これはおかしいですよ、大体。でもやっぱり一部では、代議士の先生方もいただいております。私は不思議でなりません。

先ほど申しましたように、消防団、自治会の役員、婦人会、愛育会、交通指導員、体協関係、そういう関係の方が長年指導されて、地域の貢献と、また若い者の指導・育成に当たっておるわけです。そういう方が、最近もありました。私も参加させていただきました。わずかな会費で80名、100名という方が参加しておられるわけなんですけど、よく聞いてください。それだけではね、わずかな会費ではね、運営ができないんですよ。わかりますか。それで、奥さんいわく、こういう賞はいただいてもありがたいけど、今度個人負担が相当要るんだと。不思議でたまらんと。ですから、人数も制限したい。そういうふうな不合理な点ができておるし、叙勲をいただいた方が本当に貢献された方がそういうことでは、やはり私はだめやと思うんですよ。町当局は、恐らく金がないからというのがうたい文句でしょう。そんなもんはどうでもなります。

なぜ、以前は会費制で、例えば5,000円会費で運営してお祝いをする。あとの記念品とか云々の場合は、町のほうで助成されておりました。立派な考えだと思います。そうすることによって、その方の本当に長年御苦勞された方に対する、本当の気持ちを皆さんでお祝いして、また後々の方がそういう指導をしていただくという立場になるのではないかなと思っております。非常に簡単なことです。これを最近ちょっと忘れがちになっておるんじゃないですか。十分関係者は耳を傾けて、十分聞いて判断して、答弁をいただきたいと思えます。

私の答弁が間違っておるならば、こういうばかみたいな答弁はやめてくれと、うちの町はそんな余分なことはできんやと、長いことやるのは当たり前じゃないかと、長いことやった者に対してそんなこと言うなと言われるんだったら、それでも結構。どういう回答がなされるか非常に私は楽しみにしておるし、この関係者は相当の方が聞いておられますので、的確な回答をよろしく申し上げます。

これで1点目の質問を終わります。よろしくをお願いします。

**○大岡克三議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 三好議員さんの御質問にお答えをいたします。

まず、第1点目の各種団体の永年功労者に対する表彰、または叙勲等の町のかかわりについてでございます。

町といたしましては、県知事表彰に関して、町のほうは推薦をいたしておるところでございます。地方公共団体より委任を受けた団体役員の業績履歴資料を各関係課で保存しており、決められた規定に従い、県に上申をしておるところでございます。しかしながら、上申しても必ず承認されるとは限らず、県から決定通知が届くまでは全くわからないというような状況でございます。

話に聞きますと、叙勲というのは、県知事表彰を受けられた方の中から、県の知事公室のほうで選任をして、県知事名において国に上申されるというふうに聞いておりますので、叙勲に関しては町のほうは関与もしておりませんし、把握できないところでございます。

また、祝賀会をどのように考えておられるのか、個人負担が問題になっておられるというような三好議員さんの質問がございました。基本的には、受賞された方と関係する団体や地域住民の代表者が発起人となって、関係者が一堂に会して受賞者の栄誉をお祝いし、そして喜びを分かち合うものというふうに考えております。

三好議員さん御指摘のように、たしか旧仲南町におきましては、春と秋の叙勲をされた方、人員、例えば3名おられたら3名の方を、町が主催であったろうと思います。3名おれば3名の方を、たしか仲南の中学校のランチルームで一堂に会してお祝いをしておったというふうに記憶しております。私も何回か参加をさせていただいたところでございます。

例えば、旧の満濃町ではそれぞれの団体の発起人が集まって祝賀会をしておったということで、多分、旧の満濃町とか旧の琴南町では、町はこの叙勲のお祝いに対しては関与しなかったのではないかなど、このように思っておるところでございます。

確かに祝賀会が催されますと、案内を受けた者、また開催する者、いろいろ費用もかかってくるとは思いますが、旧の仲南町でやられておったこと、非常にいいことであるかなというふうに思っておりますので、今後、町としてどのようなことができるのか検討させていただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

**○大岡克三議長** 11番、三好君。

**○三好勝利議員** わかりました。さすがにやっぱりやる気のある町長、また将来を見据えたまんのう町をどうするかということで議論しておられるだけあって、物わかりの早い。やっぱり私が申すのは、何でもかんでもじゃないですよ。ですから、地域の消防団とか婦人会とか、愛育会とか、本当に地域に貢献する方の叙勲の場合ですからね。

私も相談を受けたことあるんです。ある大手の会社の方が永年勤続で叙勲を受けたと。三好さん、皆、今、町長が言われたように、中学校のほうで食堂お借りしてみんな会費集めてやっておるけど、どのような手続したらええんかなとって勘違いしておられますが、

それはおたくの会社のブレーンの取引先とか従業員とか同僚とか、その方でお祝いをするんであって、我々が参加しておるのは、町に対する行政に対する貢献のある方ですよと言ったら、ああ、わかりましたと理解されました。ですから、何でもかんでもじゃないですよ。やはり天皇賞をいただくには、本当にすばらしい方です。ですから、J Rとか電力とかN T Tとか、会社を申し上げますけど、いろいろな分野の方でいただいております。それはその組織の方でやればいいじゃないですか。我々が言うのは、あくまでも行政にタッチした方の中から町長が言われたように前向きに検討されるというけど、本当にすばらしい感覚だと思います。

中学校もできました。先ほど言われましたけど、本当にまんのう町が呼べば逆立ちしても来ていただけないようなゲストの方も、本当に来ていただけます。これはやはり町民が本当にこぞって大きな楽しみにしておりますし、我々がおる間に、まずこういう行事が恐らく来ることはないでしょう。先ほどもある議員が申しましたけど、ラジオ体操、体育館に呼んで、全国放送をやったらという、こういう催し物も、またこれからできるんじゃないかなと思っております。

そういう中で、やはりお祝いする方は、何がしのお祝い金でやる。あとの経費の足らざるは、やはり町に貢献していただいた方ですから、特に消防団の方なんか聞いてみますと30年、40年という貢献度であるわけですよ、本当に。最近も地震とか22年の島原の普賢岳、これなんかでも消防団の方は本当に犠牲になっておるでしょう。

そういう方の犠牲者を悼むに準じて、やはり長いこと貢献をされた方、去年も、ことしの春ごろですか、ある方が三十数年の消防団を退団されました。その方は、後に恐らく叙勲があるかないか、それはわかりません。さっき町長が申されてましたように、県とかいろいろなことを通じて申請するんであって、町の管轄ではないということでわかっておりますけど、その方もいわく、三十数年本当によろ自分でも頑張ってきた、家族も理解してくれた、周りの者も応援してくれた。でも、自分のやったことに対して誇りを持っておる。本当にきょうやって、これだけの皆さんが本当にお祝いにかけつけて、本当に私はやってきてよかったという返事もいただいております。

そういう中で、やはり町が過分なる助成なりフォローしてあげて、そういう方が今後育ち、また地域に対して貢献していただけることを私は一人でも二人でも多くできたらなと思います。

ただ、この叙勲なんかいただくのは、本当に数限られております。私は天皇陛下さんの前にお目通りしたことはないんですけど、私の関係しておる会社の社長が2回ほど御前講義というのをやられたそうです。御前講義というのは、その分野に対する、植物なら植物、魚だったら魚という、物すごい研さんを積まれた方が御前講義、天皇陛下さんに勉強をお教えするわけですから、誰ばりできません。その方がいわく、前に行くと本当に身が引き締まって、心臓がとまる思いだということも聞いております。

そういう方から賞をいただくわけですから、ぜひともよその町は別にどうということない

ですが、本町はこれからはぜひとも関係者と会議を重ねていただいて、大きな金は要らないと思います。やはりまんとう町はそういう方に対して、本当に町を挙げて皆さんからお礼とお祝いをするんだなということを見せていただきたいと思いますので、ぜひとも再度町長、簡単に結構でございますから、その返事をいただきたいと思います。

**○大岡克三議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 三好議員さんの再質問にお答えをいたします。

叙勲の祝賀会については、町としてどのような対応ができるかということをも十分今後検討してまいりたいと、このように思います。よろしく願いいたします。

**○大岡克三議長** 11番、三好勝利君。

**○三好勝利議員** 何回も申しますけど、やはり行政にタッチして、行政にかかわった方でございますので、その点は勘違いされないように十分検討をお願いします。

続いて、2番目の質問を許可いただきたいと思います。

**○大岡克三議長** 1番目の質問を終わります。

続いて、2番目の質問を許可いたします。

11、番三好勝利君。

**○三好勝利議員** 時間もあとわずかしかありませんので、簡潔に申します。レジユメに書いてありますように、集約農業、集約農業、ばらばらで個々に2反や3反やっておる分を集めて云々、集約農業。これは叫ばれてから20年ぐらいたちます。私、議会に出て、もうこれで十何回質問しました。そうしたら、前向きに検討します、前向きに検討します、全然前向きどころか衰退の一途をたどっておるわけです。

先般もある代議士さんが、今度出るんでしょう、説明で、私は別に支持しておるわけではないですけど聞きに行つて、時間があつたから参考意見ないですかいうたら、ちょっと手を挙げて、米の問題を話し、水の問題を話しました。理解ができませんですよ。何のために代議士に出るんかと、地域の代表で。水の問題もわからん、米の相場もわからん。こういう方が代議士に出ると、これ聞いておつたら、ようわかるでしょう、そういう方を皆さんが送り出しておるから、いつまでたつてもつまらない農業になるんです。やはりもっとやっぱり農業関係がわかる方、水の問題がわかる方、本当に香川県をこよなく思う、地域を思う、我々がまんとう町を思うような代議士さんが出ると、もっと立派な香川県なり、国ができると思います、はっきり言って。

わずか1万2,000円、1万5,000円の米を一生懸命つくって、一生懸命売って、たたかれて、金は半年か1年ならんと入つてこない。その1俵の単価幾らつきますか。最低3万円から4万円、よくすれば5万円ぐらいつくでしょう。それを我々は繰り返しておるんです、ずっと何十年。ですから、だんだん、だんだん衰退する、これ当然なんです。だから、お上、行政は何を考えておるんだと。だったら、集約的に何カ所かに集約して、そこへ何千万円というずばつと機械を全部設備投資して、その周辺でオペレーターを募集してやってもらう。現に何人かがそういう10町歩、20町歩、50町歩という方はおら

れます。

最近の農地をお預けした人に聞いてみますと、昔は1反に対して、1反わかるでしょう、農家の方ですから。この間なんかの代議士さん、1反の意味がわからなかったですけど。1反で米を1俵くれよったです。その後は米、1袋30キロですね。30キロくれよった。最近は全然ない。でも、草刈りの手間とか管理する手間が省けるから、やっぱりお預けすると。そういう状態なんですよ。先祖からいただいた自分の田んぼで、今までは何かしらの米を食べよった。遠来のいとこやおばさん連中が帰ってきてても、今食べておる米はよその米やと。うちの田んぼの米は、田んぼはあるけども、人に任せておるから、一粒も米も入らん。こういう哀れなことを今やっておるんですよ。担当課長、よう聞いとってよ。本当ですよ。これを何とか行政がやっぱり乗り込んでいってやらなんたら、前回の政権のように、戸別補償の1万円、ひよっとしたらあれが補償、もうちゃらちゃら、ちゃらちゃらうそばっかり言うて、その次はない。乳幼児は何とか保障します、その次はない。こんなうそばっかり繰り返しておるから信頼がないんですよ。せめて、我がまんのう町だけは、もう町長ね、よう聞いとってくださいよ、せめてうそを言わんように信頼して将来をこういうふうな農業をやっていくと。

今の農業だけじゃなくして、最近、オランダなんかの農業番組見てみますと、やはり2億円、3億円という、結局今の工場のようなところに、高屋原の大きな敷地がありますね。ああいうところへ建物を建てて、コンピュータ管理、IT関連でやっておる、そういう農業もあるわけなんです。ですから、従来の農業とはまた変わった農業もありますけど、我々が希望するのは、せめて自分の田んぼで集約的に誰かにお預けしてでも、せめて食べる部分の米を1袋か1袋半ぐらいいはぜひとも自分の先祖からお預かりした田んぼでとれた米を食べたいというのが願望じゃないかなと、そのように思っておりますから、そういうことをまんのう町として、将来、町としてやっていくか、そういうばかげたことを言うなと、何を甘ったれとるのやという担当課長の声があるかないか、それだけちょっと、担当課長と町長二人答弁してください。

**○大岡克三議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 三好議員さんの質問にお答えいたします。

現在、国におきまして協議されております集約農業について、町としてどのように対応するかという御質問でございます。

農水省は、4月23日の産業競争力会議におきまして、担い手の農地集積や耕作放棄地の発生防止に向けて、都道府県単位の（仮称）農地中間管理機構の設置を提案しております。分散している農地の担い手への集約、受け手がすぐに見つからない農地や耕作放棄地を、一時保有し、管理するなどの機能を持たせると言われております。

機構の設置や耕作放棄地対策の強化は、農業経営基盤強化促進法や農地法の改正が必要でありますので、今後の法改正や制度の詳細が明らかになれば、機構と町や農業委員会との連携、役割などについて関係機関と協議をして、担い手への農地集積を推進していき

いと考えております。

また、昨年度より、担い手への農地集積の一環として、集落・地域単位で農家が話し合い、農地の受け手や出し手を決め、地域で担い手を育てて、地域の農地を守る人・農地プランの作成を進めておりますが、この機構ができますれば、その機構の活用も視野に入れた地域での話し合いを行い、より集約的な農業に結びつけていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

**○大岡克三議長** 産業経済課長、久留嶋一之君。

**○久留嶋産業経済課長** 三好議員さんの御質問にお答えします。

先ほど三好議員さんのほうからお話がありました農地を貸しても米として自分の田んぼでできた米を食べられないというようなことですが、これにつきましては、貸し借りの借り賃につきましては、金銭でも、金銭以外でもよいこととなっております。その算定につきましては、農業委員会が提供する地域の実態を踏まえた賃借料情報等を十分考慮して、当該農地の生産条件等を勘案して積算することとなっております。

現在の賃借料情報としましては、10アール当たり町平均で、田の場合ですが、7,100円ということが実態となっております。これは賃貸借契約をしている田の平均でございますが、現在、町内での農業経営基盤強化促進法によります貸借は、田畑合わせまして賃貸借が227ヘクタール、それから無償の使用貸借、小作料がゼロの場合ですが、それが264ヘクタールと、無償での貸借のほうが多い状況となっております。貸し賃につきましては、双方の話し合いにより決めていただくということとなっております。また、金銭か、金銭以外の米穀にするかについても、双方の話し合いとなっておりますのでございますが、米穀でも構わないというところにつきましては、また今後周知もしていきたいというふうに考えておりますので、そういうことで進めさせていただいたらと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

**○大岡克三議長** 11番 三好勝利君。

**○三好勝利議員** 町長も担当課長も、何年も前と同じような回答で、中央政府の動向を見ることで、中央政府がそのうちつぶれたら、また御破算で一から出直し。歌の文句じゃないんですから、一から出直しましょうなんて、これは歌の文句なんです。我々、実際にやっているのは、同じことを何年も繰り返して。だから地域の奥のほうは衰退して荒地になって、最終的にはイノシシとか野犬が住めると、そういう中で、やはり中央政府、中央政府、中央政府待っても当てになりません、これは。

ですから、まんのう町はまんのう町独自の水源の確保と、それと、先輩議員がずっと言っておりますけど、基盤整備をやれと、できるところからやれと、全部は無理ですよ、これ。この辺なんか基盤整備いうたら、これは無理ですよ。だから、できるところからやれと。我々のほうに2反区画ぐらいで、最小限でも2反ぐらい、小さい田んぼだったら頭が耕運機入ったら、まだしりのペラやは隣の田んぼにおる。頭が出たら、また後ろに残っておった、そういうふうな農地も見られます。ですから、できるところからやっていたい

て、さっき課長が言われたことも、町長が言われた、20年前と全く同じ。中央政府は堂々めぐりで毎年毎年同じことやって、ばらまいてはばあ。ばらまいてはばあ。新規参入、新規参入、毎年新規参入で何百億円、何千億円という金を出しておるわけです。それで3年してやめれば、それで終わり。

ですから、やはり集約的な農家を目指して、まんのう町から、中央政府がやらなんたら、我が町から手本を見せて見に来いと。今の知事さんだったら、我々の意見に恐らく賛同していただけるでしょう、物わかりのいい知事さんですから、香川県の知事さんは。ですから、そういうところから、できるところからやっていく。まんのう町全部では無理です。やっぱり奥のほうも基盤整備進んでおる。パイプ配管で水の管理も非常にやりやすい。こういうところからお手本としてやっていただいて、あそこもだめだ、ここもだめだというんでなくして、集約的にやって、そこが成功すれば見に来るでしょう。中央の政策ばかり当てにしておるからできんのですよ。自分らが置かれた地域、地域の独特の政策があるはずですよ。

東北のほうへ行けば、秋田とか青森のほうへ行けば、本当にもうびっくりするような田んぼがあります。観光客で金比羅山へお参りに来たときなんか、この辺は、しゃえんぼの、うちの野菜づくりの、子供の田んぼぐらいしかないのというようなことも耳にしております。相当広いです。こっちの田んぼで弁当食べながら耕うん機やって、向こうへ行ったら昼寝しても、まだ向こうへ着かなんだというような、そういうような大きな農地もあります。そういうところとは一口にいきません。ですから、讃岐は讃岐型の小さいながらも何か方法があるでしょう、そこに。それをやっぱりまんのう町がまず手がけて、できるところから手がけて、やっぱり農業の指導者はたくさんおられますから、そういうところもやっぱり、この辺でそろそろ腰を上げて、同じことの堂々めぐりを5年、10年、15年、20年、私、議員させていただいてから、これ20回ぐらい質問、同じことの繰り返しです。全然進歩しておりません。ですから、農業の後継者はいない。

それに、例えば100万円の製品を上げるのに、150万円も200万円、こんなの何回も言うけど、農業だけです、やっとなるの。普通の会社やったらとうにもう夜逃げせないかんですよ、はっきり言って。もしそれがだめだったら、集約的に農地は5割減反だったら5割減反を集めて、集約的に大きな面積を確保してソーラーシステムをやると。何かやっぱり新しい脱皮した方法をやっぱりやっていただきたい。ただ単に中央の政府の政策が変わった、また来年変わった、また変わった、そういうことばかりを考えておるからだめなんです。と思いますよ。やればできると思います。ぜひともそれを今後実行して、やはりまんのう町は大きな日本一のため池、世界一のため池ですか、自主運営しておるかんがい用水のため池においては。飲料水にも使っておりますけど。そういう立派な池を持っておるわけですから、それをやはり活用して、ぜひとも関係者と協議してやっていただきたいと思います。

町長、再度、そんなあほらしいことはやらんというか、一応、考えてみようかというか、

それで結構です。

**○大岡克三議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 三好議員さんの再質問にお答えをいたします。

農地の集約でございますが、貸し手と借り手と両方いるわけでありまして。今、まんのう町のほうでは、ことし新しく神野で農業組合法人が新しくできました。これで町内では三つの農業法人ができたわけでございますが、その農業法人、杉ノ上ファーム、帆山と神野ということで三つできましたが、これらはやはりモデル地域になっておりますので、そのような方たちが、耕作放棄地とかいろいろなところの農地も集約していただいておりますので、今後とも法人化を町としては進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

**○大岡克三議長** 11番、三好勝利君。

**○三好勝利議員** 2番目、これ3回目かな、3回目ですか、これで、はい、わかりました。なかなかやりにくいところで、農地も地主さんもおるし、なかなか簡単にオーケーする人、難しい人、水利にかかわっておる人、大変だろうと思います。それは十分承知の上です。でもやっぱり、そこへやっぱり集中的に助成金をつけて、ぱっとやっていただく。うちもやってくれ、うちもやってくれ、集約的にやるという、個々の契約じゃなくして、行政がやっぱりそこに乗り込んでいって、この農地を守る。やがて近づく食糧危機には対応できるというような立派な考えを町長は持っておられるそうですので、ぜひとも進めていただきます。

もう時間がないので、これで答弁はもう十分いただきましたから、答弁いただいても、同じ答弁やと思いますから、ぜひとも前向きでよろしく願います。

**○大岡克三議長** 2番目の質問を終わります。

続いて、3番目の質問を許可いたします。

11番、三好勝利君。

**○三好勝利議員** では、3番目の質問に入ります。

もう本当にわずかで終わるつもりが、つつい時間長引いてしもて、あともうわずかですけど、教育長にお尋ねします。これは結局今の農業と叙勲とため池とか、ほかの問題と全然違う、これは全く教育関係だけに関しての質問をさせていただきますから、よろしく願います。

まずもって、教育長は異色の方でありまして、やっぱり今までは義務教育、あるいは行政のOBの方が教育長になられておりますけど、斉藤教育長は御承知のとおり高等学校の校長を拝命された方でございます。いつときは、県の高野連の会長もしておられたと聞いております。なかなか地方の学校では県の高野連の会長というのは難しいと思っておりますけど、それだけの、やっぱり私は実力者ではないかなと思っております。ですから、町長はやっぱり御指名して、推薦をいただいて、満場一致で推薦させていただいたわけですので、我々大きな期待を持っております。

そこで、まず高等学校の世界から見た義務教育、最後の仕上げの中学生、何が欠陥しておるか、あれとこれと欠陥しておる、こういうことを中学最後に仕上げで教育すると、非常に高等学校へ入ってから役に立つのではないかと、そういう点が恐らくあると思うんです。それをまず1点目としてお伺いします。

あとはもう教育方針は、第1番目だったですかね、朝トップで教育長に教育方針をお聞きしております。そのときには、高等学校から見た中学生の最後の仕上げはどうあるべきかというのはまだ出てなかったと思いますから、その点をひとつよろしくお願ひします。まず1点です。

**○大岡克三議長** 教育長、斉藤賢一君。

**○斉藤教育長** 失礼いたします。三好勝利議員の御質問にお答えいたします。

教育の大切さを言いあらわす言葉として、昔から「一年の計を立てるなら稲を植えよ、十年の計を立てるなら木を植えよ、百年の計を立てるなら人を育てよ」と言われております。この言葉は、教育は子供たちが将来に生きる力を育てるもので、長い目で見た立場に立って行われなければならないということを言ったものだと思っております。

しかし、最近の学校教育の現状を見ておりますと、長期にわたる展望を持って教育が行われているのかというと、甚だ心もとないと言わざるを得ません。ペーパーテストの結果で順位がつけられ、習熟することが最善であるという考え方が強くなると、わけがわからなくても覚えておきなさい、わけがわからなくても練習しなさいというような学習指導、詰め込みとドリルに頼る指導がこれまでは横行していたように思われます。確かにドリルをすることによって習熟度が増し、テストの点数が上がれば教育の効果が上がったと考えられるかもしれませんが、しかし、それが本当の学力でしょうか。本当の学力はつけ焼き刃的なものではなく、将来の伸びが期待できるものでなくてはなりません。このような現状に対する認識や反省から、文部科学省でもさまざまな改革に取り組んでおります。

さて、三好議員から御質問いただきました高校教育の視点から義務教育の課題がどのように見えるかということにつきまして、考えの一端を述べさせていただきます。まず初めに、文部科学省の統計によりますと、今日、高等学校への進学率は98%を超えておまして、さまざまな能力や適性、興味、関心を持った生徒が高校に入学しております。多様化に対応した特色ある学校づくりが進められております。例えば、近年県内でも設置されている総合学科、単位制の高校、中高一貫校など、従来の普通科、専門学科に加え、生徒の幅広いニーズに応えることを目指した制度の改革が行われております。このような学科の設置によって、中学生にとっては多様な進路先を選択できる制度が整ってきておりますが、こうした状況の中で、生徒や教師、保護者が理解しなければならないことは、なぜ多様な選択肢がそこにあるのかを考えることであり、単に次のステップに行くことだけを考えた進路選択や進路指導が行われたのでは、制度を改革した意味がないということを理解することだと思っております。

最初にも述べましたように、従来の進路選択や進路指導では、ペーパーテストの成績に

応じて普通科の高校や職業学科の高校に振り分けられる指導がなされていました。本来、進路選択とはそれぞれの人生の意義を考え、価値観を選択することであり、教師や保護者はそうした観点から子供たちを指導しなければならないのであります。言いかえると、子供たちの成績や保護者の意向にのみ基づいて指導・助言したり、ランクづけされた価値観に基づいて指導・助言するのではなく、その子供がどのような特性や可能性を有しているかを判断し、将来にわたって有意義な人生を送るために、今何を学ばなければならないかを判断する教育のプロフェッショナルとしての指導力が求められているのです。そうした指導が幼いころから徹底されたならば、子供たちの進路選択に対する考え方も変わり、真剣に将来を考え、今を考えることができるようになると思います。

その結果として、例えば、大学に進学して歴史学や宇宙物理学を研究したいから普通科の高校に進学する子、もう少し自分の進路について考えたいから総合学科の高校に進学する子、自分の得意とする教科を生かして、技術や専門職になるため職業学科の高校に進学する子、スポーツや文化的特技を生かせる高校に進学して、人生を切り開きたい子、早く実社会へ出て活躍したいから就職する子など、しっかりとした目的意識を持って学び、進路を決定できるような力をつけることが、本来あるべき進路指導だと考えております。

まんのう町の保育所、幼稚園、小学校、中学校において、こうした観点に基づいた教育が行われますよう、教師を支援し指導するとともに、保護者を初めとする地域の方々の御理解がいただけますよう啓発に努めてまいりたいと考えております。以上であります。

十 **○大岡克三議長** 11番、三好勝利君。

**○三好勝利議員** さすがやはり県教委、また高校教育界で長いこと教鞭をとり、また最後は校長となられて本町の教育長になられたわけでございますので、これから今教育長が申されましたように、やはり何か変わった教育方針、我々が議論するのは、教育内容云々はできません。予算面でどうあるべきか、学校の体育館がちょっと傷んだと、学校の通路がちょっと傷んでおると、そういうのは十分議論できますけど、教育内容にああしなさい、こうしなさいということは越権行為になりますので、教育長は最高責任者でございますので、その点は十分理解していただけたと思います。

もう一つ、2点目で、もう時間もないし、ちょっとぐらひは、今回から多少はちょっと時間追加ということを知っておりますので、余り長くはないですけど、教育長はよく聞いてください。通告にはしてないけど、これ簡単に、誰でもわかることです。例えば、以前は、我々が合併する前は、保育所、幼稚園というのは別の担当がやっておったんです。それと小学校、中学校というのは義務教育で教育長がおり、教育関係の教育課長がおり、やっておったんです。今はもう教育課長が全部束ねて、保育所から幼稚園全部を一括して束ねておるんです。ですから、目が届きにくいですね。それはもう頭がいいでしょう。皆、試験受けて、厳しい試験受けて入っとなんですから。我々の数倍頭がいいでしょう。我々もその立派な職員をつかまえて対等にやらないかんから、本当に夜も寝られんぐらひ考えておるんですよ。能力がないのを頭絞ってね、はっきり言って。

ですから、我々が言うのは、そういう関係は、やはりなぜかという、最近、ここにも座っております、健康増進課長がやっと合併から当初はやかましい、やかましい、やっと重たい腰を上げて女性の管理職を登用したんです。これ10年遅い、10年。でもやっぱりやった。評判がいいです。やっぱり、そこへ行くヤングのお母さん方に聞くと、担当課長が変わったら、やっぱり体制も変わる。やっぱりお父さんがほとんど赤ちゃんなんか連れていかんです。9割はお母さんが連れていっておるわけですから、そういう対応のときに、ノウハウがあるべきは、やはり子育ての経験のある、今の総理大臣は子供育ててないから、理屈げに言うてわからんでしょうけど。そういう経験のある方が実際に携わる。だから、学校教育課長も当然ですよ。ですから、幼稚園と保育所をまず担当を試験的に、難しいと思います。やろうと思えばやれる。難しいといたら難しい。わけてみてください。そこにまず女性の課長を登用する。それで今度、仲南に立派な幼保一元化できますけど、このときにはやっぱりね、レイアウト、間取り。大学の教授が来て考えても、おしめもかえたことない、子供をあやしたこともない教授が来て、ああじゃない、こうじゃない言うたって、これわからんのですよ。やっぱり現場で一番お母さんが子供をあやして育て、大きくして、そういう経験のある者が、この中のレイアウト、間取り、例えば玄関入ってすぐ子供を預けるのにどうあるべきか、緊急の場合に出口はどこにするかとか、そういう問題もあるんですよ、絶対に。やっぱりお母さん方に聞いてみると、やっぱり間取りが悪いと。

また、きょうのアレルギー体質ですか、そういう子供さんの相談室も、ただ玄関に入って立ち話じゃなくして、別室でちゃんとお茶でも飲みながらゆっくりと先生とミーティングするという、そういうプライベートの場所も要るんですわ。それを皆つくってないんですよ。うわべだけしか考えとらんから、こういうふうになるんです。我々いろんな人と話してますから。大学の教授が云々言うには、これはIT産業とか、山中先生とか立派な先生おる、ああいうのはやっぱり秀才な頭の方じゃないとできんでしょう。でも、幼児教育、子供を育てる、お預かりして、居残り保育どうあるべきかというのは、やはり子育てした経験のある方が一番よう知っておるわけですから。そういう担当を配置して、今、教育長が言われたように、高等学校から見た義務教育の最後の仕上げというのと同じで、高等学校の経験がなかったらわからんでしょう。義務教育だけでわあわあと回っておるわけですから、私はそれを言いたいんです。

ですからそういう関係を、今後は、やはり女性をやっと登用して、それでお母さん方受けがいいですから、何だったら、今度、保育所、幼稚園ね、こういう担当を同じ教育委員の中に配置して、2人ないし3人なり、事務員をつけると、そういうことをやってくださいよ。でなかったら、今担当しておる課長もそれは頭がええ、社会教育課長もそら立派なんけども、全部やると、そらなかなか難しいんですよ。それを皆さんが上層部の方が考えんと、おまえやれ、おまえやれって適当にばんばん、ばんばん配置しとるから、こういう欠陥の行政ができるんです。確かに。一度よう考えてみてください。

十

町長はもう関係ないし、これはもう教育行政やから、教育長が新しくかわったから、わしはこれやるんだいうてやったらええやないですか。予算ね、そんな大した金要らへんです。と思いますよ。それで皆さん相談して、そななばかげたこと言うな、もう一人あつたら十分じゃがと、全部で千何百人しかおらん生徒やのに、もうごちゃごちゃ言うなというか、それともやっぱり乳幼児の場合は別の担当で考えて、もうちょっと十分フォローしていくか、ということです。その分は教育長として、今、即、今言うたのは通告してないから、判断できんでしょう。頭のいい教育長ですから、もし将来やってみようか、もうそななばかげたことを言うなというか、それをちょっと聞かせてください。

**○大岡克三議長** 教育長、斉藤賢一君。

**○斉藤教育長** 三好議員さんの再質問にお答えいたします。

私は確かに議員さんおっしゃるように現場の見識というのは非常に大切だというふうに考えております。また、女性の登用ということについても、いろんな立場でそれは進めていくべきだというふうに考えております。ただ、この学校教育につきましては、必ず女性でなければならないということにいたしますと、反対の観点から見るとということが、必ずしもできないのではないかとのおそれもあります。ですから、これにつきましては、男性、女性というものを限定するのではなくて、その適材適所をそこに充てていく必要があるかと思うんです。女性だったらいいというものでもありませんし、男性ではだめだという場合も疑問があるのではないかとこのふうには考えます。将来、もう少し女性の進出というものがどんどん進むべきだというふうには考えておりますので、この課題につきましては、今後私自身も頭の中へ入れて課題として持っておきたいというふうには思っております。以上であります。

**○大岡克三議長** 11番、三好勝利君。

**○三好勝利議員** ちょっと時間がないけど、一、二分で終わるけん、ちょっとピーピー鳴らさんようにな。教育長の十分考えわかります。やはり、頭のいい方、すぐれた方は、そういう庶民的な感覚からずれた答弁をされるんですね、やっぱりね。言うたら失礼だけど。女性でなかったらいかんのやない、女性がね、やはり家庭で育てるのは9割方、7割から8割、9割方、最近イクメン休暇というのができてますけど、ほとんどは女性の方です。私なんかも子供が本当に世話はほとんど家内にさせております。聞いてください、100人おれば89人から90人は全部女性の方が担当しておるでしょう。だから、そういう方が一番わかりやすい担当と、一番わかりやすい話の仕方だから、私は言っておるんですね。

まず、地つきの方もおられるけど、大体女性の方はほとんど嫁に来ております。子育てする場合に、女性の課長だったら、家の環境とか、じいさん、ばあさんが面倒なという場合も理解できるでしょう。私、そういうことを言っただけですよ。ただ、女性だからいいとか、男性だから悪いというんじゃないでね。ですから、今、高等学校の校長さんも、中学校の校長さん、小学校の校長さん、皆女性の方、相当おるでしょう。昔はほとんどおら

んかったです。

○大岡克三議長 11番、三好勝利君の発言は30分に達しましたので、発言は終了させていただきます。

○三好勝利議員 ちょっと言うてあるやん。

○大岡克三議長 なお、答弁のほうはいただきますけども、発言時間は30分という  
ことで。

○三好勝利議員 この前言うたん違うんか。ちょっと過ぎたって、1分か2分ぐらい、  
何を言いよんな。聞いとるがな、それ議運の。議運で言うたがな、1分か2分は。何でこ  
こで打ち切るのや。

○大岡克三議長 違います。5月10日の議運の報告で、時間のほうは30分。質問  
に関しては十分答弁ができてない場合は議長の判断で答弁はさせていただきますし、再々質  
問の追加もいけますけども、時間は30分であります。

○三好勝利議員 30分聞いとるわ。そんなん中途半端やがな。

○大岡克三議長 答弁。教育長、斉藤賢一君。

○三好勝利議員 あんまり議長権限、議長権限、議長権限あんまり振り回すなよ。人  
が真剣に質問しよんじゃけん。

○斉藤教育長 三好議員の再質問にお答えいたします。

女性であるということの特性というのは確かにあると思うんですね。だから、それを適  
材適所に活かしていくという方向性というのは考えなければならないと思います。先ほど  
も申しましたように、日本の現在の社会では女性の進出が非常に少ないというふうに今思  
っております。それは行政の中においても、議会の中においても、一般社会の会社の中  
においても見られることでありますので、どんどん進めていかなければならないと思  
います。その上で、さらに女性に向く職業があるとすれば、そういったものに対する配  
慮もしていかなければならないというふうには考えております。

ただ、学校教育につきまして、あるいは保育所、幼稚園の教育行政につきましては、担  
当課長が必ずしも女性でなければならないかという、これは検討を要することだと思  
います。というのは、現場の担当者が多くの場合は女性でありまして、その女性を指  
導する教育委員会の担当も現在のところ女性であります。ですから、そういったところ  
を勘案しますと、必ずしも課長が女性でなければ今理解ができないというようなこと  
はないかというふうに私は今のところ考えておるんですが、いかがでしょうか。

○三好勝利議員 もう言えんがな、議長にとめられとるけん。

○大岡克三議長 以上で、11番、三好勝利君の発言は終わりました。

ここで、議場の時計で14時25分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時 6分

再開 午後 2時25分

○大岡克三議長　それでは、休憩を戻して会議を再開いたします。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

なお、大西豊議員の質問は一問一答方式での申し出があります。

12番、大西豊君、1番目の質問を許可します。

○大西豊議員　ただいま発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

平成18年3月20日、町民の大きな期待の中、3町合併が行われ7年と3カ月が経過しようとしています。合併特例債、既に48億円を取り崩し、後期総合計画を発表し、協働の効率のよいまちづくりを目指し、厳しい財政事情の中、町政運営を行っているのが現状であります。合併特例債がなくなり、地方交付税も2町分から1町分に大幅に減額される財政力を認識し、子や孫に負担を残さないように行財政改革を進め、議会議員としての本来の役目、平成23年3月に制定された議会基本条例でうたわれているチェック機能を図るためにも、一般質問などを通じて提案してまいりますので、適切な答弁をいただきますようお願い申し上げます、質問に入ります。

PFI事業について、大成建設グループは、満濃中学校等建設を総額約81億5,000万円で受注をし、そのうち約35億円で箱物等建設、25年間、大規模改修も含む維持管理、運営している施設、それに対するまんのう町独自のモニタリングは機能し、要求水準書のとおり行われているのか。

平成23年、大成建設の議会等のプレゼンでは、地域経済の配慮について、まんでがんプロジェクトを支える地域経済を活性化させるために、3つのポイントを重視して事業に取り組みます。

1、地元企業の積極的な活用による経済活動の循環、2番目、地元企業の人材育成とノウハウの提供、3番目、地域交流の促進による地域活性化。

初期投資段階における地域経済への配慮。建設段階では、まんのう町建設協同組合と連携するなど、地元企業、地域の素材、地元の人材の活用を重視して、業務を遂行します。

まんのう町建設協同組合に説明会・見積もり依頼。業者選定時に町内業者への再下請の可否。町内雇用者数字の確認。町産木材の地元調達（香川西部森林組合、仲南森林組合）。現場作業事務所職員は町内採用。消耗品・弁当も町内より購入。作業員全員にかりんカード携行の義務化など。

管理段階における地域経済への配慮。維持管理・運営段階では、地元の人材・スタッフの採用、地元企業の活用を引き続き重視するとともに、地元の志ある人材・団体を活用・サポートしながら、町全体の活性化を目指します。

浄化槽設備点検業務を町内業者へ発注。清掃員3名を町内人材から採用。施設の衛生消耗品は町内業者を検討。グラウンド整備は町内業者へ発注。情報システム現地保守を町内業者へ発注。地域開放受付スタッフ3名を町内人材から採用。施設スタッフ、かりんカードの携行の義務化。まんのう町のまんのうポイントとの携行によるかりんカードの普及・

促進など、具体的な提案に基づき、大成建設グループが受注・施工しているが、要求水準及び法令遵守抵触が見受けられるので、町当局は企業側に傾くことなく、個別監査報告に基づいて精査し、大成建設グループに減額すべきである。

例えば、平成24年7月6日の満濃中学校特別委員会で指摘した残土処理についての緑ナンバーを使用せず事業を行ったことで減額すべきと考える。

2番目、外部監査が指摘している要求水準書によれば、電子私書箱システムは、初期の利用登録はPFI事業者の大成建設が行うように指摘しているが、実行していないのであれば、3,000万円減額すべきと考える。

3番目、外部監査が指摘しているPFI事業者が、第三者への委託をするとき、事業契約書5条記載の事業承諾、また事業通知はなされていない状態であるので、早い段階で協議し、SPCはモニタリングを行っていたのか、確認しなければならないが、確認し減額されるのか。

4番目、議会は町内企業の育成、雇用の確保のため、要求水準として挙げた4億円の直接発注のうち約2億円の土木関係者の受注分について、議会関係者の会社及び建設会社の役員が2社が受注し、さらに県外業者再下請に任せているようであるが、それゆえ2社との現場作業主任者が同じ会社の役員に丸投げであるが、大成建設は工事が適正状態で町内企業に発注されるように下請モニタリングしますとあるが、事実とすれば、現状はどのように認識しているのか、以上、お伺いをいたします。

**○大岡克三議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 大西豊議員の御質問にお答えいたします。

まんのう町立満濃中学校改築・町立図書館等複合施設整備事業における設計業務、建設業務についての本町のモニタリングの機能、また要求水準が満たされているのかとの質問についてお答えいたします。

本町のモニタリングにつきましては、外部監査制度を用いた外部監査人の監査で職員のモニタリングを補完しております。設計業務について、平成23年度の外部監査において2点指摘がございました。

1点目は体育教官室について、そこに教官がいることが生徒側からも確認しやすいことが望まれるとの指摘を受けましたが、昨年度の監査では、実施設計にて、体育館側の外部から教官室内部への視認性が高く設計されている旨確認されております。

2点目といたしまして、生徒の駐輪場の屋根について、軒先寸法を調整するなどして、雨天時における生徒の駐輪場から校舎までの移動への配慮について、改善の必要性が認められるとの指摘がございました。この点につきましても、実施設計において、軒先寸法が基本設計より50センチ長く設計されている旨、確認がなされ、改善が認められております。

また、建設業務に関しては、工事監理報告書が毎月本町に提出されており、その報告書についても、モニタリングとして本町職員が確認するとともに、外部監査人において確認

がなされており、本町のモニタリングの補完がなされております。

工事監理報告書には、施設全体を通じて、鉄筋の配筋状況等、完成後には見えない部分の写真の添付がなされており、今般発覚した体育館の壁面について、設計どおりの部材が使用されていなかったことの発見に至らなかったことは、非常に残念に思っております。

施設の完成時においては完工確認を実施し、この完工確認についても、外部監査人であります一級建築士に立ち会いを依頼して行ったところであります。このようなことから、要求水準に沿った設計、施工が実施されていることについてのモニタリングは機能していたと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

**○大岡克三議長** 12番、大西豊君。

**○大西豊議員** 再質問を行います。町長はこれまでPFI事業については、全責任を負うとの発言をしております。再質問を行います。PFI事業は、県においても既に見直しを行い、今、取り組んでいる事業以外は問題点が多いので取り組んでいないようであります。まんのう町議会では、これまで議会の要求水準として、町内業者発注分4億円、町内雇用の確保、地元企業人材の育成、ノウハウの提供による地域の発展のために要求水準を求め、事業を行っております。議会との特別委員会との契約において、土木関係の事業について、先ほど私全ての文章を今発言したことを全て読み上げましたが、漏れておりますので、再度申し上げます。

議会が町内企業の育成、雇用の確保のため、要求水準として挙げた4億円の直接発注のうち、まあ言えば、弱い立場にある町内事業者に別枠で4億円を特別委員会と大成建設グループと契約した部分であります。そのうち2億円の土木関係2社受注分について、再度お伺いします。聞くところによりますと、県外業者並びに町外業者が全て行っていたようであります。私も聞くだけでありますので、今、町長が担当部署でモニタリングし、適正であるという答弁でありましたので、私は地元の皆様の声を代弁して質問をしておりますので、誠意を持って答弁をしていただきたいと思っております。

もう一度申し上げます。町内業者2社が受注した約2億円分について、地元の方々には具体的に愛媛県の業者、丸亀の業者が行ったように言われております。もし、モニタリングが正しいのであれば、工程会議等もあったようではありますが、そういう資料も出して説明責任を果たしていただきたいと思っております。そして、その上に、議会にいただいた資料には、現場作業主任者も町内業者の2社とも同じ方が報告されております。通常では考えられないようではありますが、その点について詳しく説明をいただきたいと思っております。

**○大岡克三議長** ここで、14時45分まで休憩といたします。

休憩 午後 2時39分

再開 午後 2時45分

**○大岡克三議長** それでは、休憩を戻しまして会議を再開いたします。

答弁。町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 大西豊議員の再質問にお答えいたします。

町内業者が4億円の発注分の2億円分の地元発注でございますが、2社ほど地元業者に発注をされております。まず、それをAとBとしたいと思いますが、A社のほうには有限会社建設テクニカ、香川舗道株式会社、株式会社田窪工業所の3社が下請工事に入っております。また、もう1社のB社のほうでございますが、そのほうへは、有限会社建設テクニカ、前田道路株式会社、中央道路株式会社、緑造園株式会社の4社が下請として工事に入っておるところでございます。

また、町内企業の下請契約におきましては、満濃中学校特別改築調査委員会等にも御説明いたしておりますとおり、4億円を超える契約を行っております。また、その中の下請企業におきましては、現場代理人を現場に常駐させており、問題なく工事は実施されておるというふうに考えております。よろしくお願いたします。

**○大岡克三議長** 12番、大西豊君、再々質問を許可します。

**○大西豊議員** 今、町長は、今報告ありましたが、再々下請はあるんですか、ないんですか。もう現実問題として、もし出てないとすれば、相当大手の方が再々再下請をしとる可能性があるんですけど、これどうして言うかと申しますと、当初、この事業に取り組む場合、議会としては町内企業が弱い立場にあるんで、できるだけ守るということで議会として要求した問題であります。今、町長が申しましたけど、現実問題として、恐らく知っとると思うんですけど、私が指摘してから、その車、表示した車がもうあらわれなくなりました。特別委員会で行ったときには、軽のトラックにもその名前の車、2トン車にもありました。1次下請、2次下請、3次下請、そこら辺について弱い立場にある町内業者を守るために、町内業者がおかしいでないかということで、私は専門家でないのでわかりません。ただ、そういう県外ナンバー、愛媛県のナンバー、ボディー表示をしている車が相当見受けられておりましたし、ちょうど駐車場、吉野地区の駐車場、四條地区の駐車場、相当、愛媛県の車がおりましたので、ちょっと納得いきませんので、再度2次下請、3次下請について報告をお願いします。

**○大岡克三議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 大西豊議員の再々質問にお答えいたします。

愛媛ナンバーの車がかかなり見受けられたということでございますが、その愛媛ナンバーの車がどの工事に携わっておったかということは、私も存じ上げませんが、先ほど申しましたように、A社につきましては3社の方が協力工事に入っておりますし、B社に関しましては4社の下請、今先ほど名前を具体的に申しました会社が仕事をしておるということでございます。

ちょっと住所とかまではわかりませんが、名前は具体的に施工体制台帳のほうに出てきておりますので、それを今報告させていただいたところでございますので、よろしくお願いたします。

**○大岡克三議長** 12番、大西豊君、再々質問は終わりましたけども、答弁漏れがも

しあるようでしたら、どうぞ。

**○大西豊議員** 今、きれいな言葉で町長答弁いただきましたけど、議会に来ておる現場主任者の名前は、両社とも同じですよ。何ぼそなんこと言うたって、現場作業主任者の方は同じであります。

それと、この仕事は舗装が主です。町長も認識しておると思います。舗装が主であります。それを考えたら、僕は今、町長言うのは間違っておると思いますので、正しい答えを、正しい答えを報告ください。

**○大岡克三議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 今、大西豊議員の再々質問にお答えいたします。

町長は間違った答えを言ったという、これはもう訂正していただきたいと思います。私はあくまでも、大成建設から出てきた施工台帳にのっって、きちんとした工事でありますから、下請会社の名前を今発表したところでございます。今申し上げましたように、A社では有限会社建設テクニカ、香川舗道株式会社、田窪工業所の3社が下請に入っております、B社のほうでは、建設テクニカ、前田道路、中央道路株式会社、また緑造園の4社が下請に入っております。見ますと、この中の1社の、有限会社建設テクニカは両方の会社の仕事をしておるといような認識でありますので、それにつきましては、どうも現場代理人は同じ人の名前が上がっておるところでございますので、よろしく願いいたします。

十 **○大岡克三議長** 町長、発言の取り消しを求めますか。発言の取り消しは。 十

**○栗田町長** 発言を取り消してもらえ。間違った答弁はしておると思いません。

**○大岡克三議長** 先ほど12番、大西豊議員の発言の中で、不穏当な部分がありますので、後刻、記録を調査の上、対処いたしたいと思っておりますので、よろしく願います。

1番目の質問を終わります。

続いて、2番目の質問を許可いたします。

12番、大西豊君。

**○大西豊議員** 2番目、満濃中学校複合施設町モニタリングについて。満濃中学校等複合施設のPFI事業について、対策室は対応しているが、大成建設グループのプレゼン等を含む要求水準書について、適正に行われているのか、町独自のモニタリングを行い、検証しているのか。

2番目、4月に体育館が町へ引き渡された後、3回、壁が破損したが、原因究明されたのか。以上、お伺いします。

**○大岡克三議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 大西豊議員の2番目の質問にお答えいたします。

まんのう町立満濃中学校改築・町立図書館等複合施設整備におけるPFI事業の提案内容についてのモニタリングについての御質問でございます。

現場事務所におきまして、今年の5月21日から本年3月末までの間、町内の事務員を

採用いたしております。また、本年4月からの維持管理・運営段階においてでございますが、ハローワーク等の活用を行いながら、雇用については実施をいたしております。町内在住を条件にすることは難しい状況ではございますが、維持管理企業は清掃員として町内から3名の方を雇用いたしておりますし、図書館運営企業も町内から3名の方を雇用しておるところでございます。

維持管理運営につきましては、毎月第2火曜日に維持管理部会を実施しており、適正に維持管理が実施されているかについて検証をしているところでございます。

体育館の壁の破損についてでございますが、壁の部材が9ミリ厚のシナ合板から6ミリ厚のケイカル板に設計変更がなされていたことが直接の原因と考えております。現在、専門家の意見を聞きながら、設計変更に至った経緯などの事実確認、改修計画などについて事業者をただしておるところでございます。報告などがあり次第、速やかに御報告申し上げたく存じておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

**○大岡克三議長** 12番、大西豊君。

**○大西豊議員** 再質問を行います。

個別外部監査が指摘しておりますが、総括マネジメント業務内に存在する各業務についてのサービス基準合意、すなわちSLAにおいて検証を目的とした成果指標を設定し、事業者におけるセルフモニタリング、これは大成建設がプレゼンでも言うておりましたが、議会との契約等、本町のモニタリングの評価を行うとあるが、いろいろコンプライアンスの問題について契約と違うようなことが発覚しておりますが、改善されているのか。

2番目、いつ体育館の壁が強度不足であるか発覚し、町に報告があり、どのような協議がされ、記録があるのか。

3番目、議会に対して提出された資料、すなわち2012年3月14日発行では、まんのう町立満濃中学校改築等の複合施設の建築確認書の資料では、体育館の壁材は9ミリとなっておりますが、なぜ6ミリと変更になったか。今調査中と言われましたが、このことはいつまでに議会に報告していただくものか。

次に、新聞等では、大成建設より補修方法について、提案があったようであるが、どのような提案があったのか。

次、大成建設、こういう大きな過失、故意とも認められるような過失があったわけですが、大成建設及び山下設計が設計監理を行っておるが、議会での説明責任をさせるべきと考えるが、町長の考えをお伺いをいたします。以上です。

**○大岡克三議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** ただいまの大西豊議員の御質問にお答えいたします。

各施工工事をしておる中で、いろいろ問題等があったことにつきましては、その都度、調整会議等でも話をして、全て改善されておるものと考えております。

また、体育館の床の部材の変更につきましては、先ほども申し上げましたように、今、専門家の意見を聞きながら、設計変更に至った経緯など、事実確認、改修計画などについ

て事業者にただしておるところでございますので、今議会中には答えが出せるものというふうに考えております。そうするべきであると考えております。

**○大岡克三議長** 町長さん、先ほど床と言いましたけど、壁です。

**○栗田町長** 済みません。床ではなく壁でございました。申しわけありません。

これにつきましては、今議会中には、遅くてもできる限り早い時点で御報告をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

**○大西豊議員** 議長、答弁漏れがありますので、一番大事な部分ですけど。

**○大岡克三議長** 2012年ですか。

**○大西豊議員** 一番最後の5番目の部分。

**○大岡克三議長** 大成を呼ぶ。

**○栗田町長** 済みません、答弁漏れがありまして申しわけありませんでした。

大西議員さんの、事業者の議会に対しての説明責任があるかということでございますが、それは私も当然あるべきものと思っております。向こうから回答書が来るとは思いますが、それで議員の皆さん方が十分な回答でないということであれば、改めてまた説明なりをさせていただきたいと、このように思っておりますので、よろしくお願いいたします。

**○大岡克三議長** 12番、大西豊君、再々質問を許可いたします。

**○大西豊議員** もう基本的には、この事業は25年にもわたる、長きにわたる子供たちを守るための耐震構造も日本一のようなすぐれた施設であります。そういう中において、今回初めて、モニタリングという言葉が要所に出てきております。モニタリングという言葉が辞書で見ますと、監視、観察する、記憶するということでもあります。今までのように検査をするという意味だけではありません。このようなことが言われております。だから、広範囲にわたるものでありますので、私はこの事業が25年間続くということは、ここの議場におる方は、全員の方は恐らくもういないと思っております。そういう意味で、今、一番のうったてであります。

こういう中で、壁が破れたと。一般の地元の木造の大工さんに聞いてみますと、6ミリいうたら考えられないということを言うております。常識では考えられないと言っております。これはどのような形で施工されたのか。大成グループがとって、下請、孫請、その請けがあるのか。それと、部材はどこが供給したのかを最後にお聞きしたいと思っております。

旧の今取り壊しておる満濃中学校の体育館も9ミリだそうです。ある方がそれを補修したとき、その補修した方が、新しい体育館が壊れたんじゃなくして、自分がしたのが壊れたんかと思って心配をして、私のところへ電話がありました。いや、それはそうじゃない、新しい体育館が9ミリが6ミリやったから、大変な問題、その方は、補修のときに9ミリ張ったのに、6ミリというような新聞報道があったから、間違うて報道されとるということで、私はそれはそうでない、あなたは9ミリを張っておるんであれば正しいということで、今度の大成が間違っていることを説明しました。常識で考えられないことがなぜ起こったのか。恐らく住民の方々には心配しております。早急に期日を区切っていただいて、検証し

ていただいて、また、どんなえらい J V かしりませんが、特別委員会においてもいろいろ施工管理者を対策室により、連絡とってくれいったときにも、電話も取り次いでくれない、報告もない。そういう中で進められておったから、こういう問題が発覚したんだと思いますので、町当局においては、大成建設と対等の立場で話を進めてもらいたいと思います。それが何よりも住民に対しての説明責任だと思いますので、よろしく願いいたします。

**○大岡克三議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 大西豊議員の再々質問にお答えをいたします。

大西議員御指摘のとおり、体育館の壁に6ミリのケイ酸カルシウム板を張っていたということは、私もこれはもう常識外であるというふうに思っております。そういうことでございますが、どのような入荷場所とか、それからどこが下請したかというようなことは、まだちょっと今手元には資料はございません。そういったものも含めて御報告をさせていただきたいと思っておりますし、期限を切つてと言われましたが、この議会中には少なくとも報告をさせていただきたいと思っておりますし、早い時点でわかった時点で早目早目に報告はさせていただきたいと思っております。

議員さん御指摘のように、今回の事件で大きく信頼関係が失われたと私も思っております。事業者に対しても、この信頼回復をいかに速やかにすべきかということも強く申し立てていきたいと、このように思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

**○大岡克三議長** 以上で、12番、大西豊君の発言は終わりました。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

なお、本屋敷崇議員の質問は、一問一答方式での申し出があります。

5番、本屋敷崇君、1番目の質問を許可します。

**○本屋敷崇議員** 5番、本屋敷です。議長より発言の許可をいただきましたので、通告書に従い、一般質問を行います。

まず最初に通告していたのが、PFI事業における執行部の姿勢についてという部分ですが、先ほどの大西議員とかなりかぶるところがございます。しかしながら、なぜこのような事態に陥ったのかという部分に焦点を当ててお話をさせていただきたいと思っておりますので、かぶることもあるとは思いますが、聞いていただければと思います。

現在、この間の新聞報道にもあるように、PFI事業は大きな問題を抱えていることは、皆さんも御存じのとおりです。そもそもこの事業が始まったときに、私自身、特別委員会の委員長としてかわり、契約時において大成グループの提案では納得がいかに、反対をしたわけですが、今回このような事態になってしまったことは、本当に残念でなりません。それを踏まえ、本日は少々厳しい意見になりますが、町のためですので、心を鬼として質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

さて、なぜこのようなことになったのか。ここが一番の問題です。問題点としては、議会側もそれを許してきたというのは、一つの要因ではありますが、最も大きな問題点は、

栗田町長、あなたの姿勢にあるのではないのでしょうか。まず、本来タッグを組むべき議会に対して、どこか物事を隠そう、隠そうとしているように感じられるのは私だけではなく、多くの議員がそう思っているのではないかと思います。それは、今回の新聞報道を見てもわかります。

新聞を読みますと、4月15日の授業中に、またその後、22日、23日にも同様に壁が割れたとありますが、そのことを議会に報告したのはいつでしょうか。私の記憶では、ほかの議員から、おい、本屋敷君、体育館の壁が割れたの知っとるかと電話がかかってまいりました。それが5月に入ってからです。そのときは、そんなばかなと私自身も思っておりましたが、そんなばかなことが実際に起こっておったわけです。

それまで、何度も全員協議会をあの時期は開催しておりました。しかしながら、たしか5月24日の全員協議会において、それもですね、議員から質問して初めて簡単な説明があったものと記憶しております。またその後、5月30日の総務委員会において、施工段階で町にはないしょで設計を変更したということも、こちらから聞いたからわかったのであって、そうでなければ議会に報告する気はなかったのではないかと思うほどでございます。なぜ本来ならばこれほどの重大なことを議会に即時報告し、その対応をしておくべきところを議会側に指摘されなければ動かないのか、私には理解ができない。本当であれば、議会に促されずとも、執行部、町長みずから先頭に立ち、原因を究明し、町民の信頼を失墜させたこのことをいかに収束し信頼を取り戻すのか。さらには大成グループに対して、どのようなペナルティーを与えていくのかを早急に対応すべきだったのではないのでしょうか。それを今この段階でも、今後、弁護士と相談してなどというその姿勢が、今回のこのような事態を生んだのではないか、そう思われて仕方がありません。

私自身、大成グループに対しての町長の態度は、どうしても納得できないものが多々あります。要求水準の中にある備品の交換を外してまで行った2億800万円の増額、第三者委託の要件やモニタリングを大成グループに対して優位なものにしてしまったり、今回の体育館にしても、毅然とした態度を即座にとらななかったこと。何か大成グループに対して強く言えないことでもあるのでしょうかと思ってしまうほどです。

当然、町民の財産を守り、税金を効率的に使う立場としては、そんなことはないと感じております。議会に対して責任をとると明言した町長には、ぜひとも断固たる覚悟で臨んでいただきたい。このPFI事業は、25年間という長い契約、学校施設であること、また、避難場所であることも考えて、今回のことを考えれば、断固とした姿勢で、大成グループに対し、総点検及び契約解除も視野に入れた厳しいペナルティーをとっていただけるものと信じております。

まずは、町長はなぜ議会側に報告をしなかったのか。さらには、議会に指摘されるまで早急な対応をとらななかったのかお聞かせいただき、今後、大成グループに対する対応をお聞かせいただきたい。よろしく申し上げます。

○大岡克三議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 本屋敷崇議員の御質問にお答えをいたします。

まんのう町立満濃中学校改築・町立図書館等複合施設整備事業に対する執行部の姿勢についてお答えをいたします。

まず、今般の体育館の穴があいたという不祥事がありました。このことについて議会への報告が遅くなりましたことも非常に申しわけなく思っております。遅くなりましたのは、原因究明と、今後どのように対処していくかということのある程度見きわめてから、皆様方に報告したかったということで、他意はございません。そういうことでおくれましたのを申しわけなく思っております。

先般の全員協議会で報告させていただきました、また教育民生常任委員会でも協議をさせていただきました、町立体育館のアリーナの壁面に穴があいた事象につきましては、去る6月11日より四国新聞等に報道されたところでございます。

問題の壁につきましては、4月16日の朝に、体育館の維持管理会社である大成有楽不動産株式会社から、穴があいている旨の報告が町のほうにございました。本町といたしましても、誰が穴をあけたのか不明でしたので、通常の修繕を実施しようと考えておりましたが、その後の4月22日にも同様の穴があく事態となり、このときに中学校の体育の授業において、走ってきた生徒がとまり切れずに衝突した衝撃によってあいたものと判明をいたしました。続いて4月23日にも同様に穴があき、陥没とへこみが合計6カ所になった次第でございます。

翌24日に大成建設が補修をいたしました。壁の材料の厚みが薄いのではないかとこの疑問を持ち、設計図を確認したところ、設計では、準不燃、いわゆる燃えにくいシナ合板の9ミリであるところが、現場での使用材料が、ケイ酸カルシウム板の6ミリであることが判明をいたしました。4月25日に建設業務の担当責任者であります大成建設現場事務所長から聞き取りを行い、昨年10月初旬に現場で材料を調達しようとしたところ、シナ合板の9ミリそのものの生産が中止されており、調達できないことが判明したため、かわりの材料の選定を行い、ケイ酸カルシウム板の6ミリになったとのことでございました。翌26日、PFI事業契約の相手方である株式会社まんでがんパートナーズの社長から善後策を聞き取りいたしましたところ、壁については補修をしたいということでございました。その後、補修の方法については現在のケイ酸カルシウム板の6ミリの上に、5.5ミリのベニアを張って、さらに6ミリのケイ酸カルシウム板を張りつけるという提案がございました。

本件につきましては、まず、シナ合板の9ミリが、ケイ酸カルシウム板の6ミリに変更されていましたが、その設計変更が町の承諾なしに行われたことが契約に違反していると考えております。その結果、壁の材質の強度が、通常考えられる体育館の使用方法での衝撃に耐え得る強度を満たしていないものと考えております。

本件につきましては、本PFI事業のアドバイザー業務を委託した日本経済研究所に対応を協議いたしましたところ、設計変更に至った経緯、壁の損傷の事実、補強等、抜本的な

十

解決工事計画、本件の設計変更以外の設計変更があるかないか、設計内容と異なる施工があるかないかについて、文書にて報告させることとの教示をいただきました。

このことを受けまして、顧問弁護士と相談をいたし、まず、事実関係の確認が大事であるという考えで、設計内容と工事内容の確認、このような事態になった原因を具体的に明らかにすること、どのようにすれば抜本的解決ができるか、当初計画どおりの再施工をするのかどうなのかなどについて、文書で報告するよう請求いたしておるところでございます。

ただ、本日、ただ今の時点では、これらに対しての報告はまだでございます。報告があり次第、議員の皆様方に報告をいたし、よりよい解決ができるようにいたしたいと存じますので、どうぞよろしくお願いをいたしたいと思っております。

また、今回のことに関しまして、町と大成グループとの信頼関係が大きく損なわれる結果になったことは、非常に残念になっております。このことを受けて、私としても一日も議員の皆さんが不安、また疑問等が払拭できるよう、全力を挙げて取り組んでいきたい。また、町民の皆さん方にも非常に今回のことで御心配をかけておりますので、そのことが一日も解決できるように全力を挙げて取り組んでまいりたいと思っておりますので、どうぞ御理解、御指導のほどよろしくお願いをいたします。

**○大岡克三議長** 5番、本屋敷崇君。

**○本屋敷崇議員** 町長のほうから全力を挙げて町民に対して納得がいくような姿勢で臨みたいというような答弁をいただきました。それを当然していただけるものとして、こちらとしては期待をする限りですけれども、今後どのような答えが出てくるかわかりませんが、私としてはかなり厳しい対処をするべきものだと思っております。契約行為においても、瑕疵担保の部分等々読んでましても、今回はもう明らかな条項違反なんですよ。そういった部分から考えて、民間の瑕疵担保で、一つ確認ですけれども、本当に今回の変更は町サイドは知らなかったのかどうか、そこだけは確認させていただかないと、瑕疵担保の部分で、基本的に受け取る側がそういった提案を受けとったというふうになれば、損害賠償とかに値しないというようなことはありますから、それは議会側も心配なんですよ。本当は町長知っておったんじゃないのか、本当は担当知ったんじゃないの、それは一番怖いんですよ。そこはないということを明言していただきたいのと、今回の部分、担当の弁護士等々とお話をさせていただけるものとは思いますが、かなり町民においても信じられないと、考えられない、それこそずっときのうの委員長報告でもあったように、今後のことを考えれば、総点検、第三者による総点検はお願いしたいというようなことも当然入ってくると思いますが、それになるべく即したようにというか、それに持っていけるようにしていただきたいなと思っておりますので、その確認と部分だけよろしくお願いをいたします。

**○大岡克三議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 本屋敷議員さんの再質問にお答えします。

今回の壁の不祥事について、町長は本当に知らなかったのかということでございますが、全く私も知りませんでした。穴があいたときに、どうして穴があいたのかなど、話を聞きますと、9ミリが6ミリであった。それは穴があいたことについては納得できました。それともう1点、私は知らなかったんですが、担当のほうがもし聞いておいたら、同じことになろうと思いますので、担当のほうにもそういうことは絶対なかったんだなということを確認をしました。それはまた大成のほうも言ってなかったというふうに認めておるところでございますので、その点は間違いないと思います。

また、今後の対策については、いろんな契約等の問題も出てきますので、なかなか我々町だけの判断では難しいと思いますので、今後とも顧問弁護士の先生に十分相談をさせていただいて、今後の総点検につきましても議員の皆さん方が言われておりますように、前向きな答弁ができるよう最善の努力を尽くしておりますし、そのようにしたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

**○大岡克三議長** 5番、本屋敷崇君。

**○本屋敷崇議員** そもそもまんのう町民にとってPFI事業というものがなじみのない事業であって、日本の中でもPFI事業は本当になじみのないものですが、PFI事業が本来の趣旨としては、民間の知恵をかりて、公共では設備できないものを設備するというのが大前提です。大前提が今回崩れてしまったことですから、これからPFI事業を国のほうでも進めていくというような指針は出ていますけれども、まんのう町の姿勢いかんによっては、このPFI事業、どうなるかわからないというようなことにもなりかねません。PFIの先駆者として頑張っていたきたいと思いますので、答弁は結構ですが、よろしく願います。

**○大岡克三議長** 1番目の質問を終わります。

続いて、2番目の質問を許可いたします。

5番、本屋敷崇君。

**○本屋敷崇議員** 次に、義務教育における民主主義教育についてというような、かた苦しい題名をつけましたけれども、要は投票率の低下を防ぐために、義務教育でもっと選挙の大切さを教えてはいかがですかというような趣旨のものです。

なぜ若い世代の投票率を上げる必要があるのかということをおっしゃれば、民主制にとって、投票は国・自治体の方向性を示す大きな柱であるという事実、国を担うべき世代の声が反映されていないことは、方向性を示す上で問題であるというような認識は、一政治家として私自身持っています。でも、それで考えて、なぜ若い世代の投票率が上がらないのかということも考えていかなければなりませんけれども、それを考えたときに、若い世代に選挙が民主制にとって最も重要な行為であるという認識が低いのではないかと。

当然、私自身も二十ぐらいのときに、それほど関心がなかったです。学校でそれほど教えていただいた記憶もない。「板垣死すとも自由は死せず」と言われても、ああ、大変やったんやなぐらいの認識で政治教育を受けていたというのは、民主主義を掲げる国として

は、かなり致命的な部分ではないかと思うんですね。先進的な国でいけば、子供のときからかなり政治にコミットした教育をしていくんですけども、日本というのはいかに政治に子供をかかわらせない、今の選挙制度上、今の未成年者は選挙に入れないというのはありますけれども、選挙と政治というこのイコールという部分のつながりが、余りにも薄過ぎるというような部分が感じてならないと。当然、義務教育、中学校までですね、中学校、高等教育にいくまでに、本来その部分をもう少し押さえていかなければならないんでないかというのが、私の持論ではあるわけです。

それを踏まえて、今の義務教育における民主制選挙に関する事業をいかにまんのう町は行っているのかという部分をまず聞きたいと思いますので、よろしく願いいたします。

**○大岡克三議長** 教育長、斉藤賢一君。

**○斉藤教育長** 本屋敷崇議員の御質問にお答えいたします。

今日の世界を見渡したとき、全ての国家が民主主義の体制をとっているわけではありません。幸いなことに、現代の日本では議会制民主主義の体制が維持されておりまして、体制の存続や変革に国民一人一人が関与することが保障されております。

しかるに、本屋敷議員御指摘のように、近年、国民の政治への関心が薄れているということは、各種メディアでも報じられ、議会制民主主義の根幹にかかわる問題であるという指摘もなされております。とりわけ、若年層において政治離れが顕著であり、大きな問題となっております。また、若年層への民主主義に関する教育の貧困が、意識の低さ、投票率の低さにつながっているという指摘もされております。

民主主義は、国民に、その大切さを理解し、その運用に参加するだけの教養がなければ、維持できないとの指摘もあるように、若年層への民主主義教育の希薄さが、日本における議会制民主主義の危機を招来しているということも言えます。

このことを裏づける報告もあります。例えばスウェーデンのように投票率の高い国においては、しっかりとした民主主義教育が行われております。スウェーデンでは、2006年に70.4%であった投票率が、2010年には74.1%へと上昇しており、しかも、当時の初めて投票権を得た若者の85%が投票を行っております。この高い投票率の要因として、スウェーデンの学校制度が挙げられております。

スウェーデンの多くの学校では、ディベートや民主主義のプロジェクト活動を推進することで、生徒の政治への興味を高めていると言われております。翻って、日本における民主主義教育の現状を見てみますと、教育基本法第8条政治教育の中に「良識ある公民たるに必要な政治的教養は、教育上これを尊重しなければならない」と規定されておりまして、この規定に対して、文部科学省は、民主主義を実現するためには、国民の政治的教養と政治道徳の向上が必要であることを踏まえ、政治教育において最も尊重されるべき事項を規定するものと解説しております。小・中学校の学習指導要領の中にも、政治教育に関する記述があり、これらに基づいて各学校で実践されなければならないこととなっております。

しかし、さきに掲げたスウェーデンの例と比べますと、さらにもう一步工夫された民主

主義教育がなされる必要があると思われます。こうした観点から、本町におきましても、いろいろな工夫を重ねてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

**○大岡克三議長** 5番、本屋敷崇君。

**○本屋敷崇議員** とても前向きな答弁をいただきまして、ありがたい限りでございます。確かにスウェーデンのお話とか、民主主義の根幹にはそういった教育が必要であるという部分は私も同じでありますから、この質問をさせていただいたわけですがけれども、先ほど来、田岡議員であったり三好議員さんのときに、教育長のほうが言われていたように、社会の一員としての、当然、想像力といった部分を備えた若者をつくっていくというような部分が、当然これからの教育で必要なんだというのは間違いのない話だと思うんですよ。

そういった中で、確かに詰め込み教育ではなく、その問題のその先にあることを意識して、それを解決するために、今、自分はどうするのかというような教育をしていかなければならないと思うんですけども、そういった中で、今の教育の中で、こういった民主主義、選挙に関するような部分、表面だけで選挙というのではなくて、その選挙の先にあることという部分の、これが本来の先ほどから教育長が言われていた学習の部分だと、学力の部分だと思うんですよ。そこを見据えた教育をぜひしていただきたいと。

前々から北山教育長のころから話しているんですけども、ぜひ、品川女子中学校という東京にある私立の中学校なんですけれども、女子中学校ですから、27歳のときの自分を中学校1年生のときに想像させるわけですよ。27歳というのが、今の女の人の結婚適齢期。そのときには確固たる自分の位置を保っていなければ、結婚した後に自分の人生は旦那様はかなり従服するというか、頼った生活をしなければならないと。そうではなくて、これからの女性は、そこの27歳のときに確固たる自分を持つとかなないとけないという部分で、中1の時点で自分が27歳のときにどうなりたいかというのを考えさせるわけですね。そうすることによって、中1から私は将来ここになりたいから、さっき言ったように、そのためにはどこの大学を選び、どこに就職し、どこの大学を選び、そのためにどこの高校に行くと。では、今の中学校の時点で何をしなければならないのかと、その想像力を鍛えさせることが、学力向上の中で一番大事だというふうに、そのときの理事長ですかね、が言ってらっしゃるんですけども、そのとおりだなと思うんですよ。

ぜひとも今の中1ギャップと言われる中で、僕らの時代もそうでしたけど、とりあえず勉強しとけば、その後の将来は安泰ですよみたいな時代でなくなってますし、実際僕らもそうでないんですよ。勉強はしたけれども、将来のビジョンがなかったばかりに、僕も途中で先が見えなくなって外国に逃げたわけなんですけれども、外国に逃げて帰ってきて、ここにまたいるわけなんですけれども、外に出たから僕は見えたわけですよ。ああ、自分が日本国民であり、これから日本人として日本の中で頑張っていかなきゃいかんという中で、それまで読書もしなかった、大分読書もしました、外国行って。そういった経験があることが僕にとってはすごくよかったこと。そこで考えることができたから、ギャップイヤーというやつですね。それがあったからよかったんですけども、今のそういった部分を

中学校1年生のときにもう少し考えるような授業、さっきのディベートとかもそうですけれども、自分たちが将来何になって、どういった国を動かすような人になって、そのために今何をしなければならないかという、想像力を鍛えるという授業をぜひとも取り入れていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいなと思ひます。

○大岡克三議長 教育長、斉藤賢一君。

○斉藤教育長 本屋敷崇議員の再質問にお答ひいたします。

本屋敷議員がおっしゃっておられるように、いわゆる子供たちが将来の展望を持って、有意義な人生を歩んでいかれることが私たち教育者としても本当に望んでいることでもありますので、その点につきましては、一致した認識を、共通の認識を教員、我々も含めて教員が持っていかなければならないと。そのためには、具体的に、じゃあ、どんな教育をしたらいいかということについては、私たち自身が今後もさらに研修・検討を重ねていかなければならないと思ひます。

この民主主義教育につきましても、観念論的なことだけを教育していったんではいかんと思ひます。具体的にそれが本当に子供たちの心にしみ込むような教育がなされなければならないというふうに思っております。これにつきましては、いわゆる政治教育のあやうさというのもございますけれども、しかし、それは十分検討しながら進めていけばいいことであって、民主主義教育というものについては、基本的にはどんどん進めていかんかんといいうふうに思っております。

また、今後、議会の皆様にもいろいろな立場から御指導・御協力をいただきながら、そういう方向性で進めてまいりたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○大岡克三議長 5番、本屋敷崇君。

○本屋敷崇議員 方向性が一致するというところで、ありがたいことですが、往々にして、役場組織という部分で、検討していきたいと、検討だけに終わるってことがたくさんあるんですけれども、僕自身は、やはりトライ・アンド・エラー、やるから問題点が見えてくると思ひているほうの人間です。あやうさ云々の話もありますけれども、一歩前に進まなければ見えない道があると思ひしておりますので、ぜひともそういった部分を、スウェーデンとかのそういった先駆的な話もありますので、そういった部分も取り入れながら、ぜひとも検討ではなく実施という部分に、中からトライ・アンド・エラー、PDCAを回していきながら、よりよい教育に昇華させていただきたいなと思ひますので、よろしくお願ひします。

○大岡克三議長 教育長、斉藤賢一君。

○斉藤教育長 本屋敷崇議員の再質問にお答ひいたします。

○大岡克三議長 再々です。

○斉藤教育長 再々質問にお答ひいたします。

PDCAというお話がありましたけれども、確かにその計画を立てて、それを実行して、

評価して、再チャレンジするという、そういうことを踏まえた上で、私たちが今、今御指摘いただいたような民主主義教育の大切さを、まず私たちの教える側が認識しなきゃいけないということで、それをしっかりと踏まえていく、これが最も大事な、だから、教師塾というのは、いわゆる教える側の大切さというものも踏まえておりますし、今後とも実際にそれをやっておりますので、民主主義教育についても、P D C Aのサイクルを踏まえながら、意欲的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

ここで具体的に何日までにこれをやりますということは、なかなか申し上げるわけにはまいりませんが、方向性としては全く同じだというふうに考えておりますので、鋭意努力していきたいというふうに思っております。以上でございます。

**○大岡克三議長** 以上で、5番、本屋敷崇君の発言は終わりました。

ここで、議場の時計で15時55分まで休憩といたします。

休憩 午後 3時39分

再開 午後 3時55分

**○大岡克三議長** それでは、休憩を戻しまして会議を再開いたします。

お諮りいたします。

本日の会議は24時まで時間延長いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○大岡克三議長** 異議なしと認めます。

よって、本日の会議は24時まで延長することに決しました。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

なお、川原茂行議員の質問は包括方式での申し出があります。

13番、川原茂行君。

**○川原茂行議員** つい6月15日に満濃池のゆる抜きが行われました。人間の考え方、いろいろあるもんだなということの一つ思いました。そのことを町長さんにぜひ頭に置いていただきながら、お聞きいただきたい。

なぜかという、まず自分が中心で右か左かを、いいか悪いかを判断する。といいますのは、あのときに丸亀の市議員だと思えますけども、神事が終わって排水塔にずっと並んでおった。ところが、眼下の水を見て、満濃池の水はすばらしくきれいななど、こうおっしゃった。私、透明度が1メートルもないような水見て、これ何できれいだなと思うんだろうか、この心理が私は何ぼにもわからない。考えてみたら、丸亀のどぶの池の水見よるから、満濃池の水が非常にきれいに見える。ここなんです。こういうことを念頭に置いていただきたい。

ということで、私は水資源の確保に向けての提言、質問をさせていただきます。

必要なときに、必要な水の確保は、人類普遍の原理であり、願いであります。また、常にその対策に向けての創意工夫は私たちの最大の課題であり責務でもあります。近年の異

常天候は、集中豪雨がもたらす甚大な被害と干ばつによる被害が相対的にあらわれていると言えます。本県の水の事情は、全国最下位の降雨量により、隣県の香川用水に頼るところが多く、香川用水の貯水量が本県の水需要を左右しているといっても過言ではない状況下にあるわけであります。

世界的に、近い将来、食糧危機、水戦争が提起され始めておりますが、我が国の食糧は我が国でというのが原則で、最重要な課題となってまいりました。特にTPP、どうなるかわかりませんが、おおよそのめどはついておるんじゃないかなと思っております。また、このことは本県に必要な水資源は本県でという原則に立たなければならないと強く思うわけであります。現在農業用水は横ばい状況と言われていますが、これは減反約40%のもとの数値であります。減反政策が見直されたときは、農業用水の不足は明白であります。農業用水の不足は生活用水の不足と一体であることは申すまでもありません。新しい水資源の確保は、一朝一夕にはできず、早急な計画と対策が必要不可欠であります。

参考までに、私どもの水利組合では、昭和61年、県営による圃場整備約100ヘクタールと翌年度から県営かんがい排水事業257ヘクタールと合わせて、木瀬池をかさ上げし、この池を親池として受益地内30カ所の池とパイプで連結し、一つのダム方式を採用いたしました。各池の大小や貯水量を調整し、水の有効利用を図りながら、渇水時期を乗り切っております。

しかし、農業政策の見直しとともに、香川県全域にわたり農業用水、生活用水の不足は否定できません。また、少子高齢化対策として、働く場所の確保と人口増を図るためには、十分な水資源の確保は第一条件であります。こうした中、今後はダムに頼らない方法を模索しておりますが、これは常に水量の豊富な河川でのことであり、本県のような急峻な産地では一時的な大雨は短時間で大海へ流出し、この水量を確保することは不可能に近い状況であります。

私ども、讃岐山脈の懐の水利組合として、この問題を深く捉え、各方面から検討・研究した結果、昭和50年当初ごろ、香川県から本町内、いわゆる仲南時代でございます。塩入地区にダム建設計画があったという経緯があります。その周辺等調査いたしましたところ、ダム建設に十分な条件等を満たしていることが判明いたしました次第であります。私どもは、このダムを（仮称）塩入ダムと位置づけ、この際、ぜひ調査並びに計画されますよう提案いたす所存であります。

また、このダムが建設されれば、香川県南部地区の自己水源の確保が大きく進展されることは申すまでもありません。町長さんにぜひとも、すぐにはいきませんので、水の確保について、どこまでの熱意があるかお聞きいたします。よろしく願いいたします。

○大岡克三議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川原議員さんの質問にお答えいたします。

水の確保と農業用水確保のための新規ダムの建設についてということでございます。

具体的には（仮称）塩入ダムということでありましたし、今までも調査が進んでおり

ます、琴南地区の前の川ダムの新設についてでございます。

ダムの整備推進は、台風や集中豪雨などによる水害に備えるための治水、また、安定した水資源を確保し渇水時に備えるための利水として極めて重要であります。安定した水資源を確保するために、香川県におきましては、香川県総合水資源対策大綱2011を策定しております。この中で、基本目標を実現するために四つの基本方針を立てております。その中の基本方針の一つに、安定した水資源の確保と供給がございます。そこで内海ダムの再開発の早期完成を目指すとともに、既設のダム、ため池の効率的な活用を図るとあります。

ダムは洪水などを防ぐ治水の役割を持つとともに、水道用水や農業用水を貯蓄する利水機能も有しております。このような治水機能と利水機能をあわせ持つ多目的ダムとして、香川県は栴川ダムの建設や内海ダム、五名ダムの再開発事業を進めております。しかしながら、内海ダムと五名ダムにつきましては、国から改めて検証要請があったことから、その結果を踏まえ適正に対応するというところでございます。

最近の異常気象では、集中豪雨がもたらす甚大な洪水被害と少雨による干ばつ被害が顕著にあらわれてきております。このような中、今後の香川の水需要量予測では水道用水は減少し、工業用水は増加、農業用水はほぼ横ばいであることから、全体としては増加が見込まれておりますが、近年の少雨傾向によりダムやため池など水源施設の供給能力の低下が見受けられるため、需要量に対する供給量の不足が懸念されており、そのためには渇水地域で水資源施設の整備や既設改良が必要と考えています。

早明浦ダムが四国4県の水がめとして機能しているわけですが、近年、たびたび取水制限が実施され、とりわけ、平成6年、17年、20年には、利水容量が枯渇するという異常な状態になるなど、深刻な影響を及ぼしたことはまだ記憶に新しいと思います。このことから、安定した生活用水の確保は、地方自治体として避けて通れないところであることを痛感しており、対策としては貯水機能のあるダム建設が理想であること、誰もが認めるところでございます。

ただし、ダム建設に当たっては調査から完了までに多くの年数を要するとともに、ダム本体工事には莫大な費用が発生し、国・県が主体となっても、ダムの恩恵を受ける関係市町の財政負担には限界があると考えております。このようなことから（仮称）塩入ダムについては、自己水源の確保の観点から、香川県が主体性を持って周辺市町との連携調整を図っていただきながら、事業推進をしていただけるよう粘り強く要望したいと考えております。

続きまして、琴南地区の前の川ダムの新設についてでございます。

前の川ダムが中止に近い休止となった経過は御承知と思いますが、昭和54年度に予備調査を開始し、以降事業実施に向けて推進してまいりましたが、平成9年6月に公共事業3年で15%減が財政構造改革会議報告概要により示され、その中で平成10年には前の川ダム計画は中止ではないが非常に厳しい位置づけの休止となったところであります。

前の川ダムが休止となった理由は、利水上の緊急性は高いものの、水開発単価が極めて高く利水者の参画が非常に困難であったことによるものと、土器川の治水対策としては上流洪水調整施設であるダムより河道改修案が有力と考えられるようになり、その上追い打ちをかけるように財政構造改革による公共事業の大幅削減のため調査中のダムは非常に厳しい予算とならざるを得ない等の理由からでありました。

前の川ダムの休止後においても、土器川沿岸から水資源開発を求める強い声があること、また、全国有数の渇水地域であることに鑑み、従前の前の川ダム計画は一旦白紙とした上で、土器川の治水・利水・河川環境問題を総合的に解決するため、平成12年度に土器川総合開発事業として開始をいたしました。そして、土器川利水検討会を発足させ、ダム単独案、ダムと既設ため池との連携、既設ため池の有効活用、下水処理水の有効活用、地下水の活用、砂防ダムのダム群の建設等6方策を検討しましたが、結果的に水単価が高く、財政負担が困難であるなどの理由により、土器川総合開発事業は成り立たずに、平成15年度に前の川ダムの建設を含めて事業は中止となったところでございます。

このことから、前の川ダム建設の復活は困難が予想されるところでございます。しかしながら、水問題の難しさと厳しさは香川県も十分承知いたしておるところでございますし、本町におきましても、水資源の確保は最重要課題であると考えておりますことから、今後とも根気よく粘り強く対策を協議してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

十 **○大岡克三議長** 13番、川原茂行君。

**○川原茂行議員** 町長さんのお話の中で、積極的にいきましょうという気持ちはわかるんですが、しかし、一步前へ、具体的に前へ出ていかなんだら、テーブルの上へ乗らないんですね。このダム、実は2年ほど前に、県の砂防河川課にダムグループというのがあります。そこでいろいろ話したときに、もう香川県でダムこしらえるんだったら、まんのう町しかないですよという話までいっておるんです。当時、四つ、香川県でダムが出ていました。当然、先ほど言われた内海ダムも、まだそのときはできてない時期です。ですから、内海、一つダムができたら、ちっとテーブルの上へ出しておってもいいじゃないですかというような話までいっておるんですよ。ですから、私が言うのは、書面を持ってやっぱりまんのう町の要望書として県のほうへ出していくべきじゃないかと、出したからといっても何十年もかかる、時間がかかるものなんです、これはダムは。そう一朝一夕にできるとは私は思っておりません。

だから、どうしても、なぜ私はそこへダムっていうふうに言うかということ、まんのう池が、通常はあの水が6割残るか4割残るか知らんけども、年によってはわかりません。だけれども、絶えずためておくんですね。ためておくから、なお悪くなって、しまいには農業用水でも使いにくくなってくるわけです。あの水が今すぐ浄化できるとは思えないんです。どこかにまんのう池に、じゃあ、何ぼか供給しましょうというようなものがあつたら、あのまんのう池も抜ける。香川用水にのせてあげたら簡単なのに、まんのう池の水あたりは。

私が言うのは、まんのう町は当然ですが、香川県の自己水源をこしらえていくのに、まんのう町が一つ大きな、これはどこぼりの土地ではいけないんです。もう決まっておるんです。1万3,000ヘクタールあるまんのうならではの利点なんです。ほかでこしらえる言うたってできへん。

もう一つ、早明浦ダムは相当3億6,000万、4億たまる。これはあの当時はあそこに降雨量が一番多かったんですね。でも、今はあそこで降らないんです。どこで降るやらわからんのですよ。だから、そんなに何億ものダムこしらえんでええんです。香川県だったら何百万トン。しかし、隣接する三豊市で降っても、まんのう町で降らない。また、すぐ東の塩江で降っておる。これどこで降るかわからんのですよ、今の気象状況。ですから、しかし、山が、集水面積があるというのは間違いない事実ですから、ダム建設するんだったら香川県も認めておるんです。もうまんのう町しかないですねというのを認めておるんですよ。

ですから、当時、内海ができたなら、上げてきたらいいじゃないですかと、こういう話も裏話にあるんです。ですから、町長さん、ぜひともひとつ、口頭じゃなくて、文書を持って、私は上げていただきたい。それから、かなり時間かかりますよ。香川県の水をこしらえていく。しかし、その中には当然まんのう町でダムつくるわけですから、まんのうに必要な水はまた当然使わせてもらわないかんけども、そんな小さな話は別として、香川県の自己水源、今、早明浦に頼って、早明浦がなくなったらどなんなるんですか。当然、権利は、徳島が向こうが強いわけですから、向こうはとるけども、香川県はもう、1次、2次、3次とかになったら水来ないんですよ。私が言いたいのは、必要でないときに水どんどんおこされたって困る。必要なときになかったらいかんのですよ。これはやっぱり自分とこで、香川県なら香川県で自分とこの自己水源を確保する。これ大原則だと思うんです。

ですから、町長さんが水は確保はせないかんというのであれば、今そういうお考えになっておられるんやから、それじゃあ、即もう県のほうへ要望しよう。国のほうも、これあるところからの筋なんです、香川県から出てきたら、ダムできんことないよと、そういう話も情報として入っておるんです、私は。ですから、しかし香川県が出すっていう前に、まんのう町がこうですよと、香川県へ言ってもらわなったら、香川県が単独でまんのう町へこしらえますわっていうわけにはいかない。その辺の順番があるから、これぜひとも町長の本当に、ずっと残る、栗田町長がこれをやったという、一つの大きな私は物すごい大きな問題だと思います。

それで、現にまんのう町、今、高屋原の水道水も活性炭を3,000万円もかけて入れなったら使いものにならない。入れてまたそれを抜かなしたら、生活水として使えない。こんな状況を繰り返して、ずっと今から何十年もいくわけで、何とかしなきゃいけない。私はそこを言いたいんです。農業用水は飲料用水より少々悪くてもいいけども、しかし、農業でもそうなんです。IT農業、もうこれからそっち向いていくんです。方向はもう決まっておる。日本の人口はどんどん減るんやから、日本でも食糧いかなら外国いか

ないかん。それにはやっぱり外国でうける農業をやっていかないかんわけですから。しかし、それやる前に水、腐ったような、使いものにならないような水を持っていったんではいかない。やっぱり清流でつくらなったら、農薬をやらないかん、化学肥料を使わないかん、こういう作物をつくって、これから将来は農業できないんです。そういうために、農業用水とするなら清流、また、当然それ以前に生活用水が今現実にまんのうの生活用水が困っておるんや。困っておるけん、じゃあ、即どこかで何とかせないかんというのも大事、中期的にせないかんのも大事、しかし、長期的に将来を見据えて、やっぱり新規の水をためておく。

香川県も一級河川の土器川が27キロしかないんですよ。何百キロある河川とは違うんです。雨が降ったら2時間後にはもう海へ行っておるんです、県境から。そういう河川ですからね。それはもう国のほうもわかっておる、ある程度。言うてこんのに、おまえのとこどうやとは言わないから、いかんだけで。これ根本は、もう、まんのう町がとにかく町長がどんと県へ出していく。県も国へ出していただく。私はこれ可能性十分あると思う。香川県の自己水源確保、これはぜひとも今、やりますと、これやってでも、20年はかかると思いますが、町長さん、再度お聞きします。

**○大岡克三議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 川原議員さんの再質問にお答えをいたします。

先ほど川原議員さんからもお話がありましたように、近年の地球温暖化の影響によりまして、気象状況が大きく変わりつつあります。今まで早明浦のように雨の多かったところが雨が降らなくなったり、また、長期にわたる穏やかな雨から短期間に激しい雨に移りつつあるように思います。毎年のように、集中豪雨と干ばつが局地的に襲ってきております。

よく21世紀は水戦争の時代とまで言われております。御承知のように、日本は国土が狭く、河川勾配が欧米の大河川に比べて極端に急勾配であるがゆえに、降雨は短期間で海に流出します。そのために、水害の頻度が高く、逆に水不足で多々悩まされておるのが現状でございます。特に大河川を持っておるにもかかわらず、慢性的に降雨量の不安定な四国地方、中でも香川県の渇水は深刻であります。このような不安定な状況の中、河川整備、水資源の確保は、より一層重要となり、中でもダム事業はとりわけ重要であるというふうに考えております。

環境面からは、おおむね環境破壊の権化として批判される面が大きいダム事業ではありますが、反面、農業用水の取水や天候により特に河川の流況が不安定な夏季において、ダムからの河川維持放流が存在することで常に安定した河川維持流量が確保できるわけがあります。まんのう町におきましても、過去に大渇水がございました。町内には、まんのう池を初めとする野口ダム、多治川ダム、橋谷川、塩入川、前の川砂防堰堤のほか、数カ所の砂防ダムはございますが、まんのう町の全域が潤うだけの水量が確保できていないのが状況でございます。

このような中、香川県ではまんのう町が一番恵まれた地形があると思っております。その地形

を生かして、香川県の水の量を確保するためにも、治水、砂防ダムの建設は重要であるというふうに考えております。

川原議員さん御指摘のように、まんのう町のみならず、香川県の水がめとして塩入ダムが生かしていけるように、今後、議会ともどもに早急に強い要望活動を県のほうへ進めていきたいと思っておりますので、御支援、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

**○大岡克三議長** 13番、川原茂行君。

**○川原茂行議員** 町長のすばらしい御答弁でございました。ちょっと確認をさせていただきます。そういう積極的な町長さんの姿勢、久しぶりに見ました。すばらしいことです。じゃあ、担当課長に即検討せよと指示していただけますか。その1点。

**○大岡克三議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 先ほど川原議員さんから、香川県のほうから前向きな話があったということでございますので、担当課のほうで早急に調査をさせていただきたいと思っております。

**○大岡克三議長** 以上で、13番、川原茂行君の発言は終わりました。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

なお、白川正樹議員の質問は、一問一答方式での申し出であります。

4番、白川正樹君、1番目の質問を許可いたします。

**○白川正樹議員** それでは、議長の許可を得ましたので、通告に従い一般質問をいたします。

また、ふれあいチャンネルをお聞きの皆さん、私は8番目です。私を含め、あと2人です。最後まで聞いてほしいと思っております。

今回、私は3問質問いたします。一つ目として、まんのう町に身体障害者協会を立ち上げてはどうかについてです。二つ目として、新しく教育長に就任した斉藤教育長に、英語教育について、小学生の英語教育の長所、利点は何かについてです。三つ目として、水道関係で、節水意識の確立のために、町民に対して何か考えているか。以上、3点質問いたします。

それでは、一つ目の質問をいたします。

ことし5月14日にまんのう町琴南地区身体障害者協会の総会が琴南公民館で行われました。私は案内状が来たので参加しました。琴南地区身体障害者協会も、琴南地区以外の議員さんに案内するのは今回が初めてだそうです。

当日は、総会の司会、事務などの世話を琴南支所が行っていました。来賓として来ていた県の担当の方が、琴南地区ではなく、まんのう町全体で活動してはどうかという意見を述べられていました。そうなれば県としても、補助金などのお手伝いができるようになりますと言っていました。

琴南地区、仲南地区、満濃地区の身体障害者が一つになり、お互いの親睦や情報の交換などを図れるような団体となり、活動の輪が広がればと思い、琴南地区の前の会長さんと仲南地区の会長さんに現在の状況のお話を伺いました。2人の意見を要約すると、まんの

う町で身体障害者協会が一つになり、県などに向かって団体としての意見を言えるようになりたいと思っています。今は琴南地区と仲南地区で会長さんが交代で仲多度地区とか県の会に名前だけまんのう町身体障害者協会として参加しているそうです。

そこで一つ目の質問です。まんのう町身体障害者協会を立ち上げてはどうかと思います。町長にお尋ねします。以上です。

**○大岡克三議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 白川正樹議員の御質問にお答えをいたします。

まんのう町身体障害者協会を立ち上げてはどうかの御質問でございますが、現在、まんのう町には琴南地区と仲南地区に身体障害者協会が組織され、スポーツ大会や各種研修への参加、会員相互の交流活動などが行われております。満濃地区につきましては、会員数の減少や高齢化等から、平成21年8月に開催された総会により解散が決議され、現在は身体障害者団体の活動はございません。

さて、まんのう町には、町内に在住されています全ての身体障害者が会員となれる全町を活動区域とする身体障害者団体はございません。また、各地区の身体障害者協会を統合し、協会相互の交流や連絡・調整等を行う上部団体の組織化もできていない状況でございます。3町合併時に合わせた各町身体障害者協会の統合に向けた動き、また、満濃地区身体障害者協会解散後のことではあります。琴南地区と仲南地区の協会を統合し、新たな身体障害者組織の立ち上げが検討されたという経緯もあるようです。しかしながら、両協会の合意を得るには至らず、現在も統一した協会結成には至っていない状況でございます。

町といたしましては、身体障害者協会が身体障害者の社会参加や、自立生活の促進、社会生活の安定と福祉の増進などを活動の目的としている観点から、今後も新たな身体障害者団体の組織化に向けた関係者の主体的な取り組みについて支援をしまいたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いを申し上げ、答弁とさせていただきます。

**○大岡克三議長** 4番、白川正樹君。

**○白川正樹議員** 一から十まで役場が段取りして、今現在でしたら、仲南地区と琴南地区の身体障害者の団体の一つにするというのではなくて、自分たちのことは自分たちだけでやってもらうように、初めの会だけの招集だけでも役場がしてくれて、その後のことは自分たちで段取りするように、そういうふうな会を、初めの1回だけでも役場のほうにそういうふうな段取りはできるんでしょうかね、お尋ねいたします。

**○大岡克三議長** 福祉保険課長、川田正広君。

**○川田福祉保険課長** 白川正樹議員の再質問にお答えいたします。

現在、琴南地区身障者協会につきましては琴南支所、仲南地区身体障害者協会につきましては仲南支所が事務的な支援をしまっておるところでございます。両支所が両協会の総会等に参加しておりますので、その状況を見まして、今後具体的な取り組みがありましたら、当然、私ども福祉保険課も加わりまして、設立に向けた具体的な御支援をしまいたいと考えておりますので、どうぞよろしくお尋ねいたします。

○大岡克三議長 4番、白川正樹君。

○白川正樹議員 先ほども言いましたけれども、琴南地区のものの会長さんとか、現在の仲南地区の会長さんにお話を伺うと、自分たちはもうやる気はあるんですけども、初めの1回目の会というか、集まる機会がないということで、一番初めだけでも役場の力をおかりして、会長さんに案内状を渡して、その後会長さんからそれぞれの会員さんに案内状を送ってもらうとか、そういうふうにして、さっきも言うたように、初めの会をやったり役場で段取りしてもらって、後はもう団体が一緒になるかどうかというのは、団体でいろいろな話しして決めたらいいと思うので、とりあえず1回目の会の段取りを役場のほうでお願いできるかどうか、再度、質問いたします。

○大岡克三議長 福祉保険課長、川田正広君。

○川田福祉保険課長 白川正樹議員の再々質問にお答えいたします。

新しいまんのう町の身体障害者組織を設置するに当たりまして、幾つかの方法が考えられます。まず、琴南・仲南両地区が両地区の身体障害者協会が発展的な解散を行い、新たなまんのう町の協会を立ち上げるという方法、また、両協会を存続しながら、新しいまんのう町の協会を設立し、まんのう地区の方も参加できるような組織づくりということも考えられます。そういうところを、現在の両協会の役員の皆様と御意見をお聞きしながら、より具体的にあつた団体におきまして、関係者の皆様に御案内し、協議をする場を設けたいと考えておりますので、御理解いただけたらと思います。以上です。

○大岡克三議長 1番目の質問を終わります。

続いて、2番目の質問を許可いたします。

4番、白川正樹君。

○白川正樹議員 それでは、二つ目の質問に移ります。

平成25年度の施政方針の「心豊かな人材を育てるまちづくり」の中で、小学校英語は、現行指導要領が全面実施された平成23年度、5・6年の高学年で週1回の外国語活動として必修化されています。まんのう町におきましては、低学年への英語教育への導入を25年度に小学校3校で先行して実施して、成果を検討してまいりたいと考えており、その後、26年度から全ての小学校6校で実施してまいりますと町長は述べています。

他校に先駆けて英語教育を実施すると言ったら、対外的には聞こえはよいと思います。文部科学省中央教育審議会初等中等教育分科会の「国語力の育成との関係」の項目で、小学校段階において英語教育を実施することについては、国語力の育成との関係を懸念する指摘が見られ、小学校で必修とすることに消極的な教員や保護者の中では正しい日本語を身につけることがおろそかになると思う考えがあります。

また、小学校教育では、日本語を正しく使える、自分の思いをきちんと相手に伝えることができることが重要であると言っています。私も全くそのとおりだと思います。また、英語の授業の時間分、他の授業がカットされるようになりはしないか、もちろん英語は国際的共通語として最も中心的な役割を果たしており、コミュニケーションのツールになっ

ている。これを日本語に訳しますと、感情、意思などの伝達の道具になっているということなんですけれども、世界では英語を母国語、公用語、準公用語とする人々が多い。21世紀を生き抜くためには、国際的共通語としての英語の能力を身につけることが不可欠であるということは理解できるが、何も小学校低学年から他の授業をカットしてまで教える価値はあるのか。英語に興味がある子供は、放課後とか土曜日ではどうか。25年度の成果を検討して、26年度から全ての小学校で実施すると言っています。25年度の成果がよいか悪いか結果が出ないうちに、6校全部で実施するのはどうかなという気がします。小学校低学年の英語教育は本当によいのか、メリットは何か、教育長にお尋ねいたします。

**○大岡克三議長** 教育長、斉藤賢一君。

**○斉藤教育長** 白川正樹議員の御質問にお答えいたします。

グローバル化が進む現代社会においては、外国語教育の重要性が一段と高まっており、世界の各国においても、外国語教育の見直しが行われ、改革や改善が進められております。日本では、文部科学省が、平成24年度の施策であるグローバル人材育成推進のための初等・中等教育の充実等において、国際的な産業競争の向上や国と国とのきずなの強化を基盤として、グローバルな舞台に積極的に挑戦し活躍できる人材の育成を図る必要があるとして、小・中・高を通じた英語コミュニケーション能力の育成が重要課題であると指摘しております。

こうした中、小学校に英語教育を導入することの意義については、さまざまな議論がなされているところですが、国の中央教育審議会外国語専門部会専門委員である琉球大学教育学部の大城賢教授の研究によりますと、小学校時代に英語を習った子供たちは、中学時代になると次の二つの進歩を見せたということであります。第1は、会話の基本であるbe動詞の間違いが少なくなり、その後の学習がスムーズになった。第2に、外国人との会話を避けるという態度が減り、むしろ外国人とのコミュニケーションに積極的になったということであります。

また、世界の多くの国で購読されているイギリスのエコノミスト誌が「2050年の世界」という本を出版しております。その中で、グローバル化が進む2050年の社会では、世界共通語たる英語を使える者だけがステージに上がることができることとさえ書かれております。

こうした中、まんのう町も、今年度から3校で小学校低学年からの英語教育を試行しております。実施した成果は、来年度からの拡大に活用することとなっております。実施状況につきましては、既にメディアでも取り上げられるなど、各方面から注目されているところであります。

まんのう町は、かつて、遣唐使船に乗り留学僧として唐に渡り、輝かしい成果を携えて帰国し、その後の日本の文化に多大の影響を与えた空海に深いゆかりのある町でもあります。その町にある学校で学ぶ子供たちが、世界のステージに飛躍するための言語能力を身につけることは、子供たちにとっても、私たちにとっても、大きな夢を現実のものとする

可能性を与えてくれるものと考えております。以上でございます。

**○大岡克三議長** 4番、白川正樹君。

**○白川正樹議員** 英語教育の重要さはわかっているつもりですけども、先ほども言ったように、小学生の低学年からとか、例えばそれを授業中にするということは、ほかの授業がそれだけなくなるということなんで、そういうことも考えたら、こっちのほうがメリットが多いということだろうと思いますけれども、例えば私といたしましては、小学生低学年から英語を教えるよりかは、道徳を教えたほうがいいんじゃないかと、そのように、道徳とか歴史とか、そっちのほうがいいんじゃないかと思うんですけども、その点はどうでしょうかね。

**○大岡克三議長** 教育長、斉藤賢一君。

**○斉藤教育長** 白川議員の再質問にお答えいたしたいと思います。

議員が御指摘いただいたように、確かに道徳であるとか歴史であるとか国語であるとか、そういった教科を教えることは大変大事なことで、重要なことであるというふうには考えておりますが、教育というものは、いわゆる全人教育を目指さなければならないというふうに考えておきまして、どれかに偏った教育を行うというのは、大きな問題を招来するおそれがあると思います。しかも、今日のように、先ほど議員さんも御指摘いただきましたように、英語教育の重要性、世界の中で英語教育の重要性というのが高まっております。今日的な課題に適切に対応していくためには、やはりバランスのとれた教科設定というのが必要だろうと思います。そういった意味で、幼少時、いわゆる小学校低学年からの英語教育というのは、意味があるというふうに考えております。以上でございます。

十

**○大岡克三議長** 4番、白川正樹君、再々質問を許可します。

**○白川正樹議員** 英語教育は重要だということはわかっております。わかっておりますけれども、私も外国へいったときの経験を言いますと、例えば歴史とか、そういうのを相手の国から聞かれたら答えられないとか、私も中学校3年、高校3年と英語を習っても、例えば全然しゃべれないとか、そういうことがあるんですけども、どうでしょうかね、英語も大事ですけども、それより大事なものは、人間形成のための道徳も大事だと私は思いますので、その点もよろしくお願ひしたらと思います。

**○大岡克三議長** 教育長、斉藤賢一君。

**○斉藤教育長** 白川議員の再々質問にお答えいたしたいと思います。

議員御指摘のように、確かに道徳教育であるとか、自分が外国へ行ったときに何もしゃべれない、しゃべる内容を持っていないということの問題については、私も全く同感であります。その点につきまして、今後の子供たちにはそういった課題を解決するための教育というのは、鋭意努めてまいりたいというふうに思っておりますが、英語教育につきましても、やはり現代社会における生きる力を与えるためにはぜひ必要であると思っております。そして、そのバランスをとった教育というのに今後心がけてまいりたいと考えております。以上でございます。

**○大岡克三議長** 2番目の質問を終わります。

続いて、3番目の質問を許可いたします。

4番、白川正樹君。

**○白川正樹議員** それでは、三つ目の質問をいたします。

先ほど川原議員さんも言うておりましたけれども、生活の水が大事だということなんですけれども、今は現在、まんのう町の水道の水で困ったということはないと思いますけれども、将来にわたり、まんのう町の水が十分にあるということは多分ないと思いますので、今から、水があるうちに節水意識を確立したほうがいいと思いますけれども、まんのう町民に節水意識の確立のための何かいい方法を考えているのでしょうか。質問いたします。

**○大岡克三議長** 町長、栗田隆義君。 (三好議員退席 午後4時46分)

**○栗田町長** 白川正樹議員さんの御質問にお答えいたします。

節水意識の確立のために町民に対して何か考えているのかという御質問でございます。

水道事業としての理念は、安心・安全な水を安定供給するというところでございます。安心と安全は設備の投資、また職員による日常的な設備の点検、運転管理及び原水・浄水における水源池から末端給水までの水質管理・維持により得ることはできますが、安定量というのは降雨の状況に大きく左右されますので、水道事業者としては新規水源の調査、確保また、住民の方には節水意識の向上を図っていただくことが重要な課題であります。

ことは6月を待たずに梅雨入り宣言がありましたが、安心するのもつかの間で近年にない少雨状態が続いておることから、渇水対策も視野に入れながら業務に当たっております。最近特に天候で一喜一憂することが多くなったところでございます。

そこで住民の皆様方には渇水時だけでなく、日ごろから節水に協力をいただき、その節水意識そのものが、ささやかでも第3、第4の水源になるという認識を持っていただくことが重要であると考えます。つきましては、今後とも年間を通して、節水依頼を広報等を活用しながらしっかりと行ってまいりますとともに、直近においては先週13日から行政放送により住民の皆様には節水のお願いを連日行っておるところでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

**○大岡克三議長** 4番、白川正樹君。

**○白川正樹議員** 節水意識は大事だと思うんですけども、それですね、今年度新しく就任した水道課長さんにちょっと一言だけお願いしたいと思います。節水意識についてのこと、どのように考えているのでしょうか、質問いたします。

**○大岡克三議長** 水道課長、天米賢吾君。 (三好議員着席 午後4時49分)

**○天米水道課長** 失礼します。白川正樹議員の質問にお答えをしたいと思いますけども、私自身、節水といいますか、水の大切さというのは、ことし4月に課長になったばかりでありますけども、以前にも4年間ほど在籍をしております、水の大切さというのは十分に認識しておるつもりであります。そういうことで、我々のできること、水道事業者としてできることは何か、また町民の方には何をお願いせないかとかいいうのは、十分

理解できていると思います。

そういった意味で、節水に対する意識、住民の方に対する考え方というのは、全く今町長さんが説明した内容で全く同じでありますので、今後とも年間を通じて、急に梅雨になったからといって、十分な水が潤うわけでありませんので、年間を通じて水が十分にあるときでも、ホームページ、また広報等で節水意識を高めていっていただきたいと思いますので、御理解をよろしくお願いします。

**○大岡克三議長** 4番、白川正樹君。

**○白川正樹議員** 新任の水道課長さんも十分な答えをいただきました。ありがとうございました。これからもまんのう町民の水道のために、尽力をしていただきたいと思います。終わります。

**○大岡克三議長** 以上で、4番、白川正樹君の発言は終わりました。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

なお、藤田昌大の質問は一問一答方式での申し出があります。

10番、藤田昌大君、1番目の質問を許可いたします。

**○藤田昌大議員** 5時がきまして、ようやく最終の質問の機会を得ました。私の質問は、昨年やった防災士と、もう一つは学校評議員についての詰めの質問を軽くいきたいと思いますので、よろしくお願いします。

防災士計画につきましては、今すぐできないと思いますけれども、絶対せないかん部分であろうと思います。そして、また学校評議員制度についても、これ制度がありながら生かされていないという状況がありますので、そしてまた、今、きょう質問した中で、それぞれまだまだ十分でない部分が、評議員制度が活用されれば、生かせるのではないかなど、そういった立場で質問をいたしたいと思います。

あ、違う分持ってきた。

テレビ中継でなくて、よかったです。

まず1点目に、最近、マスコミに取り上げられております東南海地震、いわゆる南海トラフの地震想定がされますし、もう一つは、中四国においては、大きな問題は多分、中央構造線の大きな動きだろうと思っております。そういった中で、被害が物すごく甚大に公表されています。幸い、香川県、特にまんのう町においては、甚大な命にかかわる津波被害については心配ないようであります。我が町の被害については、地震と集中豪雨によるため池の決壊、そして山間地域における土砂災害が大きな被害と想定されます。その災害の状況によって、きめ細かな防災対策が必要と思われれます。

そこで、自主防災組織の確立が急務と思われれますが、昨年の一般質問の回答で、防災士の育成について、来年度から取り組むとの回答がされました。そこをまず、防災士の育成について、補助金として24万円が予算計上されております。具体的な計画についてお尋ねします。1人当たり2万4,000円の補助金として、10名分の支出だろうと思われませんが、お答えください。

もう一つは、人選、募集に当たっての基本的な考え方をお答え願います。近年の住民意識の中で、募集をするときに難しい面が多く存在していると思います。例えばPTAの役員とか、そんななり手もない時分ですね。そういった中で、全地区的に防災士が存在し、自主防災組織の中心となって制度が生かされるようになるような計画をしなければならないと思いますので、その最終年度と、最終計画、そしてまた、具体的な数字を全町的にお示しいただきたいと思います。

まず、防災士の計画の部分でお答えよろしく申し上げます。以上です。

**○大岡克三議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 藤田議員の御質問にお答えいたします。

防災士の育成計画と今後の方針についての御質問でございます。

近い将来、高い確率で起こるとされております南海トラフ大地震において、頻度が高いものについては、町内の震度は5弱から5強、また、現在まで発生した記録はないものの、最大クラスの地震が発生した場合は県内の最大震度は7、また、町内においても6弱から一部6強の震度が予想されておるところでございます。

このような状況においては、耐震性の低い木造建築物が倒壊したり、固定していない家具が倒れたりするなどして、人命やライフラインに相当の被害が発生すると予想されております。そして、発災直後から数日間は公的機関の支援にも限界があることから、被害を受けた方々の多くに支援が行き届かない状態が続くことが予想されます。阪神淡路大震災においても、7割以上の人々は近所や親戚の人々の手によって救助が行われたところであります。このことから、日ごろから災害に備えることはもとより、大災害が発生した場合には、まず自分の命を守ることが最優先となります。その後は、被害に遭われた方の支援に当たる自助・共助の精神が広く求められているところであります。

防災士は、地域の減災と防災力向上のために地域の防災リーダーとしての活躍が期待され、今後、町内においても各地域で防災士が地域防災の核となり活躍していただけることを大いに期待をしておるところでございます。

まず、御質問の1番、今年度における育成計画では、現在、防災士資格取得に補助金を交付することとしており、全町を網羅した今年の町政懇談会で御周知を申し上げたところでございますが、今後は7月号の広報まんのうや町ホームページでも周知していくものでございます。また、町の防災担当が地域の集会等にお邪魔をして、昨年から施行しておる自主防災組織育成推進事業とともに啓発を図ってまいりたいと考えております。

2番目の補助金額と人数は、本年度では10名ほどに補助を行う予定としており、日本防災士機構が認証する研修機関で実施する講座の受講料や、受講に必要な教本の購入費、防災資格取得受験料及び防災士認証登録料として、1人2万5,000円を限度として補助を行うものでございます。

なお、予定人数以上の応募があった場合には、地域防災にかかわる重要なことのため、できる限りの予算措置を講じたいと考えております。

3番目の募集の方法と人選では、県内での補助対象となる公開講座は秋に香川大学で開講されますが、現在、講座日程の発表待ちの段階であり、情報が入り次第、町からは行政放送でお知らせをいたします。近年、意識が高まったことで受講倍率も高くなっておりますので、日程発表後、直ちに申し込みができるよう、受講希望者には事前に総務課危機管理係まで申し出ていただければ、順番により手続を行います。ただし、申込先も先着順となっていることをお伝えしておきます。また、人選においては特に年齢制限等もございませんから、防災について熱意のある方であれば誰でも受講が可能です。

次に、4番の全地区に配置できる最終年度と最終計画では、今後の申し込み希望者の状況により変わってくることとなりますが、本年度に資格取得された方においては、町内各地域での防災リーダーとして防災・減災推進活動にお力添えをいただきながら、町と連携した活動の場を広げることで、さらなる地域防災力向上が図れるものと期待をいたしておりますので、よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

**○大岡克三議長** 10番、藤田昌大君。

**○藤田昌大議員** 大体想像どおりでありまして、再質問したいと思います。具体的な数字に詰めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、防災士の育成ですけれども、やはり、まんのう町全体の地域自主防災組織をどれだけつくっていくかによって変わってくるだろうと思うんですね。そういった部分がある程度なかったら、防災士の育成が計画的に進まないと思っておりますので、各地域の中で、さっきも不明だと言いましたけれども、やはり齋部課長に聞きますと、定数が限られているので、香川県全体からいった場合、一遍に進まないという、計画どおりに進まないということがあり得るようでありまして、そういった部分も含めながら、町としての具体的な最終目標を出していきながら、これに近づけていきたいという部分が非常に重要だろうと思っております。ですから、やっぱり町民に安心・安全を早く伝え、そしてまた、財産を守るためには、やはり急務な事実だろうと思っておりますので、自主防災組織数と防災士の育成については、ある程度、具体的な人数を出しながら、最終年度は流動性がありますので、そういった部分では結構でありますけれども、やはりなるべく早急に伝わるように努力していただきたいと思っております。

そして、まず募集の方法でありますけれども、近年のこういったボランティア的な人選については、非常に難しいだろうと思っております。ですから、私が思うには、やはりまず南部消防の消防職員のOBは、これ持っておる人もおると思いますが、そういった方の人とか、公設消防団員、ここにおいて申しわけないんですが、やっぱり地域の防災の核になるのは、やっぱり公設消防団員は火災のときでありますけれども、やっぱり災害のときには呼び出される部分が多いだろうと思っておりますので、そういった意識がちょっとでも高い人は、防災士資格を取りにいただきたいということは、言いやすいだろうと思っております。そういった部分では、ぜひ目をつけて、若手の防災士を育成して、本当にもしものときに出ていかれる方については、そういった人選をしていきながら、役場担当者も大変だろう

と思いますけども、これつくりな仕方ないことです。ですから、そういった立場で、ぜひお願いしていきたくと思います。

そしてまた、この防災については、やはり地震と集中豪雨だろうと思います。まんのう町の場合ね。そういった中では、やはりそれぞれの特色を生かさないとだと思いますので、避難所も見直しせないかんとと思いますね。例えば、私は神野でありますから、集中豪雨のときに神野の公民館の避難所いうたら、川の横なんですよね。それが本当に適当な避難所であるかという部分が大変多くあります。ですから、それぞれの災害に合った避難所も、その防災士育成とともにつくっていかねばならないと思いますので、そういった対応もやっぱり地震と集中豪雨、そういった部分で考えていかねばならないと思います。

今、7月号で集中すると言いましたし、そういった中では、やはりきめ細かな部分、例えば、地域防災士をつくるに当たっては、自治会との連携は、やっぱり自治会から推薦していただくとか、そういったいろんな方法はあるだろうと思います。地域の中ではこういったことが起きるかといいますと、やはり、障害者の問題や独居老人の対策、こういったものは当然できてきますよね。そういった中では、それも含めた防災士の方に申しわけないですが、そういったことも含めながらやっていくのは当然だと思います。

そして、最後に、防災士の育成について、最後に、大変ありがたい答弁をいただきまして、10名の予定であるけど、希望者があればプラスアルファもあり得るということがありました。ということは、前向きに捉えて本当にするんだなという決意を私は受け取れましたので、そういった判断でよろしいでしょうか。ちょっと再質問でお答え願います。

○大岡克三議長 総務課長、齋部正典君。

○齋部総務課長 藤田議員さんの御質問にお答えいたします。

まず、10名の今、予算を持ってございますが、これは例えば20名募集が来たというような場合です。そういう場合にも、基本的には、できる限り全員の方をその防災士の試験に公開講座に出席をしていただけるように図っていきたく。できる限り、そういうふうな熱意のある方が出てきていただくことが、私どもも望んでおりますので、一人でも多くの方が受講していただいて、そして、地域に帰っていただいて、防災力の向上にお努めいただければ、私どもは幸いと思っております。そうすることによりまして、それぞれの地域連携して、それが広がっていくわけですね、防災の輪が広がっていくことにつながりますので、一人でも多くの方がお申し込みをしていただきたいと思います。

なお、先ほど少し申しましたが、町長が申しましたが、申し込み先の募集定員が人数にかなり限りがございます。ですから、かなり人気が高いということで、まんのう町からも募集したとして、全員がそこに受講できるかどうかは未定でございますが、ことし受講ができなくても、来年、再来年と毎年あるわけでございます。それにぜひとも御推薦をさせていただきますので、どんどんと受けていただいて、安全なまちづくりに貢献をしていただければと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○大岡克三議長 10番、藤田昌大君。

**○藤田昌大議員** 再々質問でします。回答がなかった部分でも、これにやってもいいと思いますので、募集の方法について、やはり全地区網羅するために、どういった方法を使うのかといいますと、やっぱり自治会の組織には非常に重要だろうと思っています。そしてまた、居住人口なり年齢構成についても非常に変わってくるだろうと思いますけれども、そういった部分では、自治会との協力が、要請というのがあるのか、ないのか。

そしてまた、今さっき申しましたように、消防職員のOBなり、自衛消防の団員ですね、自衛消防、公設消防、それぞれ地域にはいろいろな組織があります。そういったところにも要請をしていきながら、つくる気があるのか、ないのか。その辺やっぱり、住民全員がその問題意識がなければいけないと思いますので、それで、年度の発端の部分については、別に偏った組織づくりをしてもよろしいかと思いますが、最終年度、全部をつくるには、やっぱりそういったことを浸透させていかなければなりません。例えばモデル地区をつくって、ほかへ波及していくのか、そういった部分については、ちょっと考え方、共有するのか、違うのかが、ちょっと気になりますので、やっぱり実際につくるのが、防災士をつくって、その人が活用できることが重要でありますので、それらについて、ちょっと一言御回答願います。

**○大岡克三議長** 総務課長、齋部正典君。

**○齋部総務課長** 藤田議員さんの再々質問にお答えいたします。

募集の方法でございます。先ほど町長も申しましたが、今回、ことしの町政懇談会、7地域を回ったわけでございますが、そのときに全てのところで御説明をさせていただきました。一人でも多くの方の防災士の応募といいますか、お願いしたいという旨はお伝えはさせていただきます。

ただ、町政懇談会の場所でございますので、それだけでは十分ではございませんので、広報を使うなり、ホームページを使うなりしながら、一人でも多くの方にこういう制度を持っているのを知っていただきたいと思っております。

なお、先ほどから藤田議員さん言われますように、より防災意識が高い消防のOBとか、まんのう町も公設消防団、400名近く今いるわけでございますが、こういう即戦力の方々にも募集を、受講のお願いをしていきたいなというふうに考えております。一人でも多くの方が受けていただいて、その輪が広まっていただくことをお願いしたいというふうに考えております。自治会の中にも、これからも積極的に入っていききたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

**○大岡克三議長** 1番目の質問を終わります。

続いて、2番目の質問を許可いたします。

10番、藤田昌大君。

**○藤田昌大議員** 教育長、新教育長にですね、多分引き継ぎは受けているだろうと思いますけども、まず、これも昨年的一般質問でした分の、学校評議員制度について、ちょっとお尋ねしたいと思います。

なぜ聞くかといいますと、非常に地方中央政治が非常に動いておりまして、今、地方の教育委員会に対する波及が想定されます。そういった意味で、若干ちょっと失礼ながら、中央政治の状況をそれなりに判断させていただきながら、教育委員会に対する部分をやっていきたいと思います。

中央政治において、政府自民党が復権し、安倍政権が誕生いたしました。経済再建には大きな期待を背負って高い支持率を背景に、表面的な景気回復が図られていると、マスコミはキャンペーンを張っております。労働者の賃金の向上を図ると言いながら、円高の恩恵を受けた一部企業のみが一時金のみで対応し、片や公務員労働者については地方の努力を無視して、国家公務員賃金が一律7.8%減という公務員賃金をカットするという矛盾した政策を打ち出しています。また、右派と言われる安倍総理は、対外的には到底受け入れられない主張が近隣諸国に警戒される発言をしている、これは皆さんも周知の事実だろうと思います。

こうした中で、本来の政治とは教育は別であるべき教育制度について、政治介入を図ろうとしております。さきの戦争の反省に立ち、憲法が制定され、教育には政治は介入しないという立場で教育委員会制度ができております。町においても別の組織として教育委員会が存在しており、それぞれの学校における地域の独自性を尊重し、校長が中心となり、地域住民と話し合う中で、独自性のある学校教育を進めることになっております。

その中にあるのが、一つには、学校評議員制度と私は思っております。各校のあり方についてお尋ねしますが、幸い、事前に学校評議員制度の名簿をいただきましたので、それについてはもう結構ですので、ただ、気になっておるのが、5名以内の定数の中で、3名になっている学校や園があります。これ何でかなという気がしますので、そういった中でどうしてかといいますと、3名では会議が成り立たんのではないかなと思っています。しかし、会議の中身は全然わからないので、3名でやれるのかもわかりませんが、それぞれ、それが疑問と思いますので、ちょっとお答え願いたいと思います。

そして、各校とも人選に当たって、どのような基準、統一した基準があるのか、ないのか、またそれについてお答えください。それぞれ各校の特徴ある教育目標があれば、まんのう町、北から南まで、高篠から琴南地区まで、非常に状況が違います。そういった中では、僕は統一する必要はないと思っていますので、琴南中学校の小さい中学校でも、それなりに特徴ある教育が生かせると思いますので、別に統合する必要はないと私は思っています。

それらについて、まんのう町学校評議員に関する要領の中に、会議のあり方、進め方、具体的にどのようにするのか、一切触れられておりません。ですから、そういった部分では、実態を報告願いたいと思います。

昨年の三原教育長のほうに、新年度については、学校評議員については取り組むと言われましたので、もう3カ月もたっておりますので、多分、第1回の会議は終了していると思いますので、実態はどうか、御報告ください。

そして、近年、これも大変申しわけないんですが、国民のニーズの多様化の中で、いろ

いろな問題が起こっております。関議員が言いました自治会の未加入問題、これも多様化の中で、入ろうが、入らんが勝手やないかという部分だろうと思いますので、そして、またPTAの役員等も、本当にPTAの役員会といいながら、私たちの地域にも学校講演会とか何かいろいろありますよね。そういった運動は、PTAの役員から私たちに呼びかけがないんですよ。私たちも20年前の私たちのPTA行動の中では、各PTAの役員がおって、各自治会については、一回りして寄附とか、あるいは廃品回収とか、全部共同してしよったんです。もうそれがなくなってます。そういった部分では、大変苦勞をされていると思いますので、そういった部分の回答をお願いしたいと思います。

そして、本屋敷君が言うてくれましたので、学校教育に民主的な教育という部分が非常にやっぱり、この学校評議員制度によって変わってくるだろうと私は思ってます。ですから、それらについて、新しい教育長の考えをお聞きして、回答によって再質問に入りたいと思いますので、よろしくをお願いします。

**○大岡克三議長** 教育長、斉藤賢一君。

**○斉藤教育長** 藤田昌大議員の御質問にお答えいたします。

学校評議員の設置に関しましては、平成12年1月21日、学校教育法施行規則等の一部を改正する省令において追加された制度でございます。制度導入の趣旨といたしましては、学校、家庭、地域が連携・協力しながら、一体となって子供の健やかな成長を担っていくため、地域に開かれた学校づくりをより一層推進する観点から、学校に学校評議員を置くことができるとされたものでございます。

まず、御質問の学校評議員さんの定数につきましては、まんのう町立学校の学校評議員に関する要綱第2条において、一つの学校につき5人以内と定めております。また、年齢は75歳未満、任期は1年間、無報酬でございます。これらのことを各学校の生徒数など規模を考慮して校長先生が定員数を判断され、3人から5人の間で推薦をされているものと考えております。

次に、少ない人員で学校運営の評議ができるかとの御質問でございますが、少し古い資料でございますが、文部科学省による学校評議員の設置状況に関する調べが報告されておりますので、御紹介させていただきます。

平成15年7月1日現在の全国2万3,695校のうち、4人未満が約20%、4人以上から7人未満の学校が約62%、7人以上から10人未満が12%、10人以上が6%となっております。

次に、評議員の人選に当たっての基本的な考え方といたしましては、学校教育法施行規則、並びにまんのう町立学校の管理運営規則第27条第2項に基づき、当該学校の職員以外の者で教育に関する理解及び見識を有する者という趣旨に沿い、具体的には、学校や地域の実情に応じて、学校運営に関し、保護者や地域の意向を把握・反映し意見を述べていただく方を学校長が推薦し、教育委員会において委嘱いたしておるところでございます。

本年度、学校評議員は全校で合計49名でございます。その構成はPTA関係の方が

18名、公民館長が6名、児童民生委員さんが4名、自治会関係の方が3名、他校教育者が3名、各種団体の役員さん等その他の方が15名でございます。

次に、学校の教育目標でございますが、それぞれの地域と学校の置かれている位置づけに応じて、目標が設定されております。

満濃中学校は「自ら考え、自ら行動」、琴南中学校は「自立心を育てる」、琴南小学校は「ふるさとを愛し、学び合い、きたえ合う琴南っ子の育成」、高篠小学校は「よく学び、心豊かで、たくましい子どもの育成」、四条小学校は「自ら学び心豊かで、たくましい子どもの育成」、満濃南小学校は「自立への教育」、長炭小学校は「目標を持って、仲間と共に努力する子供の育成」、仲南小学校は「よく学び、ともに伸びようとする子どもを育てる」でございます。

次に、会議のあり方、内容でございますが、学校評議員の会議につきましては、年間、二、三回実施いたしております。その内容といたしまして、どの学校も本年度の経営方針、1学期の現状を説明し、評議員よりアドバイスをいただくことといたしております。

第1回の会議の報告と今後の予定でございますが、既に第1回の会議を開催しておりますのは、琴南小学校で6月3日に行われてございます。残り7校につきましては、6月18日に琴南中学校、6月28日に仲南小学校、6月下旬に四条小学校、7月上旬に満濃南小学校、7月中旬に高篠小学校、7月下旬に満濃中学校、9月に長炭小学校が予定されております。

既に開催いたしました琴南小学校の会議におきましては、校外における児童の挨拶について、保育所、小学校、中学校合同の運動会についてなど御意見をいただいた旨報告を受けております。たくさんの方の御意見を求めようとした場合、定員上限の5人が最良とは考えますが、原則、学校長の推薦によるものでございますので、校長会等において、来年度に向け再検討いただくよう通知いたします。

民主的な教育についての御質問でございますが、文部科学省の考え同様、教育は地域住民にとって身近で関心の高い行政分野であり、専門家のみが担うのではなく、広く地域住民の意向を踏まえて行われることが必要であると考えております。以上でございます。

**○大岡克三議長** 10番、藤田昌大君。

**○藤田昌大議員** 御丁寧な回答をいただきましたけれども、本当にこの学校評議員制度が生かされとんかなという疑問が、回答の中で感じました。しかしながら、私が質問した中で、やっぱり学校評議員制度の部分が問題提起されたんじゃないかなと思いますので、余りとやかく言うつもりはありません。ただ、新年度が発足して、2カ月半はたってますよね。そういった中では、やはり、この名簿見せていただきますと、新規ばかりですよ。これ当たり前なんですよね。1年、1年の部分であって、それが更新される人おりますけど、ただ、この評議員の人数の人選については、非常に面倒、難しいこともあると思います。

例えば、学校長が新しく来たときに、誰にどないしたらええんやとなったら、やっぱり

地域の人に相談しながらやらないかと思しますので、そういった中では、それぞれ学校校長でありますので、全く新しい部分は少ないと思えますね。やっぱり10年前、20年前にここに来て、この校風はこんなかった、PTAはこんなかったというのは、いろいろあると思えます。そういった中で進めておりますので、完璧な学校評議員制度というのは、今からつくっていくべきものと思っておりますので、そういった部分で受け取っていただきたいと思えます。

一つは、やっぱりその学校評議員制度をつくるに当たって、やっぱり言った部分の、まんのう町学校の管理運営体制規則、これが主になっておりまして、その中に、26条で、置くことができるいうたら、置かなければならないと違うんですね。置くことができるというのは、どっちでもいいという判断できますよね。この中で、学校評議員制度は余り重く置かれてないなという僕は気がしますがけれども、全校、全園が置いてくれていることに安心をしております。

そして、今、教育長から回答ありましたけれども、学校職員以外で学校教育に理解及び見識を有する者ということで、これは非常に難しい判断ですよ。いろいろ学校に言うてくる人が本当に見識あるかいうたら、ない人もおりますし、そういった部分では非常にこの判断が難しいと思えますので、これらはそういった中から校長の推薦に基づきとっておきながら、やはり地域の中の推薦を、やっぱり校長が判断して、僕はすべきでないかなと。そして、その中で、教育委員会が認めるということなんですよ。

そういった中で、いろいろ広い分野から人選されているようでありますけれども、そういった中では、本当に学校評議員制度をわかってなっとんかないところですね、私はわかりませんので、一遍はですね、前教育長は、学校評議員の方を一堂に会して、それぞれのことをやってみたいということをお申しました。それがやっぱりまんのう町の学校教育をですね、民主的な学校教育はどう進めるかによっては、いろいろ変わると思えますよね。やっぱり校風の中で自主・自立・友愛、いろいろ言葉が出ますよね、学校教育については、やっぱりその中で、やはり地域に合ったふさわしい部分をぜひやっていただきたい。

やっぱりもう琴南中学校の場合は、友達を大切にする、これは一番。そして、また全体を掌握することもできるだろうと思えますので、そういった部分とですね、まんのう中学校の部分とは全然変わった部分がありながら、これ中学教育、義務教育の最終年度ですから、きちっとしたことをやらなければ、町の義務を果たせんと思えますよね。そういった部分で、やっぱりそれぞれの学校の特徴を考えていただき、そういった部分をお願いしたいと思えます。

ですから、会議のあり方、校長プラス定数の方が参加されるんですか。それとも、学校側は何名参加している。一番僕が気になるのは、会議の進め方なんです。資料があつて、こういった部分で、座長までとは言わなくても、校長が進めていくのか、それとも評議員会の中から、いわゆる誰か最年長者を選んで、その会議を進めていくかによって、大分変わってくると思えます。そういったことをぜひ大事にしていきたいと思えます。

校長は聞きながら、自分のこともきちっと主張せなければなりませんから、やっぱり校長が最高責任者でしょう。やっぱり間違った方向へ行きよったら、校長はちゃんと言ってくださいということをするべきだろうと思っていますので、会議の進め方、あり方をぜひ、まだ一遍済んでないところもあるようですので、全町的な評議員さんの打ち合わせをぜひ意識統一していただきたいと思うんです。そして、学校評議員制度を大事にしますということを出していただいて、それをもとにやっぱりPTAの動きをやっていただきたいと思っています。

一つに、一番問題になるのが、やっぱり人選なり、なっただけの方、なっただけかかないかんのですよね、これ。そういった中では、PTAの役員も含めて、大変厳しい状況にあるだろうと思いますけれども、そのPTA活動の前段の中で、この学校評議員制度、あるだろうと、僕は思っています。ただ、設立されたのが、平成12年といたので、これ大変新しい制度ですけれども、教育委員会制度からいったら、もう60年たってきたような感じなんですよ。やはり、そういった部分では、一つは、新しい制度で見直していこうという部分で、この評議員制度ができたとは私は理解しております。

そういった部分では、大変要領の中は大変お粗末な要領だなと思っています。趣旨はありますけど、目的とか会議の中身とか、そういったのが全然載っていないんですよ。ですから、せめて3学期制度ありますので、3学期、1学期に一遍ぐらいしようやないかと、それで夏休みにはもう2回目しながら、冬休みあけるまでには3回目と、こういった、やはりより具体的な部分を校長に言ってほしいんですよ。これが教育委員会の仕事だろうと思っています。そして、そういったことがきちっとできれば、PTA活動も円滑にいくようになると思いますし、一つは、人間対人間なんですよ、全て。だから、そういった部分では、それぞれの部分が活かせる、僕は、言うたら地域防災組織も同じだろうと思いますし、地域の自治会も同じなんですよ。人間関係がないから出ていってもいいよ、入る必要ないと言われると思うんですよ。

そして、今のモンスターペアレントと言われるPTA会員がおるようでもありますけれども、実際、はっきり言いますと、法律上は、自治会であろうがPTAであろうが、これは自主組織なんですよ。入らないかんというあれはないんですよ。しかしながら、あつたほうがいいよという組織でしょう。そういった部分では、あつたほうがいいよ、じゃあ、入らない、入るべきやなということをする、そういった会に努力するのが、その会の役目なんですよ。それをせんと、入ってない人どっちでもええわいうんではないと思います。

そういった人間形成、人間関係をきちっと伝えていくことが、これは民主主義の原則なんですよ。民主主義というのは、少数意見を受け入れるんですよ。受け入れてどう対応するかなんです。切り捨てたら絶対いかんのですよね。やっぱりそれが一番大事なことだろうと思っています。

そして、民主主義というのは、その中で、学校が信頼される学校であつたり、教師が信頼されることが、やはりそれぞれ地域も信頼されなければいけません。何かあつたら、

村八分にすると、こんなばかなこと言うから、おかしな組織になるんです。ですから、組織というのはみんなを認め合うことだろうと僕は思っています。意見の違いはあっても認め合うことなんですよね。そのもとが民主主義でありますし、そのことが政治や教育に子供たちが信頼する、そういった部分をつくることだろうと思っています。

そういった中では本屋敷君が言った政治をやった、政治を教えた、教育を教えたことが、信頼をかちとって投票率の上昇につながることも僕はあると思っています。今の政治は一切信頼がありませんので、30%でも認められているんですね、おかしいでしょう。投票率30%でオーケーやいうことはあり得んです。本屋敷君の言葉かりたら、スウェーデンの実態言いますと、スウェーデンむちゃくちゃな納税額なんです。なぜかという、国が信頼されているから、払うんですよ、みんな。安心されているから。福祉も充実している、教育も充実している、そしてまた、死んだ後も安心なんです。ですから、もうせこげにお金をためろ、お金ためよって人を削らんでいいんですよ。そういった信頼されれば、国民は義務を果たします。やっぱり信頼される政治をつくっていったり、そしてまた教育をつくっていったりすることが、私は一番重要でありますので、その根幹が私は評議員の人がきちっとやりながら、PTAと連絡して学校教育の先生や、校長が信頼されて、校長が学校経営といいますから、このごろは、学校経営のトップであることをお願いしたいと思います。そういった立場での回答をよろしくお願いします。

**○大岡克三議長** 教育長、斉藤賢一君。

**○斉藤教育長** 藤田議員の再質問にお答えいたします。

議員からは多様な御指摘をいただきましてありがとうございます。民主教育に関しましても、いろいろと御指摘いただきました。本来の学校評議員のあり方、協議の仕方についても御指摘いただきましたが、現在、町の教育委員さんの間でも、この学校評議員の問題については、議論を重ねているところでありまして、現状に満足しているというわけではございません。

本来、最初にも申しましたように、外からの意見を取り入れるということが第一の目的であって、それはいわゆる一方的な見方で物事を進めてしまわないようにという、そういう観点から一つ大事な制度ではないかというふうに考えております。

ただ、今の現状の制度では、なかなか非常に難しい問題も多数含んでおると、議員さん御指摘のように、規定されているものが非常に問題を含んでいるのかもしれませんが、例えば、なっただく方は無報酬であるとか、地域の方々が無報酬であるがゆえに、本当に限定された方々にお願いせざるを得ない。もう少し大所高所から意見を言っただけのような方を人選したくてもできないとか、いろいろな問題がございますので、今後そういった問題も含めて、教育委員会内部でさらに議論を進めながら、皆さんの納得のいっただくような評議員制度に改善を進めていきたいというふうに考えております。実態としてですね、実態を改善していきたいというふうに考えております。以上でございます。

**○大岡克三議長** 10番、藤田昌大君。

○藤田昌大議員　大変きついことを言うて申しわけなかったです。やはり学校評議員制度を有効に活用していきながら、本当にまんのう町の学校教育なり幼児教育をきちっとして行って、本当にみんなが希望が持てるようにするというのが、我々の役目だろうと思ってます。

そういった意味では、今、教育長が言ったみたいに無報酬でこの条例によりますと、非常にほんまになり手おらんですよね、はっきり言ったら。けども、やっぱりこれが基本になっていきながら、教育委員会のバックアップができたり、そしてまたPTAとのパイプ役になれるようなことがあれば、この学校評議員制度はすばらしいんじゃないかなと私は思っています。

ですから、もうちょっと位置づけしていきながら、やはり、それぞれのきょうも問題提起されました。その部分を踏まえながら、教育長が議会でこんな提起されましたよ、この部分があるんですよということを、ぜひ学校評議員会の中へ、できましたら、一遍、学校評議員さんをみんな集めて、大変申しわけないですいうて、そこから始まると思うんです、実際。無報酬ですからね。そういった部分では意識統一していきながら、できる人は、こういうことで協力してくださいと。また、来年、再来年とずっと続いていきますので、そういった中でその人らが新しい評議員を推薦していったり、そういったことがつながっていくだろうと思います。そういった取り組みをぜひお願いして、今回の一般質問はこれで終わっておきたいと思えます。よろしくをお願いします。

十 ○大岡克三議長　以上で、10番、藤田昌大君の発言は終わりました。十

以上で、一般質問を終わります。

本日の日程は全部終了いたしました。

なお、次回会議の再開は6月26日、午前9時30分といたしたいと思えます。本議場に御参集をお願いいたします。

本日はこれで散会いたします。

**散会　午後5時38分**

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成25年6月18日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員

+